

富士宮市都市計画マスタープラン

令和2年3月
富士宮市



ごあいさつ

～文化・交流・産業の活性化と、

誰もが住み続けられる都市を目指して～



富士宮市は、全国1,300余の浅間神社の総本宮である「富士山本宮浅間大社」の門前町として都市の礎が築かれ、世界遺産「富士山」がもたらす美しく雄大な自然環境や豊富な湧水、世界遺産の構成資産に代表される歴史的・文化的遺産など、富士山からのさまざまな恵みを受け発展してきました。

今日も、市民や観光客でにぎわう浅間大社周辺の市街地を中心に栄え、その周辺には富士山からの豊富な湧水を活用した多様な産業が立地しています。

また、郊外には水田や茶畑、牧草地などの田園風景が広がるなど、富士山の豊かな自然に包まれながら多様な産業がバランスよく共存している都市として、ますます存在感を増しています。

近年では、人口減少・少子高齢化の進展など、都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、富士山の世界遺産登録による富士宮市への交流人口の拡大など、都市の活性化につながる明るい材料も多く、本市の将来には無限の可能性があると感じております。

この可能性を実現するために、この度、都市の将来像や都市づくりに関する基本的な方針を示す「富士宮市都市計画マスタープラン」を策定（改定）いたしました。

本計画では、おおむね20年後の将来に向けて、都市づくりの基本理念を『富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり』と定め、都市づくりの目標に「都市の核となる拠点の形成と魅力の創出」「交通・住環境・安全性などの生活基盤の確保」「豊かな自然との調和」「市民参加の促進」を掲げ、この目標を達成するための取組方針や方策を定めました。

本計画の推進により、都市機能のさらなる充実を図り、市民の皆様が「住んでよし・訪れてよし」「生んでよし・育ててよし」「学んでよし・働いてよし」「出会ってよし・結ばれてよし」を実感できる、誰もが住み続けられる質の高い都市の実現を目指してまいりますので、市民の皆様におかれましても、まちづくりや地域づくりへの積極的な参加と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に多大な御尽力をいただきました都市計画審議会委員の皆様、市民懇話会や地域まちづくり協議会、市民アンケートなどを通じて多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、策定に御協力いただきましたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

富士宮市長

須藤秀忠

富士宮市都市計画マスタープラン

目次

はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは	2
第2章 都市計画マスタープランの計画期間	5
第3章 都市計画マスタープランの構成	6

I 都市づくり基本構想

第1章 本市の特性と概況	10
1 本市の都市特性	10
2 本市の概況	12
3 本市の人口動向	18
4 本市の都市づくりにおける現状	21
第2章 都市づくりの将来目標	26
1 これからの実現したい市民の暮らしと都市計画の役割	26
2 都市づくりの基本理念	28
3 都市づくりの目標	29
4 将来都市構想	30
第3章 都市づくりの将来像の実現に向けた考え方	34
1 計画実現に向けた着眼点	34
2 分野別方針と地域別方針の役割	42

II 分野別方針

第1章 分野別方針の構成	44
第2章 分野別の方針	46
1 土地利用計画	46
2 都市基盤計画	58
3 都市環境計画	82

III 地域別方針

第1章	地域別方針の役割と活用方法	106
第2章	地域区分と各地域の地域づくり方針	106
1	大宮東地域	108
2	大宮中地域	114
3	大宮西地域	120
4	富丘地域	126
5	富士根南地域	132
6	富士根北地域	138
7	上野地域	144
8	北山地域	150
9	上井出地域	156
10	白糸地域	162
11	芝川地域	168
	各地域の地域づくりの取組方針と分野別方針の項目の対応表	174
第3章	複数地域で連携して取り組む事項の整理	176
1	複数地域での連携した取組の考え方	177
2	地域同士の共通の取組や連携に関する意見	178
3	全市的な取組が求められる事項	179

参考資料

1	都市計画マスタープランの策定体制と構成メンバー	182
2	都市計画マスタープランの策定経緯	183
3	計画策定における各組織のメンバー	185
4	都市計画審議会諮問・答申	190
	用語説明	192

※都市計画マスタープランの表紙や本文に掲載している写真の一部は、市民の皆様からお寄せいただいたものを活用させていただいております。

はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

富士宮市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。

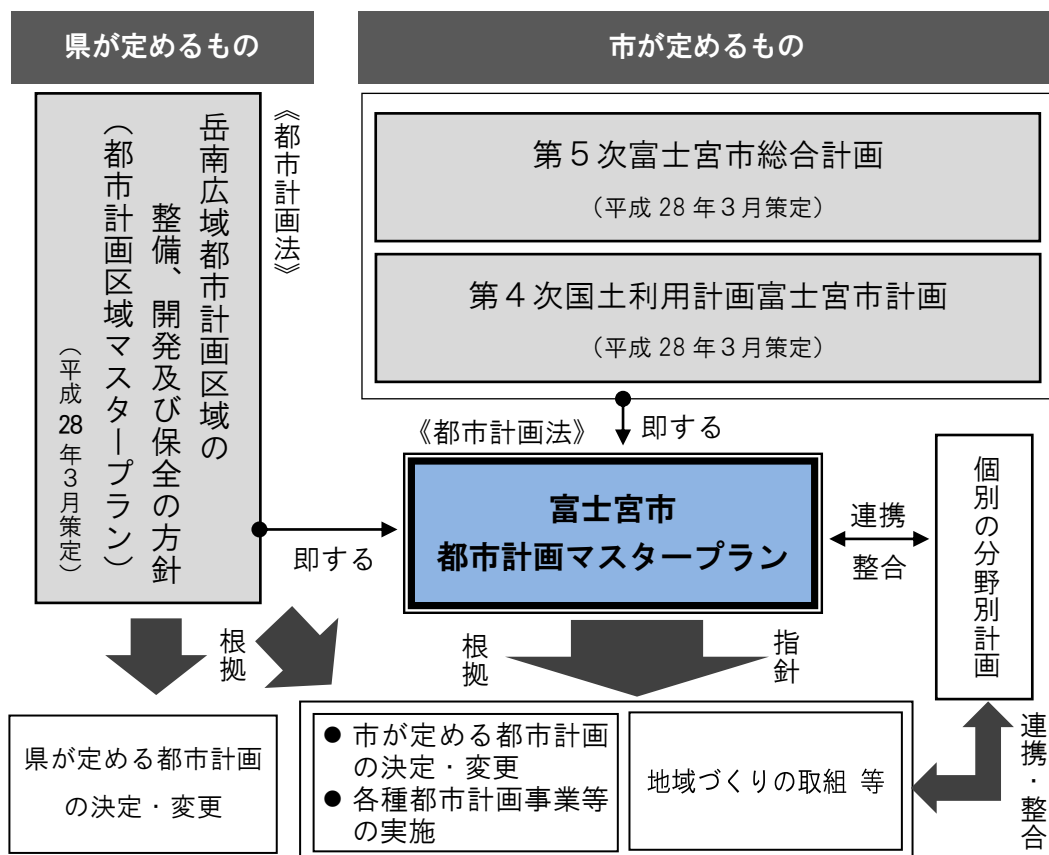
都市計画マスタープランは、「富士宮市総合計画」に示された将来都市像を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。

計画の位置付け

都市計画マスタープランは、市の上位計画である「富士宮市総合計画」、「国土利用計画富士宮市計画」に即し、他の関連する分野別計画との連携・整合の下に定めます。

また、県が定める広域的な観点での都市計画の方針である「岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものです。

都市計画マスタープランは平成14年3月に策定され、芝川町との合併後の平成25年3月に部分改定されました。策定から約20年が経過し、上位計画との整合を図るとともに、人口減少・少子高齢化や大規模災害、環境エネルギー問題などの社会動向の変化に対応し、世界遺産にふさわしい都市づくりや特性をいかした発展性のある地域づくりを進め、健全で持続可能な都市経営の実現を目指すために計画の改定を行います。



上位計画（灰色）と都市計画マスタープラン（青色）の関係性の体系図

計画の目的

都市計画マスタープランは、市町村が定める都市計画の根拠を示すものとされており、対象区域は、都市分野で取り組むべき課題がある範囲とし、一般的には行政区域としています。本市が位置する岳南都市圏では、区域区分が行われ、市街化区域、市街化調整区域、さらには都市計画区域外に分けられていることから、本都市計画マスタープランでは、それらを踏まえた整備、開発及び保全の方針を示します。

計画の役割

都市計画マスタープランは、次の4つの観点の役割があります。

● 個別の都市計画の相互調整

土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境などの個別の都市計画の相互の整合性を図ります。

● 都市計画決定・変更等の指針

地域地区や都市施設、地区計画など、市が定める個別の都市計画や都市計画事業の指針となります。

● 総合的な都市づくりの指針

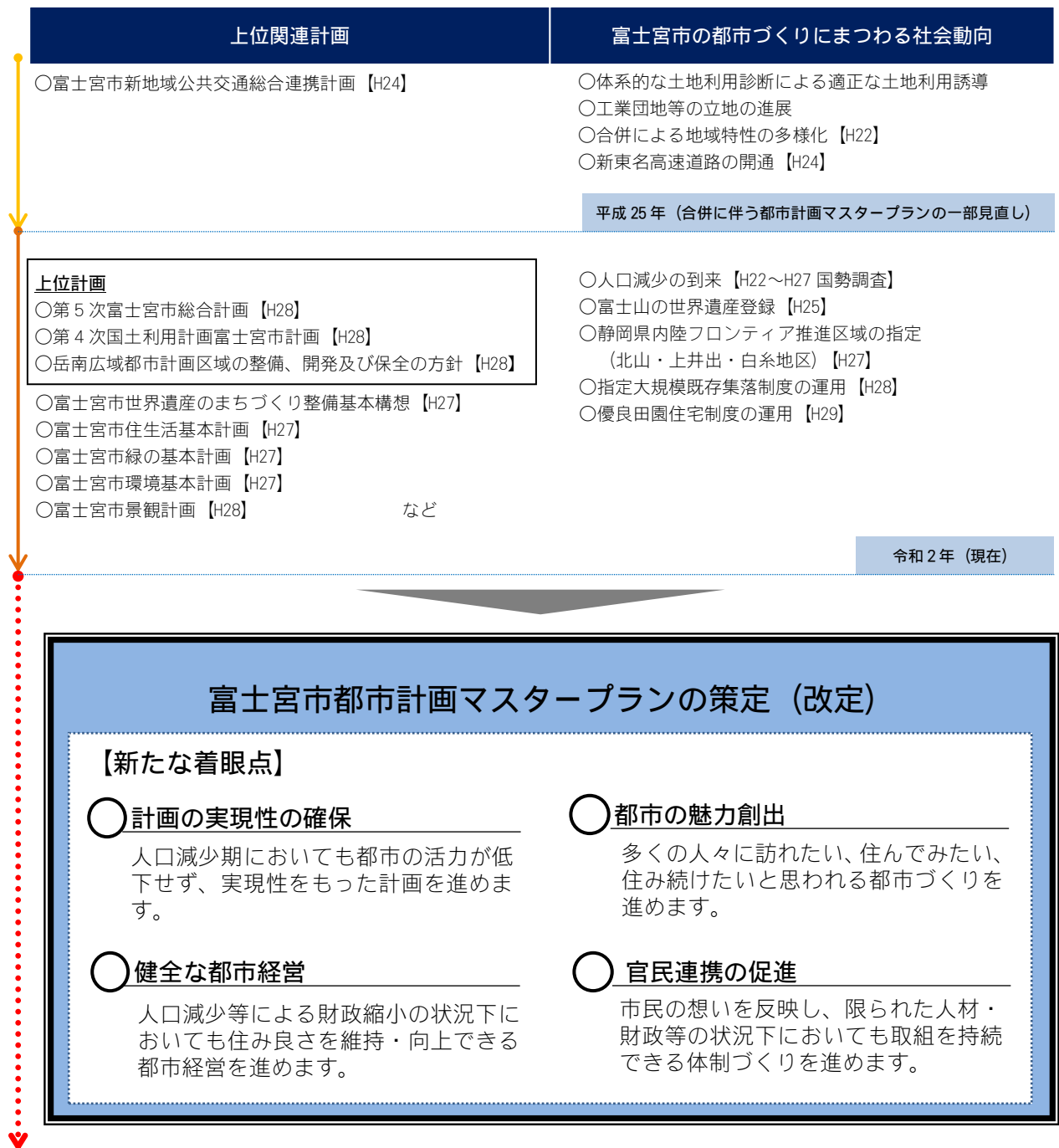
環境、防災、福祉などの部門のうち、都市計画に関連する各種施策についても一体的に捉え、総合的に都市づくりを進めるための指針となります。

● 協働と参画による都市づくり・地域づくりの指針

都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を示し、市民・企業・行政の共通の目標とします。また、都市計画マスタープランを通じて、市民・企業の都市計画に関する理解を深め、各種都市計画事業や規制・誘導への協力を促進するとともに、協働と参画により地域の取組を進めるための指針となります。

改定における新たな着眼点

本市では、都市計画マスタープランの策定から約 20 年という長い時間の経過の中で、未だに実現していない事項があることや社会動向の変化によって内容の見直しが必要となりました。また、本市も人口減少期を迎えたことにより、地域の活力低下、都市基盤や環境の発展性や持続性の低下、施策推進に当たっての行政の財政や地域の担い手の減少などが想定されることから、本計画の改定に当たっては次の 4 つの新たな着眼点にも着目し、市民が快適に暮らすことができるとともに、第 5 次富士宮市総合計画の将来都市像にも掲げられる「国際文化都市」にふさわしい文化や交流が持続的に生み出される都市づくりを進めていきます。



第2章 都市計画マスタープランの計画期間

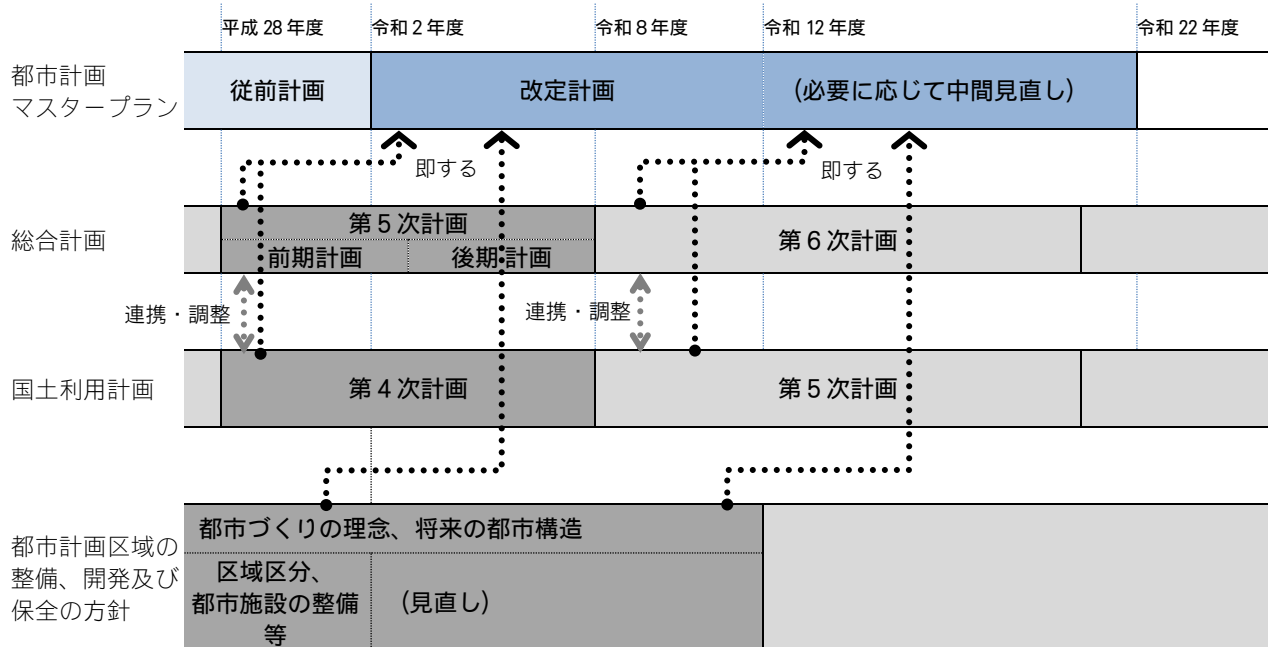
計画の目標年度

本計画は、令和 21（2039）年度末までを目標年度とし、都市づくりの基本方針を示します。

また、中間年度を令和 11（2029）年度末に設定し、今後の上位計画の改定状況や社会動向の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

上位計画との整合

都市計画マスタープランは、上位計画である「富士宮市総合計画」、「国土利用計画富士宮市計画」及び「岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の次期計画への移行を受けて、必要に応じて見直しを行います。



第3章 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、基本的に、都市づくりの計画と目標、都市計画に関連する各種分野の取組、地域ごとの地域づくりへの取組を中心に構成されます。本市においては、計画の利用目的に応じた利用のしやすさを念頭に置き、本市の都市づくりの特性と概況、将来目標、計画実現に向けた考え方といった計画全体に係る基本事項を示す「Ⅰ 都市づくり基本構想」と、各種分野別の取組事項を示す「Ⅱ 分野別方針」、地域ごとの取組事項を示す「Ⅲ 地域別方針」の3部構成とします。

「Ⅰ 都市づくり基本構想」では、本市の都市特性や現状、課題整理、基本理念や将来目標などを整理するとともに、計画の実現性の確保や市民・企業・行政の協働による官民連携の促進などの考え方、都市計画制度や他の関連法令・制度などを活用した総合的な都市づくりの推進の考え方について示します。

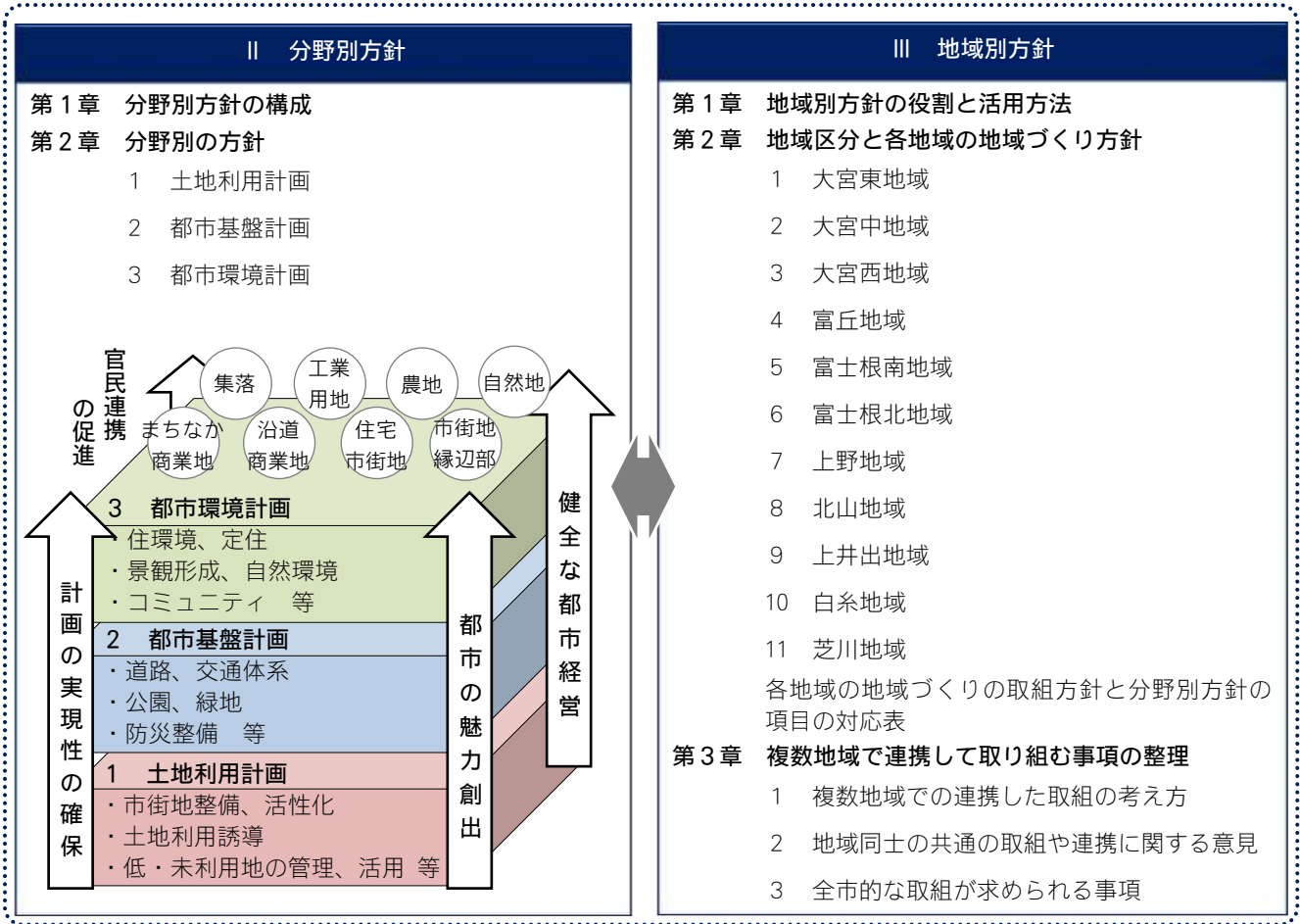
「Ⅱ 分野別方針」では、各項目の優先性や実現段階、相互の事業の多層的なつながりを示す分野別方針とするため、「1 土地利用計画」「2 都市基盤計画」「3 都市環境計画」の基本構成とし、各施策の対象となる富士宮市の区域特性を整理します。また、計画の実現性の確保、都市の魅力創出、健全な都市経営、官民連携の促進の4つの取組実現に向けた考え方も合わせて示します。

「Ⅲ 地域別方針」では、本市を11地域に分け、各地域の将来像や地域づくりの目標や方針などについて整理します。また、地域間の機能補完を高め、人口減少下での地域の活力維持・向上を図るため、複数地域での共通・連携の考え方も合わせて示します。

都市計画マスタープランの構成図

はじめに	
第1章	都市計画マスタープランとは
第2章	都市計画マスタープランの計画期間
第3章	都市計画マスタープランの構成

I 都市づくり基本構想	
第1章	本市の特性と概況
1	本市の都市特性
2	本市の概況
3	本市の人口動向
4	本市の都市づくりにおける現状
第2章	都市づくりの将来目標
1	これからの実現したい市民の暮らしと都市計画の役割
2	都市づくりの基本理念
3	都市づくりの目標
4	将来都市構想
第3章	都市づくりの将来像の実現に向けた考え方
1	計画実現に向けた着眼点
2	分野別方針と地域別方針の役割



Ⅰ 都市づくり基本構想

第1章 本市の特性と概況

1 本市の都市特性

本市は、富士山の南西麓に位置し、富士山を始め、自然環境資源や歴史、文化的資源を有しており、朝霧高原などは富士山南西麓部の観光・レクリエーションの拠点としての役割を果たしてきました。あわせて、優れた自然環境をいかした国際性豊かな観光・交流拠点の形成、歴史・文化の継承などを展開できる地域としての役割も期待されています。

行政区域面積は 38,908ha で、富士山頂周辺部などを除く 30,209ha が都市計画区域となっています。都市構造の特徴として、市街化区域（2,303.9ha、都市計画区域面積に対する割合 7.6%）は本市南側に指定されており、市役所や富士宮駅などの主要施設が中心市街地周辺にコンパクトに位置しています。

広範囲に広がる市街化調整区域（27,905.1ha、都市計画区域面積に対する割合 92.4%）では、それぞれで独自性のある自然環境や文化を有する集落が点在しており、国道 139 号などの主要な道路によって中心市街地や集落同士が繋がっています。

平成 22 年には芝川町と合併し、各集落の様々な地域特性の広がりを感じられるようになりました。富士山の世界遺産登録や新東名高速道路の開通などにより、広域的な人的交流・物流の玄関口としての役割を担うことが期待されており、工業団地などの産業誘導、富士宮駅や富士山本宮浅間大社を中心とした市街地整備が進められています。

富士宮市の特性を生み出す資源

本市では、富士山を始めとする自然環境資源や歴史・文化的資源、景観資源、産業資源など、次に示すような多様な地域特性を有しています。



①世界遺産である富士山の南西麓に位置した豊かな自然環境と優れた景観



②富士山を始めとする朝霧高原、天子山系などの広大な自然



③富士山からの湧水などによる豊かな水資源



④多様で豊富な食資源をいかした「食」による都市づくりの推進



⑤古くから栄えてきた富士山本宮浅間大社の門前町



⑥富士山を取り巻く地域のひとつとしての機能集積と、観光の発展が期待される中心市街地



⑦郊外や集落に点在する貴重な歴史・文化的な資源



⑧集落での独自性のある自然環境や文化、富士山の眺望



⑨産業発展につながる恵まれた立地特性（水、工業団地、アクセス等）



⑩新東名高速道路の開通によって高まる流通拠点機能

2 本市の概況

(1) 土地利用

- ・ 都市計画区域の土地利用の状況は、図2の土地利用現況図に示すとおりであり、自然的土地利用が79.5%、都市的土地利用が20.5%となっています。
- ・ 自然的土地利用の内訳は、富士箱根伊豆国立公園区域などの山林が54.4%を占め、農地が12.7%となっています。
- ・ 都市的土地利用の内訳は、宅地（住宅用地・商業用地・工業用地・農林業施設用地）が13.9%を占めています。

【市街地や集落の概況（図1）】

本市の市街地は、古くは富士山本宮浅間大社の門前町として形成され、徐々に郊外部へと住宅市街地が拡大してきました。

中心市街地では富士宮駅周辺に商業・業務系施設が集積し、神田商店街、中央・駅前商店街において富士山本宮浅間大社の門前町としての特性をいかしたまち並み形成が進んでいます。また、国道139号などの幹線道路沿道では、大型店を中心に、交通アクセスをいかした商業施設が立地しています。

一方、住宅市街地では良好な住環境を形成するため、道路・公園・下水道などの都市基盤の整っている地区や地区計画・建築協定による建築物などに関するルールづくりを行っている地区がありますが、住宅密集地や住工混在地区、スプロール化が進む地区などもあります。

大規模工場や工業団地は旧市街地を取り囲むように分布しており、特に市街化調整区域の工業団地は周辺環境との調和を念頭に置いた整備がなされています。

都市計画法における指定面積の内訳

	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積 (ha)	38,908	30,209	2,303.9	27,905.1
割合 (%)	—	100.0	7.6	92.4

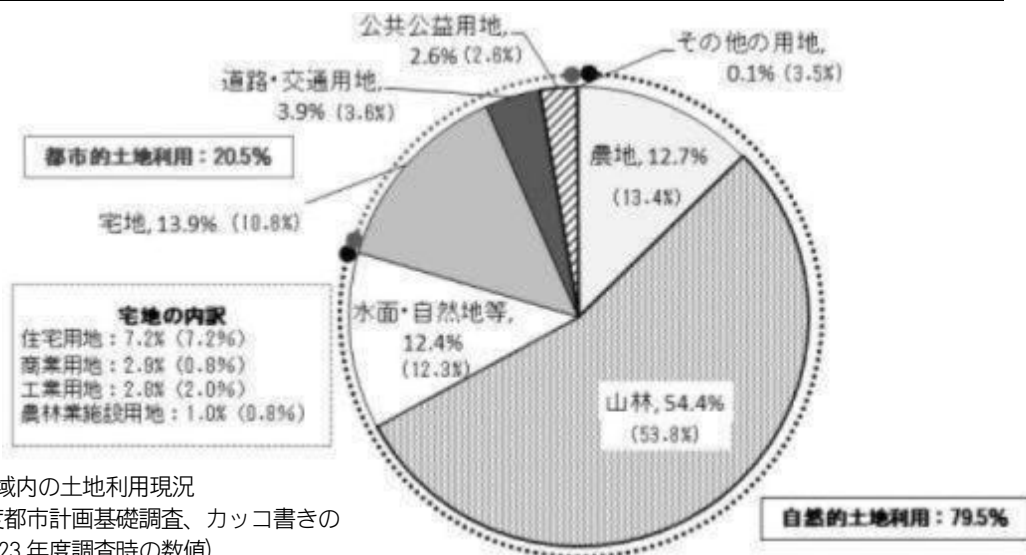
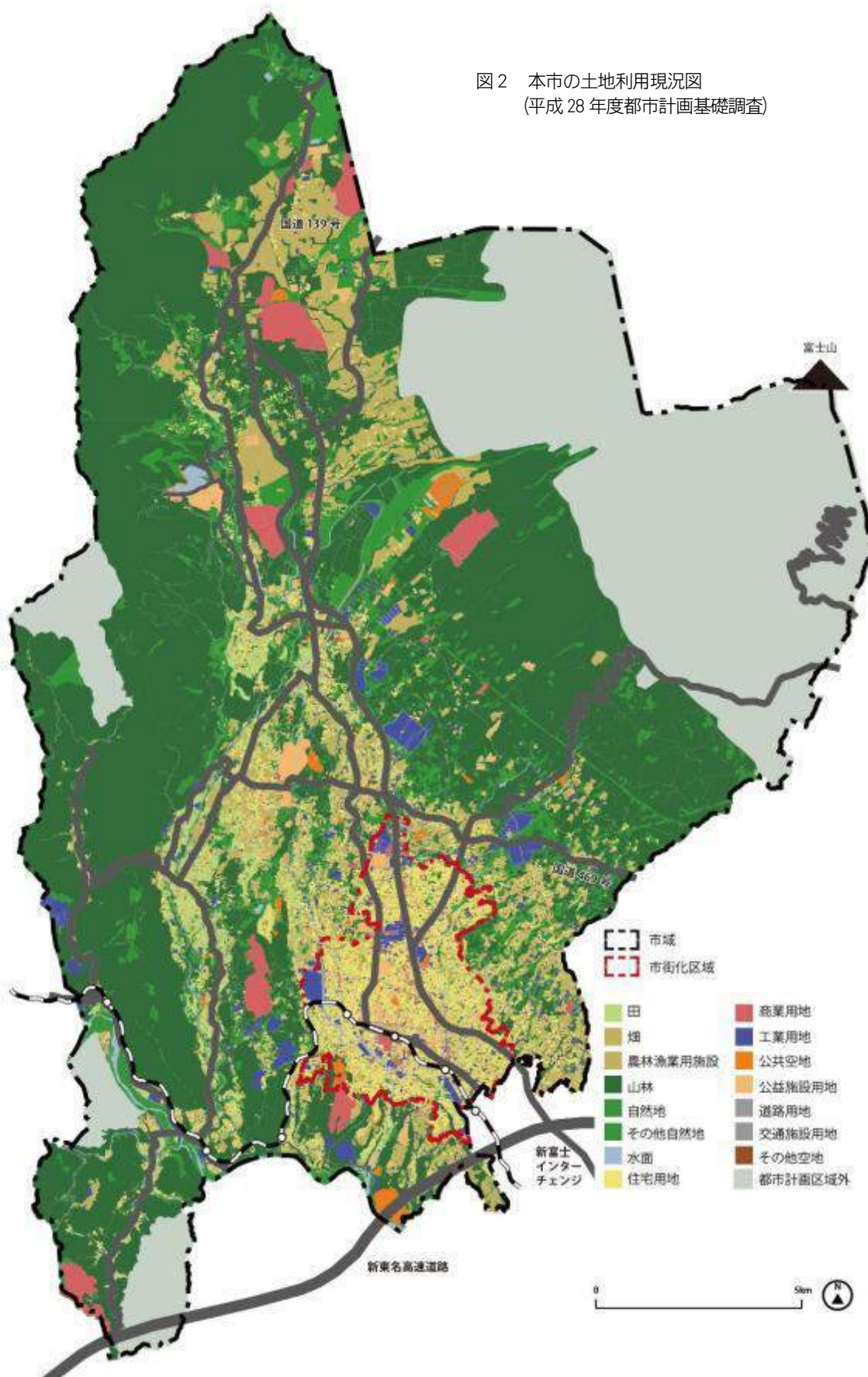


図1 都市計画区域内の土地利用現況
(平成28年度都市計画基礎調査、カッコ書きの数値は平成23年度調査時の数値)

図2 本市の土地利用現況図
(平成28年度都市計画基礎調査)



(2) 産業

- ・ 産業分類別事業所数の推移（図3）は、第1～3次産業のいずれにおいても増加傾向にあります。
- ・ 平成27年の産業分類別就業者人口（図4）は、第1次産業が3.4%、第2次産業が40.8%、第3次産業が52.3%です。全体の就業者人口は減少傾向にあり、第1次産業は平成22年以降で増加に転じており、第2次産業は減少傾向、第3次産業は平成17年以降で増減を繰り返している状況にあります。
- ・ 事業所数の分布（図5）は、まちなかや上井出インターチェンジより南側の国道139号沿道で多くなっています。
- ・ 卸売業・小売業合計の年間商品販売額（図6）は、平成11年をピークに、その後は増減を繰り返しています。製造品出荷額（図7）は近年増加傾向となっています。

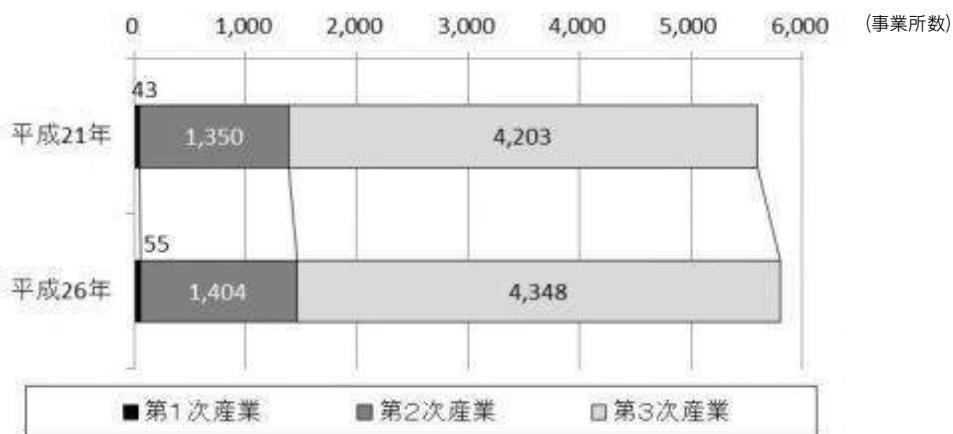


図3 産業分類別の事業所数の推移（各年経済センサス基礎調査）

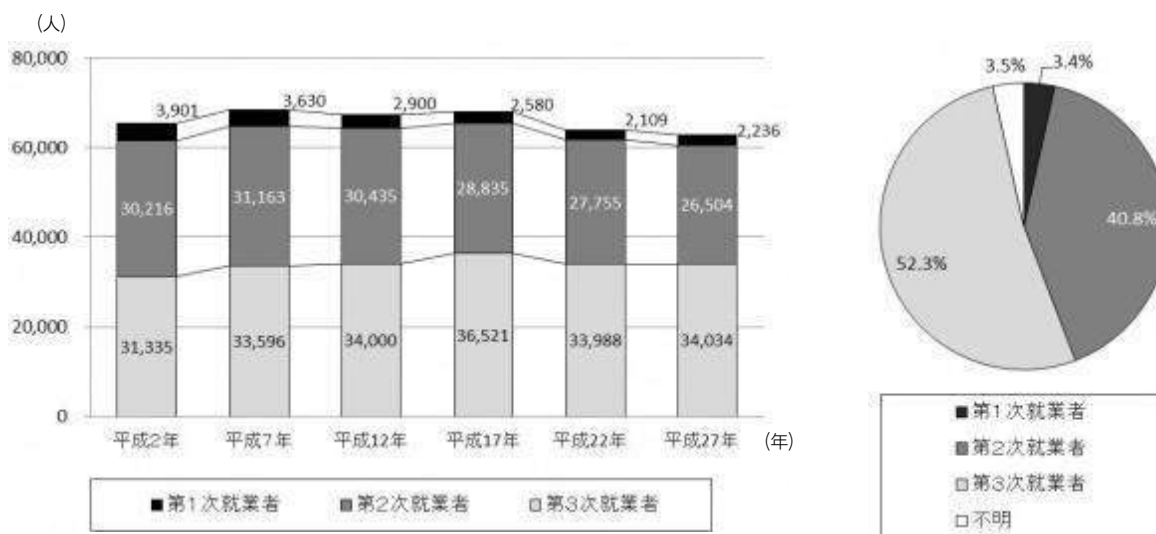


図4 産業分類別就業人口の推移と構成比（平成27年国勢調査）

図5 事業所数の分布状況
(平成26年経済センサス基礎調査)

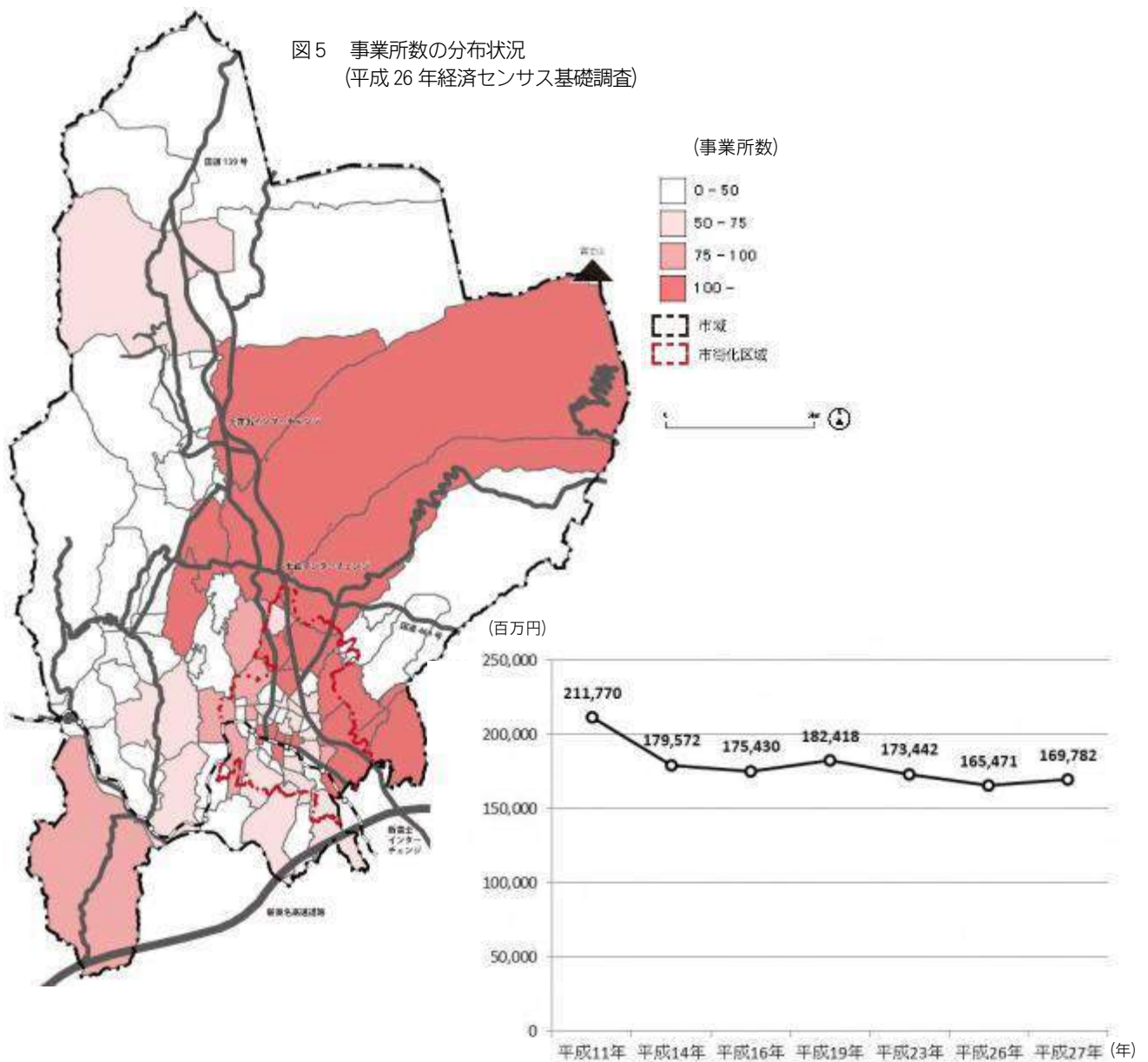


図6 卸売業・小売業合計の年間商品販売額の推移
(各年商業統計調査または経済性センサス活動調査)

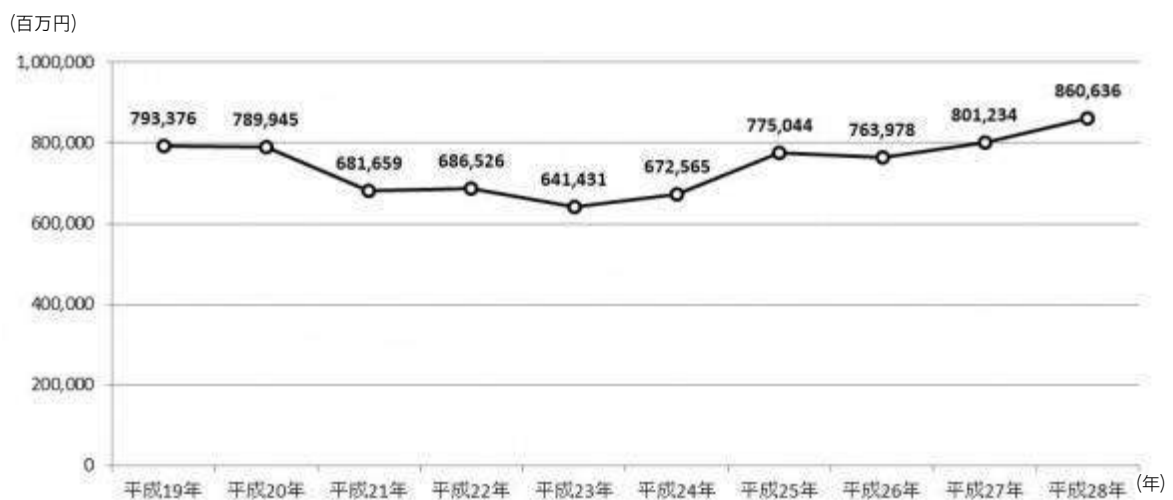


図7 製造品出荷額の推移 (各年工業統計調査または経済性センサス活動調査)

(3) 道路・交通

- 道路は、主要な道路として国道 139 号などがあり、これらを補完する道路として、梯子状の幹線道路網を計画しています。また、まちなかと市内各地区とは県道などで結ばれています。

現在の都市計画道路の整備率は、改良済みと概成済みを合わせて約 60%となっています。また、富士宮駅周辺では、南北交通の円滑化を図るため、鉄道高架化に伴う周辺整備が行われてきました。

- 鉄道は富士市と山梨県甲府市を結ぶ JR 身延線が通り、乗降客数（図 8）は平成 23 年度を基準とすると、富士宮駅は微増、西富士宮駅は微減、芝川駅や稲子駅は減少傾向となっています。
- 一般路線バスは、富士宮駅と市内各地区や周辺都市を結ぶように配置されていますが、平成 23 年度には 29 路線あった一般路線バスは、平成 24 年度には 24 路線に、平成 25 年度以降には 23 路線に削減されました。年間乗車人数（図 9）は平成 23 年度を基準とすると、減少傾向となっています。
- 持続可能な新たな公共交通として、市営のコミュニティバス「宮バス」、デマンド型乗合タクシー「宮タク」を運行しています。「宮バス」は年間乗車人数が平成 27 年度以降減少傾向となっています。「宮タク」は平成 25 年度にエリアが拡大され、9 エリアとなりましたが、1 エリア当たりの年間乗車人数は増減を繰り返しています。

都市計画道路の整備率

路線数 (本)		25
計画決定延長 (m)		64,620
改良済み	延長 (m)	31,390
	率 (%)	48.6%
概成済み	延長 (m)	7,240
	率 (%)	11.2%

(静岡県の都市計画 (資料編)、平成 31 年 3 月)



宮バス



宮タク



図 8 平成 23 年度を基準 (100%) とした各鉄道駅の乗降客数の増減 (各年富士宮市の統計)

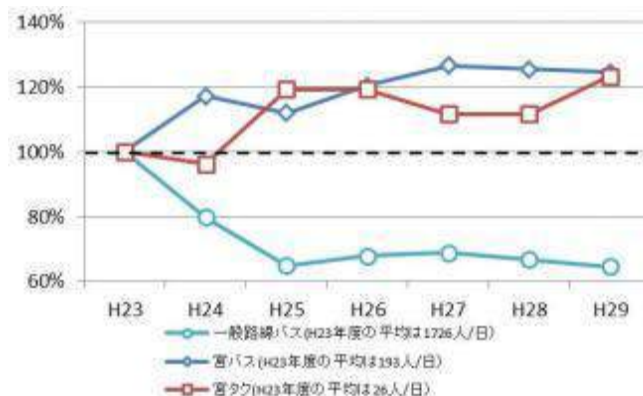


図 9 平成 23 年度を基準 (100%) とした一般路線バス・宮バス・宮タクの乗降客数の増減 (各年富士宮市の統計)

(4) 自然環境

- ・ 富士山や朝霧高原、天子山系は、豊かな自然環境に恵まれ、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。
- ・ 市街地の周辺には、明星山、白尾山、羽鮒山、西ノ山などの緑地が存在します。湧玉池、よしま池など湧水池が各所に存在するほか、富士川、潤井川、芝川、神田川など河川も多く、水辺環境に恵まれています。



白糸ノ滝と富士山



朝霧高原から眺める天子山系



明星丘陵



市街地の自然環境（富士山本宮浅間大社）

3 本市の人口動向

(1) 市全体のこれまでの人口推移（各年国勢調査、図 10, 11）

- ・ 総人口のピークは平成 22 年の 132,001 人であり、平成 27 年には 130,770 人で減少に転じ、今後も減少傾向が続くものと予想されています。世帯数は増加傾向で、平成 27 年には 49,004 世帯となっています。
- ・ 年齢構成別人口構成比は、平成 27 年時点で年少人口（0～14 歳）が 13.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 59.1%、老年人口（65 歳以上）が 26.7%となっており、年少人口・生産年齢人口が減少傾向、老年人口が増加傾向となっています。

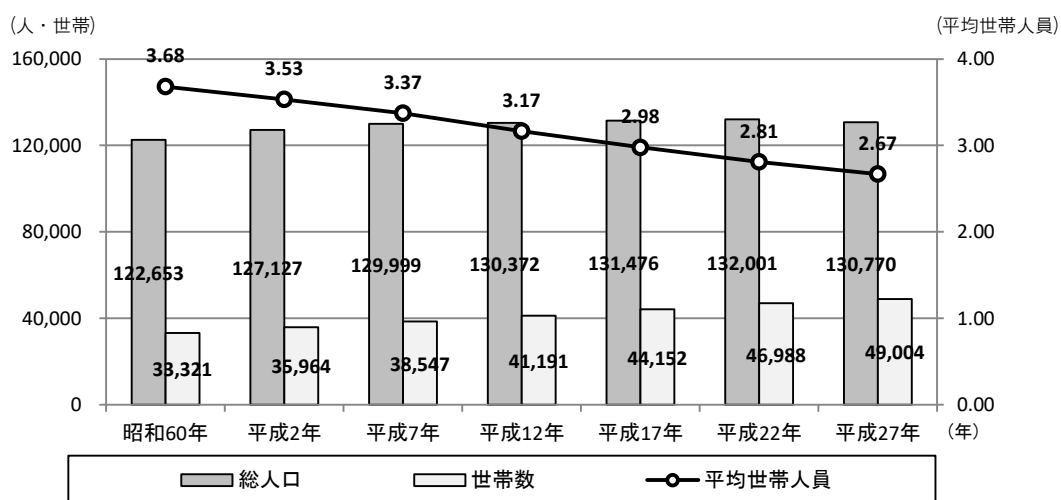


図 10 人口・世帯の推移

(各年国勢調査)

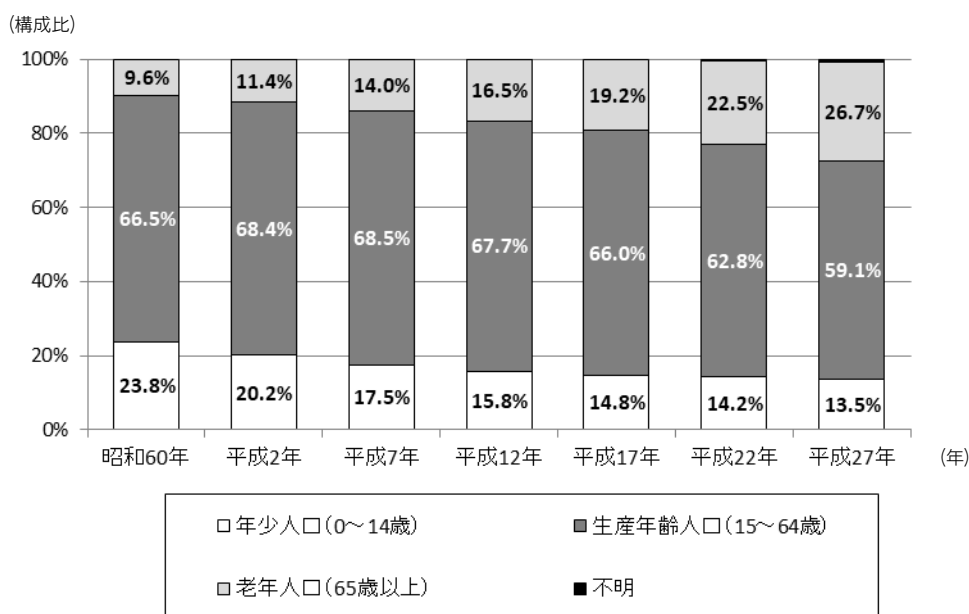


図 11 年齢構成別人口構成比率

(各年国勢調査)

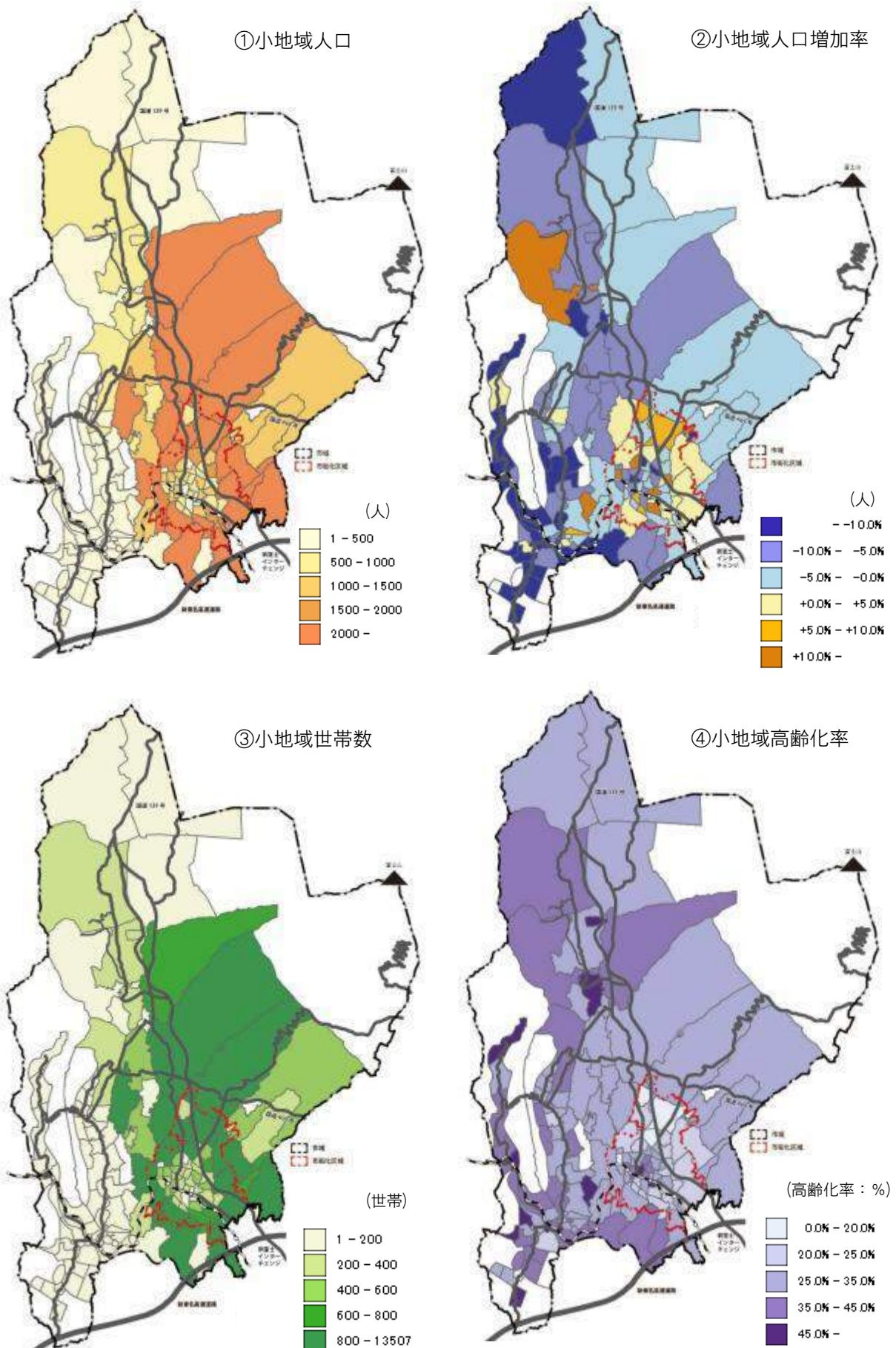


図12 小地域ごとの人口動向 (平成27年国勢調査)



(2) 将来人口予測・世帯数予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計）

都市計画マスタープランは今後 20 年間の都市づくりの方向性を示すものであり、計画の中間年度を令和 11（2029）年度末、目標年度を令和 21（2039）年度までと設定します。国立社会保障・人口問題研究所における本市の将来人口推計（平成 30 年推計）では、令和 12（2030）年度が 119,600 人、令和 22（2040）年度が 108,900 人となっています。この推計値を基に区域区分別の将来人口や将来世帯数を推計すると、次のとおりであり、人口減少による都市の活力低下や都市経営の対策が求められていることが推測されます。

■将来人口

令和 22（2040）年将来人口（国立社会保障・人口問題研究所・平成 30 年推計）

108,900 人

■区域区分別の将来人口

令和 22（2040）年区域区分別人口（国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を基に推計）

◆市街化区域 **82,500 人**
◆市街化調整区域・都市計画区域外 **26,400 人**

■将来世帯数

令和 22（2040）年将来世帯数（国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を基に推計）

45,500 世帯

過去の人口・世帯数の推移と将来人口・世帯数

年	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)
人口 (人)	131,476	132,001	130,770	128,000	119,600	108,900
市街化区域	87,992	90,478	91,329	91,000	87,900	82,500
市街化調整区域 都市計画区域外	43,484	41,523	39,441	37,000	31,700	26,400
世帯数 (世帯)	44,152	46,988	49,004	49,100	48,200	45,500
一世帯当たりの人数 (人/世帯)	2.98	2.81	2.67	2.61	2.48	2.39

(平成 17～27 年の数値は国勢調査、令和 2～22 年の数値は国立社会保障・人口問題研究所による推計値)

4 本市の都市づくりにおける現状

(1) 都市づくりに対する市民意向

都市計画マスタープランの改定に当たって市民意向を踏まえた内容とするため、平成 29 年度に市民意向アンケート調査を実施しました。

【本市の都市づくりの取組に対する満足度（平成 29 年度時点、図 13）】

- 『⑫富士山や朝霧高原の大自然の保全』の項目に対しては満足度が高い結果となりましたが、一方で『④道路やバスなど公共交通の充実』の項目に対しては課題意識が高い結果となりました。
- 富士山が世界遺産に登録され、富士山本宮浅間大社を中心とした都市づくりや景観形成を評価する『⑩浅間大社を中心とした門前町にふさわしいまち並みの形成』の項目に対しては満足度と不満足度の割合が共に高く、市民からの関心の高さがうかがえます。



図 13 本市の都市づくりの取組に対する満足度

【本市の都市づくりの将来イメージ（平成 29 年度と平成 11 年度の結果の比較、図 14）】

- 平成 13 年度策定の都市計画マスタープランでのアンケート調査（平成 11 年度実施。以下、前回アンケート）の際に多く選ばれていた『①緑豊かな自然環境や清流を大切にし、環境に配慮したまち』に代わり、『⑤富士宮駅周辺の中心市街地に商業が充実した活気あるまち』が最も多く選ばれていることから、市民の都市づくりの将来イメージの変化がうかがえます。

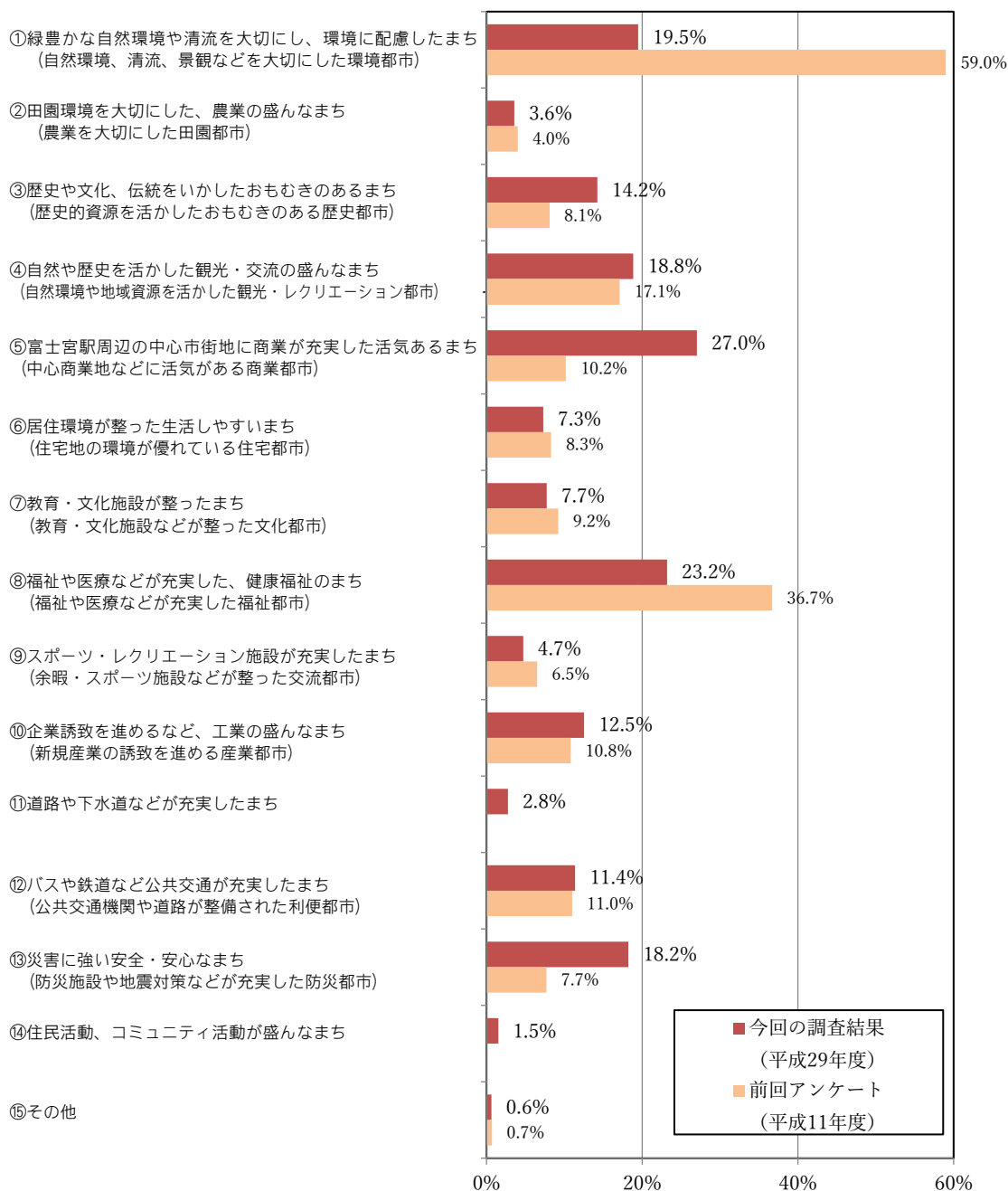


図 14 本市の都市づくりの将来イメージ（平成 29 年度と平成 11 年度の結果の比較）

【お住まいの地域の生活環境に関する項目別の満足度・重要度（図 15）】

- ・ 表に掲載する各項目について、満足度と重要度について調査した結果、満足度の割合が最も低い項目は『6 バスや鉄道の便』となっていますが、重要度においては 7 番目に高い項目となっています。
- ・ 重要度が最も高い項目は『21 病院や診療所などの医療機関』であり、満足度の割合は 66.8%となっています。

満足度・重要度に関する生活環境の調査項目

1	道路交通の安全性
2	犯罪に対する安全性
3	火災からの防災
4	地震からの防災
5	水害からの防災
6	バスや鉄道の便
7	日常の買い物のしやすさ (交通の便)
8	日常の買い物に関する店舗数
9	公共施設の利用のしやすさ (交通の便)
10	公共施設の種類や数
11	道路の広さや舗装
12	道路の渋滞状況や混雑状況
13	下水・雨水の排水
14	広場や公園・緑地
15	緑や自然の豊かさ
16	住宅地の日当たりや風通しのよさ
17	まち並みや施設の美しさ
18	騒音・悪臭・粉じんなど 環境への配慮
19	子供の教育施設や教育環境
20	史跡・祭りなどの保存・伝承
21	病院や診療所などの医療機関
22	介護や高齢者福祉などの施設

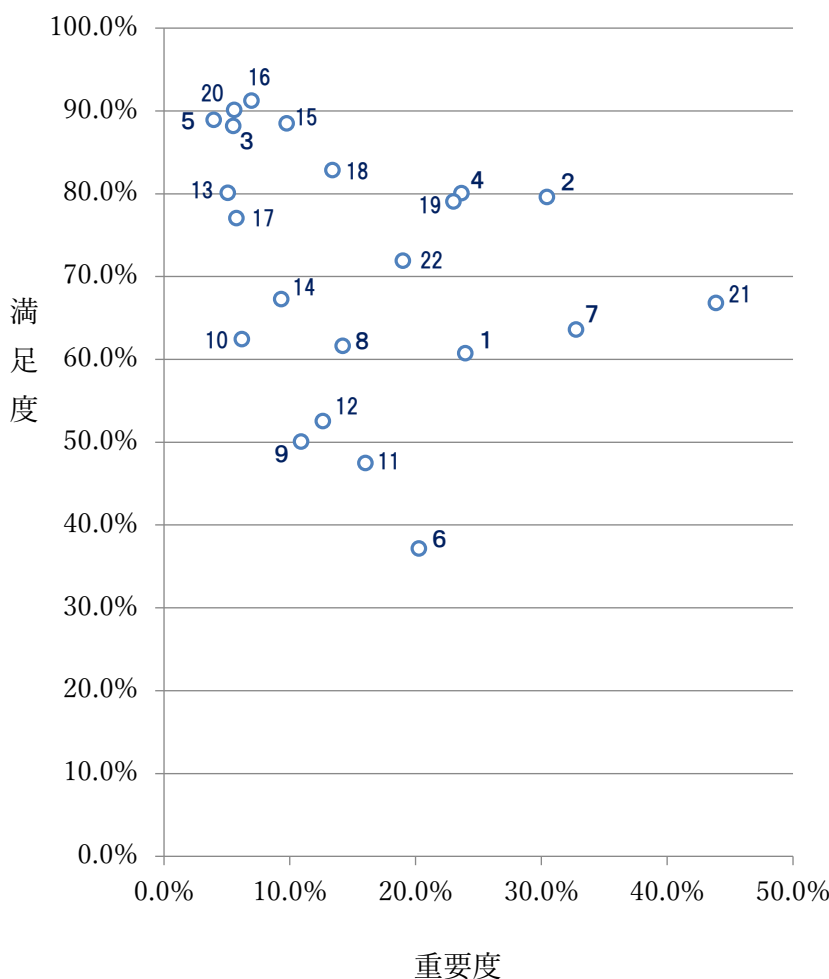


図 15 お住まいの地域の生活環境に関する項目別の満足度・重要度

【外出目的別の行き先と交通手段】

- ・ 市民の外出行動の特性については、いずれの目的においても交通手段として自家用車を利用する割合が 80%以上となっており、自家用車への依存度が非常に高い傾向となっています。
- ・ 特に、市街地縁辺部や市街化調整区域の住民は富士宮駅周辺や市外の施設を利用することが多くなっています。

(2) 本市における今後の都市づくりの課題

本市はこれまで富士山の自然の恵みをいかし、世界遺産富士山のあるまちにふさわしい都市づくりを行ってきましたが、人口減少に伴う様々な課題への対応なども求められる時代となり、市民意向や社会動向の変化、現状の取組を踏まえた観点から、今後の課題を整理します。

①都市活動における動向への対応

人口減少による都市の活力低下への対応

経済動向が低成長期に差し掛かり、開発動向も「量」より「質」が一層求められる時代となりました。そのため本市においても、低成長時代でも良好な市街地や集落などの環境を生み出せるような開発誘導を行っていくことが重要です。特に、人口減少や少子高齢化の進行抑制のためには若者世代の定住促進が不可欠となるため、市全体における住環境、子育て環境の向上や雇用の増進による若者にとって住み良い都市づくりが必要となります。

また、市内に点在する集落では、人口減少・少子高齢化の傾向がより顕著であり、居住機能や生活利便性の確保などによる定住を促進する取組が必要であると考えられます。各集落の生活の支えとなる地域生活拠点の形成と、集落同士の連携強化を推進し、効果的に地域の活力維持を図ることが重要であると考えられます。

大規模災害の対策

近年では洪水や土砂災害などの大規模な被害も全国各地で起こっています。本市においても東日本大震災直後の静岡県東部地震で多大な被害を受けたことは記憶に新しく、富士山噴火なども念頭に置いた対策として安全性の確保や都市機能の適切な立地を図るとともに、市民との連携強化による災害対応力の向上により、「減災」の考え方を取り入れたハード・ソフト両面からの防災対策を進めていくことが必要です。

固有性をいかした魅力と交流創出の必要性

本市では世界遺産富士山の構成資産を始め、数多くの自然や歴史・文化の地域資源を有しています。また、市内各地に良好な富士山の眺望場所が存在しており、これらの魅力を増幅し、資源の周辺環境整備を進めることで、観光交流や経済活動の活性化、都市の発展などの期待感が高まっていると考えられます。

また、近年は生産年齢人口の減少傾向がみられる中、まちなかでの空き店舗や農地での耕作放棄地などが見られます。地域特性をいかし、魅力と交流を創出するためにも、観光振興や地産地消の推進、企業誘致、新たな地域産業の創出、職住近接の実現などによる雇用の場の創出、農林水産業の6次産業化などといった従来の地域産業との連携により、多様化するニーズに対応した産業構造の構築と、それに対応し得る都市機能の確保が必要となります。

②健全な都市経営の実現

都市基盤の適正管理

これまで、道路などの都市基盤整備が進められてきましたが、人口減少下においては長期的な視点を持ち、限られた財政の中で効果的・効率的に都市基盤の機能向上・更新を図っていく必要があります。そのため、都市ストックの有効活用の手法の確立や都市計画に関連する各種事業の進捗確認が必要となります。

幅広い市民の移動を支える交通環境の維持

人口減少に伴い、市街地や点在する集落などの各地域間、隣接自治体などの都市間をつなぐ交通手段の確保が課題として顕在化し始めています。路線バスなどの公共交通は環境負荷の軽減や自動車に依存しすぎない都市づくりの実現において重要な役割を担っており、全市民的に高齢化が進む中で高齢者などの交通弱者の移動の確保も重要視されていることから、既存の交通体系をいかしつつ利便性の高い交通環境の実現が必要であると考えられます。

持続可能性のある都市活動の創出

環境問題への対応が求められる中、再生可能エネルギーの有効活用や省資源・省エネルギーなどの取組が全国的に進行しており、効果的なエネルギー施策の展開は災害時の対応力や地域活性化などにもつながることから、適切なエネルギー施策の展開などにより、環境にやさしく、持続可能な都市づくりに継続的に取り組んでいくことが望まれます。一方で、再生可能エネルギー発電の設備は景観を阻害する要因にもなることから、富士山の眺望保全との調和を図り、適切な再生可能エネルギーの利活用を推進していく必要があります。

また、環境問題に限らず、都市づくりにおける様々な取組を持続的に進めるためには、市民による活動が不可欠な時代となっています。本市においても、地域主体での防犯活動や環境整備活動などが展開されていますが、コミュニティ形成による災害時の自助・共助、住民同士の見守りなどを可能とする地域の体制づくりに取り組んでいくことが望まれます。また、民間活力の導入などにより、行政のみでは行き届かない地域環境の保全・向上を図り、持続的な地域経営が可能となる仕組みの確立も重要となっています。

第2章 都市づくりの将来目標

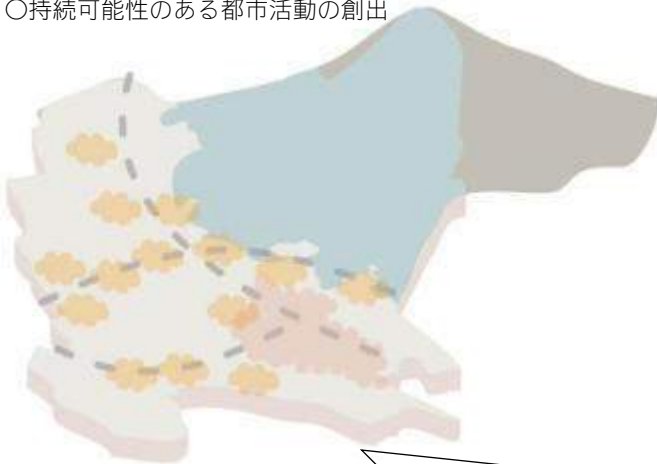
1 これからの実現したい市民の暮らしと都市計画の役割

本市が幅広い世代に選ばれる都市になるためには、生活利便性、産業の発展や雇用の場の確保などに取り組みながら、若者世代や子育て世代、高齢者などが安全・安心で健やかに暮らし続けられる環境づくりが求められます。

これを実現するためには、都市計画分野における取組事項を推進するとともに、都市計画以外の各分野との横断的な連携を促進し、商業・業務機能が集積する中心市街地の活性化、点在する集落における生活環境の向上、周辺都市との連携による観光ネットワークの形成、大規模災害への対策、産業基盤の確立などにより、地域の魅力の向上と経済の発展を図ることが重要です。

●直面する都市づくりの課題

- 人口減少による都市の活力低下への対応
- 大規模災害への対策
- 固有性をいかした魅力と交流創出の必要性
- 都市基盤の適正管理
- 幅広い市民の移動を支える交通環境の維持
- 持続可能性のある都市活動の創出



- ・地域内での少子高齢化、地域の担い手不足
- ・中心市街地の空洞化、全市的な空き地・空き家の発生
- ・身近な場所での生活機能の低下・不足（雇用、買い物、子育てなど）
- ・都市基盤の老朽化、生活利便施設の維持管理の難しさなど

●都市計画分野における取組事項

- 地域を取り巻く風土の継承
- 健やかな暮らしの創出
- 世代を超えた都市づくり

土地利用

- ・都市の核となる拠点の形成と魅力の創出
- ・地域の風土や個性、資源の保全 など

都市基盤

- ・市民の移動手段、交通環境の確保
- ・安全で衛生的な暮らしの確保
- ・市民の憩いや活動の場づくり など

都市環境

- ・豊かな自然環境と調和した住環境の創出
- ・環境負荷低減の取組
- ・景観形成 など

コミュニティ形成

- ・市民参加、官民の共創の促進 など



連携による施策推進

●分野横断的な取組事項

- 市民の住み良い都市づくりを実現するため、環境、産業、健康福祉、教育文化、都市整備、市民生活、市民参加・行財政などの各種分野と関連政策を通じて連携強化を図ります



環境
環境保全等



産業
商業活性化、
農地保全等



健康
福祉
福祉環境
の整備等



教育
文化
地域文化
の保全、
継承等



都市
整備
都市基盤
整備事業
の推進等



市民
生活
生活環境
形成等



市民参加
・行財政
市民活動
支援等

また市内各地には、富士山に抱かれた雄大な自然や景観、固有の文化を伝える地域資源も存在しています。これらの地域資源の豊かさを享受し、ゆとりある生活を創出するとともに、これらの資源の価値の再確認や有効活用について市民同士が世代を超えて語り合える関係を継承し、また、共創が生まれる機会づくりにも取り組んでいきます。さらに、各地域の拠点性を高めつつ、地域同士をつなぐネットワークの強化により、どの地域でも暮らし続けられる都市づくりを進めていきます。

●次世代に選ばれる富士宮市での暮らしの創出



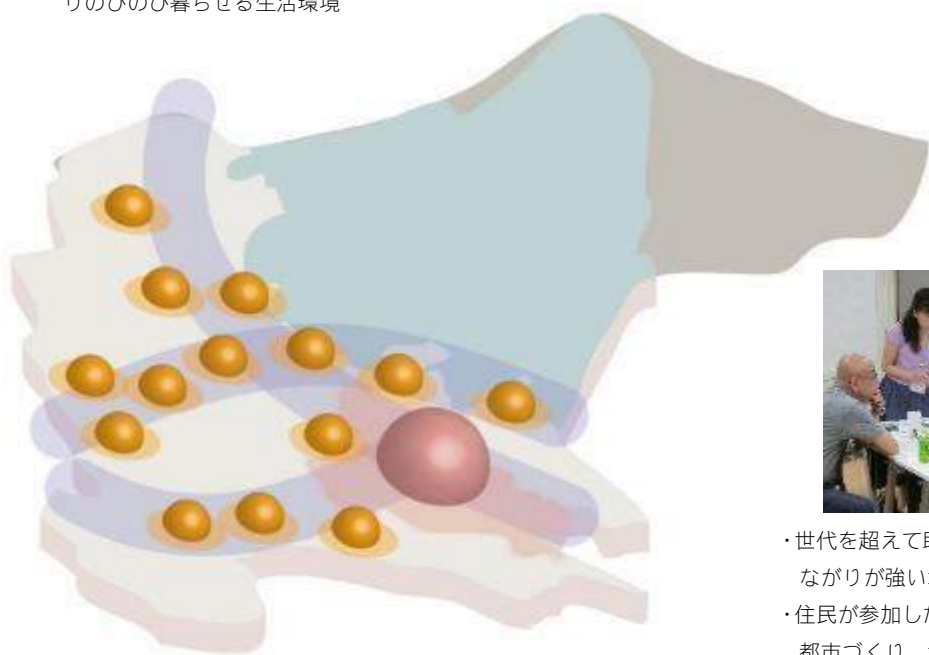
- ・富士山の素晴らしい眺望や豊かな自然が身近にある暮らし
- ・地域生活を支える利便性が整った集落拠点づくり
- ・仕事の場や子どもの遊び場がありのびのび暮らせる生活環境



- ・市内各所に暮らす市民が利用しやすく、頼りになるまちなか
- ・浅間大社を中心とした歴史と魅力が感じられるまちなみ
- ・市民の居場所がたくさんあるまち



- ・どこで暮らしていても気軽にまちなかや周辺地域と行き来できる公共交通の充実



- ・世代を超えて助け合いができ、住民同士のつながりが強い地域コミュニティづくり
- ・住民が参加したいと思える、楽しみを感じる都市づくり、地域づくりの推進

2 都市づくりの基本理念

20年後の将来に向けて富士宮市の都市づくりを進めていくに当たって、第5次富士宮市総合計画の将来都市像である『富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市』を実現することを念頭に、本市の特性と概況を踏まえ、持続可能な都市づくりを実現するための基本理念を設定します。

活かすべき資源や着眼点

- 世界遺産である富士山や周囲の優れた自然環境、景観、歴史文化などは市民が感じる大切な地域資源であり、これらをいかした都市づくりを進めます。

実現したい暮らしや活動

- 国際文化都市として、観光・交流機能を高め、多くの人々に自然や歴史などの魅力が伝わる都市づくりを進めます。
- 自然と寄り添った住み良さをいかした、暮らし続けられる都市づくりを進めます。

都市づくりに取り組む主体

- 近年では世界遺産のまちづくりが進み、都市づくりに対する市民の関心が高まりつつあることから、これを契機に、市民との協働による都市づくりを進めるとともに、次世代を担う若者や新たな市民にもまちづくりへの積極的な参加を促します。

都市づくりの基本理念

『富士山の恵みを活かした、

文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり』



3 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念を実現するため、社会動向の変化や市民意向を踏まえて、より具体的な取組を視野に入れた都市づくりの目標を設定します。

都市の核となる拠点の形成と魅力の創出

富士山の麓のまちにふさわしい、国際文化都市としての文化・交流が生まれる魅力づくりや活性化を図ります。

- 富士宮駅や富士山本宮浅間大社を中心とするまちなかでは都市機能を強化し、富士山の国際性・集客性をいかした様々な交流が展開する都市を目指します。
- 中心市街地や集落拠点では、市民や来訪者の活動を生む魅力づくりや景観形成、文化や交流の創出、地域経済の発展や生活利便性の確保などにつながる取組を進めていきます。

交通・住環境・安全性などの生活基盤の確保

安全・安心で、持続性のある暮らしを生み出す都市づくりを進めます。

- 都市経営の持続性を念頭に置き、道路・公園などの都市基盤の整備・維持管理を進めるとともに、市街地と集落との移動を支える交通システムの形成、地域拠点の生活利便性の確保、住み良さの保全などによる暮らし続けられる住環境形成を目指します。
- 地震・火災・水害などの大規模災害などを見据えた防災安全性の確保、市街地や集落の防犯性の向上、バリアフリーの促進などによる安全・安心に暮らせる都市づくりを目指します。

豊かな自然との調和

豊かな自然環境や歴史の深さ、美しい景観をいかし・守り、地域ごとの独自性と都市の持続的な発展性を伸長します。

- 富士山に育まれてきた自然環境や景観、地場産業の保全や活用により、地域ごとに持続性のある固有の特性をいかした地域づくりや集落の再生を図っていきます。
- 豊かな自然環境については、自然環境ごとの特性に応じた維持と管理の観点から整理し、関連計画などと整合を図りながら保全に取り組むとともに、再生可能エネルギーの適切な導入などを進めます。

市民参加の推進

次の世代への恵みと風土の継承に向け、市民との協働・共創を促します。

- 計画実現に向け、市民による都市づくり・地域づくりの取組を促進し、官民連携を図ります。
- 地域や分野ごとの担い手の創出・育成のための仕組みづくりを進め、将来にわたって安定性のある都市づくり・地域づくりを展開するための継続性の確保に取り組みます。

4 将来都市構想

本市の特性を継承しつつ、各地域の特徴をいかした都市機能の充実や生活環境の向上を図り、市域全体のバランスの保たれた持続的発展を目指す上での将来像として、将来都市構想図を定めます。

本市では、市街化区域が市域南部に位置し、市街化調整区域が広範囲に広がる中で集落が点在している特徴を持っています。これからの本市の都市づくりでは、市街地のスプロール化を防ぎつつ、それぞれの集落の活力や独自性のある自然環境・文化を維持していくことを念頭に置き、集落の中心地において周辺の住宅の生活利便性の確保に資する集落拠点的形成し、土地利用と連動して中心市街地拠点と各集落拠点を交通網などで人々の移動を支え、骨格となる連携軸でつなげる『拠点形成とネットワークによる都市構造の実現』を目指します。

(1) 土地利用ゾーン

市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう、土地利用保全などの観点から市域を4つのゾーンに区分し、各地域の特性をいかした土地利用の方向を定めます。

また、市街地整備ゾーン以外における産業振興に関して、比較的大規模な敷地による一体的な土地利用が見込まれるエリアについては「(3) 拠点とエリア」において整理します。また、他の局所的な土地利用に関しては自然環境や緑地環境の保全、災害安全性、周辺環境や景観との調和、各種法令との適合などの観点から適性を判断していきます。

自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 地質、野生の動植物等学術上貴重な資源が存在する地域、災害防止や水源かん養等の公益的な役割を果たしている地域、富士山の景観上重要な地域等は、自然環境を保全するゾーンとし、現状の保存、森林資源の育成等に努めるとともに、自然と親しむ施設の整備等を進めます。
景観活用交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ、レクリエーション施設等の自然と共生し調和する施設や農林水産業の生産と連携した新成長産業の振興のための活用を図ります。 柚野地区の田園風景を保全するとともに、交流、体験、学習施設等自然と歴史文化が共存する地区特性をいかした活用を図ります。
集落環境整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 集落と農地が混在する市街化調整区域は、集落環境の整備と農業生産性の向上、優良農地の保全、活用に努めます。 集落の拠点となる官公庁施設、文教厚生施設等の施設が集積している地域については、地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図るとともに、地域特性をいかし、地場産業と連携した産業文化の創出を図ります。 総合福祉会館の周辺には、消防、保健、救急医療に係る施設が集積されていることから、これら施設の機能と連携した活用を図ります。
市街地整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産のまちづくり、良好な環境の住宅地、地域をネットワークする道路網等快適で機能的な都市環境を整備するゾーンとします。特に、富士山本宮浅間大社周辺については、にぎわいのある世界遺産富士山のまちとしてふさわしい整備を進めます。

(2) 連携軸

中心市街地拠点や集落拠点が相互に連携し発展していくために強化すべき軸、都市環境の保全・向上を図るために必要な軸は、本市の発展を支える連携軸として位置付け、隣接自治体との都市間や市内の各拠点の連携を支えるネットワークを形成していきます。連携軸は、都市機能や生活利便機能の補完、人々の移動や交流を促進する役割を担うことが期待され、交通網や潤いある都市環境を形成する資源を構成要素とすることを想定します。

交通網については、広域交通や拠点同士をつなげる環状道路を含めた梯子状の幹線道路、生活利便性の確保や少子高齢化への対応や環境負荷の軽減を図る公共交通路線を想定します。

また、潤いある都市環境を形成する資源については、本市における貴重な緑地空間の連なりを緑の連携軸として位置付けます。

広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点間を結び、富士市と一体となって広域での市民の移動や交流、連携を支える道路網や公共交通網の中心軸であり、都市活力の創出、向上を図ります。
都市連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地拠点や点在する集落拠点を連絡し、広域連携軸の補完や公共交通の利便性の確保などによる移動を支えるネットワークの骨格形成を図ります。
地区骨格軸	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地拠点や集落拠点と近隣住区間を結び、広域連携軸や都市連携軸との機能分担や公共交通の生活に必要なサービス水準の確保などによるネットワークの補完を図ります。
緑の連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 富士山麓、天子山系、明星山、白尾山などの丘陵地、富士川、潤井川、風祭川、芝川、神田川などの河川空間を緑の骨格として位置付け、これらを有機的に結び、地球温暖化対策も視野に入れた総合的な緑地の保全、整備、創出する緑のネットワークの形成を図ります。

(3) 拠点とエリア

立地条件や自然環境などの特性をいかして区域にふさわしい都市機能を集積させる地区や現存の施設などを中心に、周辺地区も含め、地区の特性をいかした機能の充実や環境整備を進める地区を「拠点」と「エリア」として位置付けます。

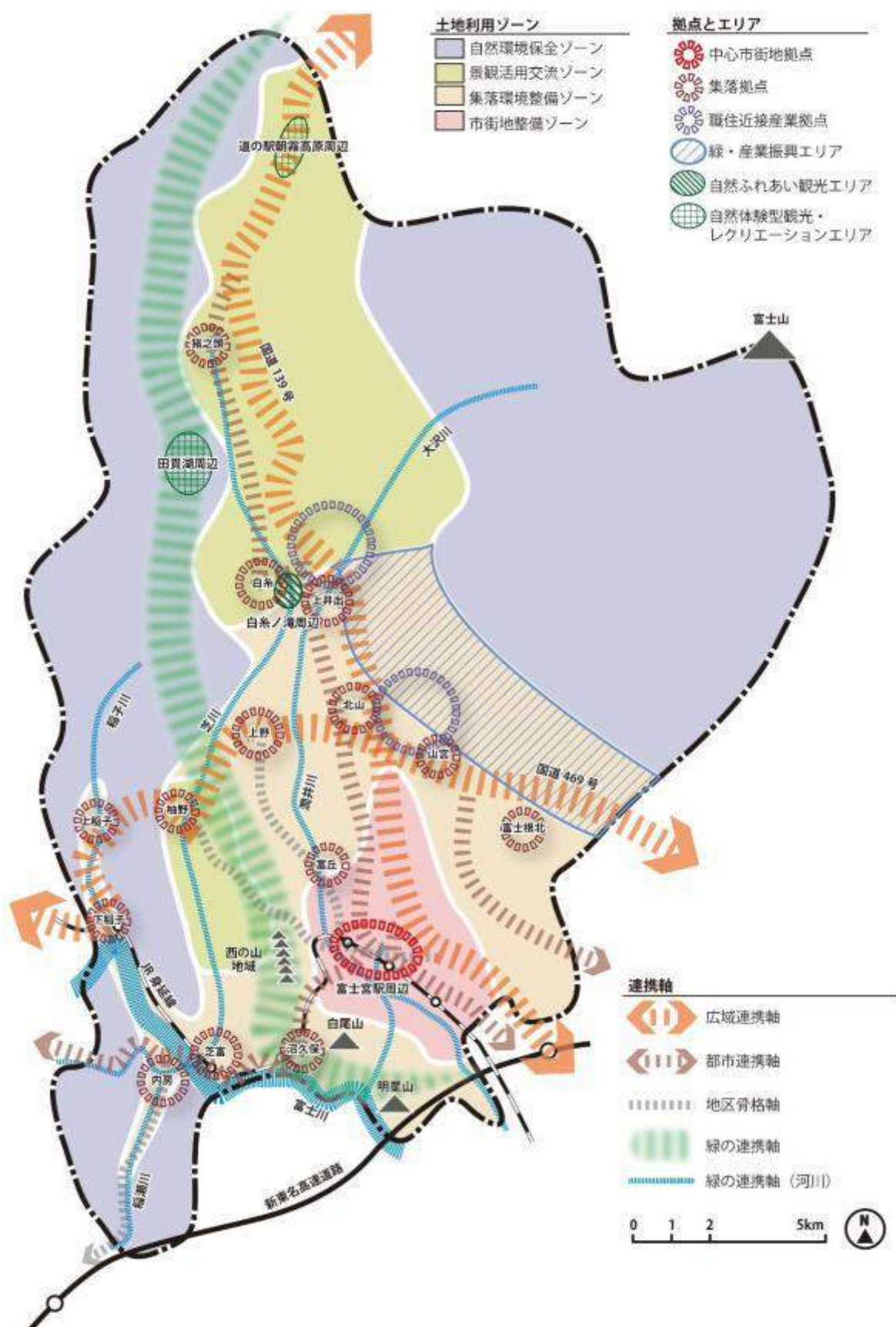
「中心市街地拠点」は、世界遺産のまちづくり整備基本構想のエリアに位置付けられたものであり、本市の中心拠点としての都市機能の集積やにぎわい創出などを図っていきます。

市街化調整区域では、土地利用の推進による拠点形成が期待される「集落拠点」「職住近接産業拠点」を設定し、一団の土地で計画的な土地利用に向けての熟度が高まった地域については、目的に応じた土地利用の誘導を図ります。また、交通アクセスをいかし、富士山の景観や自然と調和した産業振興を図る「緑・産業振興エリア」、自然をいかした観光・交流機能の充実を目指す「自然ふれあい観光エリア」「自然体験型観光・レクリエーションエリア」を設定し、一定の広がりがある範囲において周辺環境や連携軸との近接性をいかした魅力の創出による目的に応じた土地利用の誘導を図ります。これらの「拠点」や「エリア」では、「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」に基づいた地区計画の導入や各種施策により、周辺の田園や自然環境との調和のもと、目的に応じた土地利用の誘導を進めていきます。

中心市街地 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか商業地[*]に市役所や富士山本宮浅間大社などが加わったエリアであり、商業・業務機能を始めとする都市機能の集積や水と緑をいかした施設整備、魅力あるまち並みづくりなどを進め、にぎわいと潤いの創出を図りつつ、歴史・文化資源の活用などを通じた多様な交流が展開される拠点の形成を目指します。
集落拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点在する集落において地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図ります。また、集落環境の整備や必要に応じて新たな宅地の確保を計画的に進め、ゆとりある緑豊かな田園住宅地の形成を図ります。
職住近接産業 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧町村役場等を中心とした集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せ、就業の場を創出するため、既存の工業団地やインターチェンジ周辺の交通利便性の高い地域の特性をいかし、職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。
緑・産業振興 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境を保全するとともに、国道469号（富士南麓道路）などの広域幹線道路や本市の立地特性をいかし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図ります。
自然ふれあい 観光エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白糸ノ滝、白糸自然公園周辺一帯を位置付け、自然環境の保全に努めるとともに、世界文化遺産の構成資産にふさわしい周辺整備を進め、観光拠点としての機能の充実を目指します。
自然体験型 観光・レクリ エーション エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田貫湖周辺及び道の駅朝霧高原周辺一帯を位置付け、恵まれた自然環境や草原景観をいかした体験型の施設整備などを進めていくとともに、観光、交流、レクリエーション拠点としての機能の充実を目指します。

将来都市構想図

『拠点形成とネットワークによる都市構造の実現』



第3章 都市づくりの将来像の実現に向けた考え方

1 計画実現に向けた着眼点

本市でも人口減少期に差し掛かり、将来的に地域の活力低下や行財政の縮小などが懸念される時代となり、計画実現に向けた考え方の見直しが迫られる時代となってきました。そこで、本計画の改定に当たり、次の4つの観点に着目し、総合的な都市づくりを行っていく必要があると考えます。

○ 計画の実現性の確保

従前の都市計画マスタープランにおいても、様々な施策が示されてきましたが、これまでに一定の成果が得られているものや施策実施が長期化しているものなどが見られます。これからは人口減少下において実現の見通しがより難しくなることが想定され、実現化に向けた仕組みの確立や関連施策・制度の活用方法の考え方の明示、施策実施に向けたスケジュールの整理などが求められています。

① 分野別方針ごとに関連施策の整理と進捗確認

「II. 分野別方針」(p43～)では、方針ごとに関連施策と関連計画に記載されている実施スケジュールを整理しています。また、総合計画や環境基本計画など、具体的な数値目標が掲げられている施策については、参考として目標値（総合計画の令和7年度の参考値など）が確認できるように併せて整理しています。



各方針の冒頭に取り組みの考え方の方向性を示します。

方針と合わせて関連施策のスケジュールを示します。

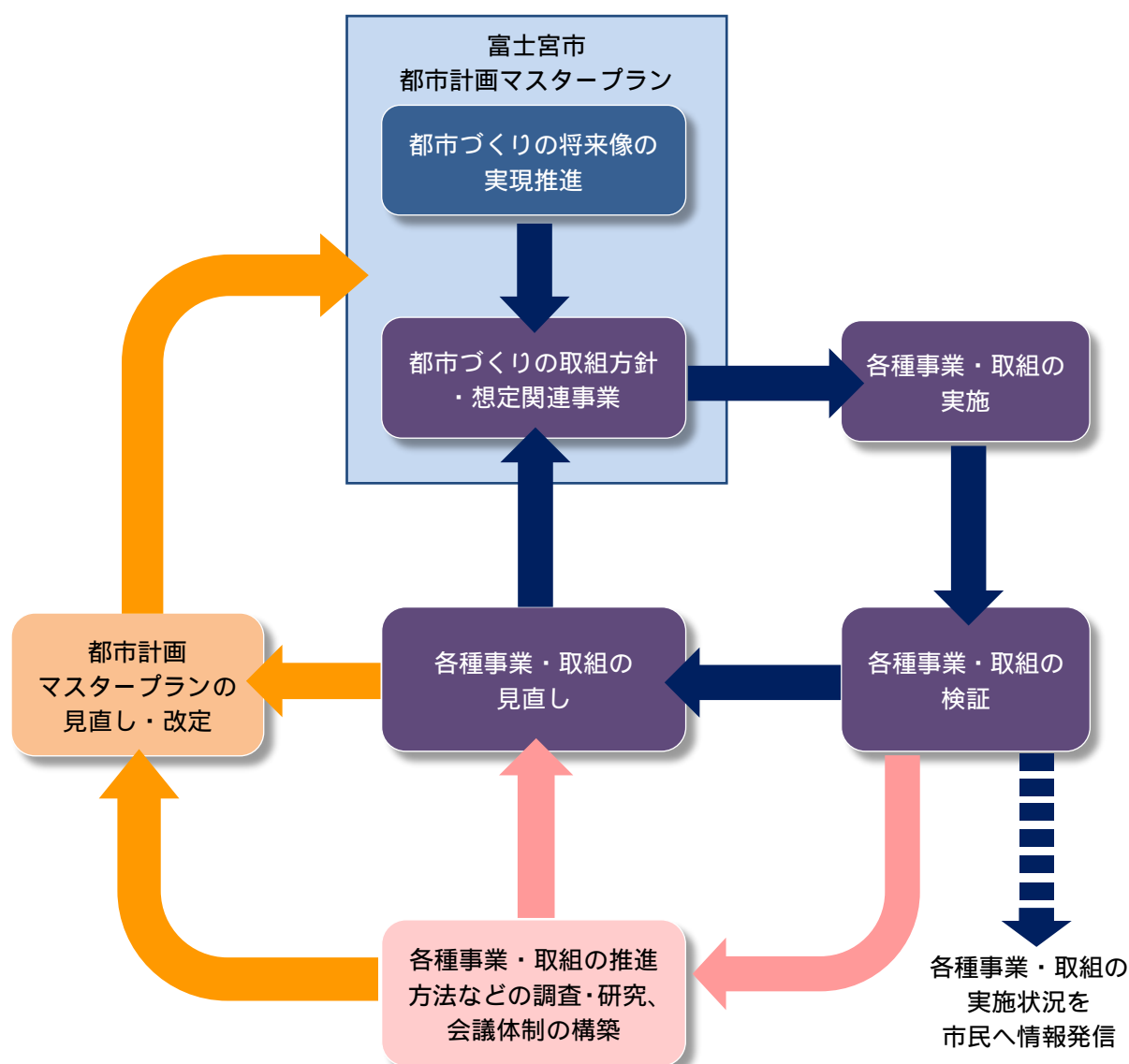
目標が設定されている施策は数値を併記します。

②計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、「(仮称)富士宮市都市計画マスタープラン庁内検討委員会」を組織し、取組状況を管理していきます。この委員会の役割は次の3つがあり、事業・取組の進捗確認及び推進方法などの調査・研究から本計画の見直し・改定までを見据えた運営を行っていきます。

- 本計画に関連する各種事業や取組の実施・検証・見直しを毎年行い、必要に応じて市民への情報発信を行います。
- 各種事業や取組の推進方法などの調査・研究を行い、必要に応じて庁内での分野横断的な会議体制の構築などによる実現性の向上を図ります。
- 計画の中間年度・目標年度を目途に、各種事業・取組の実施状況や社会動向を踏まえ、本計画の見直し・改定の検討を行います。

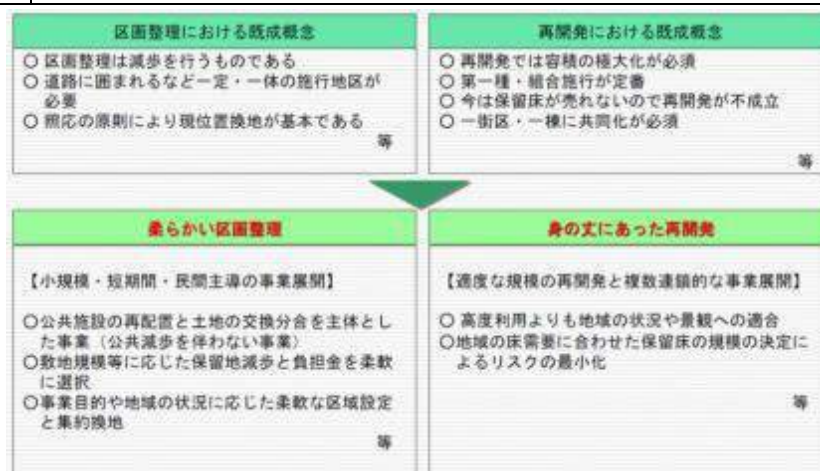
(仮称) 富士宮市都市計画マスタープラン庁内検討委員会の役割



③都市計画法に基づく制度・事業の推進

都市計画法に基づく、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、地区計画、市街地開発事業、開発許可制度などを有効かつ適正に活用していきます。

都市計画区域、 区域区分	健全かつ合理的な土地利用を進めるため、静岡県と連携して「都市計画区域」、「区域区分（市街化区域、市街化調整区域）」を設定します。
地域地区	都市施設整備の進捗状況や土地利用の動向のほか、自然環境や土地形質の変化などを踏まえ、必要に応じて「用途地域」などの適切な見直し、さらに「特別用途地区」、「防火、準防火地域」、「風致地区」などにより、適正な土地利用の誘導を図ります。
都市施設	安全や安心、快適で円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため、道路、公園、下水道などの都市施設の新たな整備や既存施設の有効活用を図ります。長期にわたり事業未着手となっている「都市施設」については、その必要性を適切に評価や検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行います。
地区計画	地区計画を活用し、各地区の特性に応じた、よりきめ細かなまちづくりを進めます。（詳細は「③地域の特性をいかしたきめ細かな取組の推進」参照）
市街地開発 事業	都市施設の整備状況や土地利用の状況などを踏まえた上で、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要がある場合においては、「市街地開発事業」の活用を図ります。また、近年は、「柔らかい区画整理」や「身の丈にあった再開発」 [*] など既成概念にとらわれない、地域の状況に応じた多様で柔軟な運用が可能になり、本市においても必要に応じて効果的に活用します。
開発許可制度	無秩序な市街化を防止するとともに、都市施設や排水設備などの必要な施設の整備を求め、良好な宅地水準を確保するなど、開発許可制度の適切な運用を図ります。



「柔らかい区画整理」や「身の丈にあった再開発」（国土交通省ホームページ）

④地域の特性をいかしたきめ細かな取組の推進

都市計画分野において、地区の特性をいかした、よりきめ細かな都市づくり・地域づくりを進めるため、市民参加による地区計画や建築協定などの適用を図ります。

地区計画や建築協定の活用目的の例

市街地の整序	・ 都市基盤整備が必要な地区や建物が建て込んでいる地区は、地区の特性に応じた土地利用の誘導やオープンスペースの確保により、良好な市街地環境への改善を進めます。
良好な住環境の保全	・ 既に良好な住環境が形成されている地区は、建築物の用途や規模の制限などにより、建築物の用途混在や宅地の細分化などを防止し、良好な住環境を維持、保全します。
開発が見込まれる地区の誘導	・ 事業者などによる新たな住宅団地の開発が見込まれる地区では、開発や地区計画に合わせて計画的な都市基盤整備や適切な土地利用を誘導し、良好な環境の市街地を形成します。
まち並み形成によるにぎわいの創出	・ 多くの人々が交流する本市の中心的な地区は、建築物の形態やまち並みの景観などを適切に誘導し、個性と風格あるまち並みを形成します。
土地利用転換の誘導	・ 工場跡地などの大規模な低・未利用地は、民間団体などによる道路や公園などの都市基盤整備と併せた土地の高度利用を促進し、都市機能の更新、強化や住機能の確保などを図ります。
農住共存の集落環境の整備	・ 市街化調整区域における中心的な集落地（集落拠点）は、周辺の土地利用や環境との調和のもと、開発や建築を適切に制限又は誘導し、良好な集落環境の形成と地区の活力の維持、向上を図ります。

⑤他法令に基づく多様な各種制度・計画との連携

他法令に基づく多様な各種制度の活用や計画との密接な連携を確保し、都市づくり・地域づくりを進めます。

関連計画に基づく制度・事業との連携	・ 景観計画、地域公共交通計画、環境基本計画、地域防災計画などの各種計画に基づく制度や事業と連携して、実現化を図ります。
他法令に基づく制度等との連携	・ 農林関連や環境保全などの他法令に基づく各種制度と都市計画制度との調和、連携により、適正な土地利用の誘導などを図ります。

⑥広域的な調整と連携

広域的な影響を及ぼす道路整備などは、国、県、近隣市町などと調整・連携しながら取り組みます。

広域的な道路整備等に向けた調整・連携	・ 市の範囲を越えて都市構造やインフラに影響を及ぼす広域的な道路の整備や土地利用の規制・誘導などについては、国、県、近隣市及び関係機関などと調整、連携しながら取り組みます。
--------------------	--

○都市の魅力創出

計画の実現性、市民による都市づくりへの関心や期待感、継続的な都市の発展の可能性を高めていくためには、現在の市民あるいは次世代の市民となり得る若者世代や来訪者などに伝わる魅力の形成が必要となります。そのためには、今ある本市の住み良さや自然環境の豊かさの保全、地域資源の活用などを積極的に図り、本市ならではのにぎわいや豊かな環境による住み良さに対するシビックプライドを市民とともに育み、時代の流れとともに魅力を創出し続けていくことが求められています。

①まちなかの魅力創出の取組

現在、本市では富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想により、にぎわい創出に向けた空間整備を進めています。これから、持続的にまちなかの魅力を創出していくためには整備された空間を市民が有効活用し、活動と交流が生まれる場としていくことが重要であり、ソフト施策と連動した取組によって市民の関心を高めることが望ましいと考えます。



②時代の流れに合わせた集落の魅力の形成

集落では人口減少や活力低下、空き地・空き家・耕作放棄地の増加などの課題が顕在化し始めています。地域の活力を維持するためには、若者世代の活躍が重要となりますが、そのためには定住の促進や雇用の場の確保などにより、暮らし続けられる住環境形成が必要であり、住民が身近で利用できる集落拠点の形成、優良田園住宅制度や指定大規模既存集落制度の活用による良好な住宅ストックの創出などが有効であると考えられます。

また、住民同士で地域の魅力や今後の取組について話し合う地域会議なども取組として考えられ、若者世代とともに地域をつくり上げることがシビックプライドの育みにつながることが期待されます。



○健全な都市経営

将来的な行財政の縮小が想定される中、本市においても各個別計画の定期的な見直しなどに取り組んできました。今後も公共施設や都市施設（道路・公園・下水道）など維持管理の適正化や長寿命化などに取り組むとともに、官民連携の促進による行政のコストの負担軽減や担い手不足への対応などに取り組む必要があります。

また、土地利用や景観などについても適切な環境や水準を維持・向上させ、市民の活動が継続的に展開されるよう、仕組みやルールづくりなどに取り組んでいくことも必要となります。

①個別のマネジメント計画の策定

近年、本市では、個別の事業計画の見直しや社会動向の変化と合わせて、分野ごとに目標の設定や維持管理コストも踏まえた進捗確認の計画の策定などを行っています。今後は次に整理される計画以外の分野でも、目標値設定や進捗確認などを推進していくことが望ましいと考えます。

公共施設等総合管理計画	・ 施設の老朽化や人口減少下での税収などの状況を踏まえた、公共施設などの全体の状況を把握し、「まちづくり」や「市民ニーズ」に対応した長寿命化・更新・統廃合などの公共施設等の整備を長期的な視点に立って整理する計画
都市計画道路整備プログラム	・ 都市計画道路に対して、道路機能面、都市政策面などから客観的に評価することによって、行政の透明性、公平性を確保しながら、整備すべき箇所、整備時期などを示す計画
汚水処理施設整備計画（アクションプラン）	・ 汚水処理施設の整備状況及び今後の見通しなどから、未整備区域における汚水処理の10年概成を目標とした整備計画

など

②事業の実現性や効率性を高める仕組みづくり

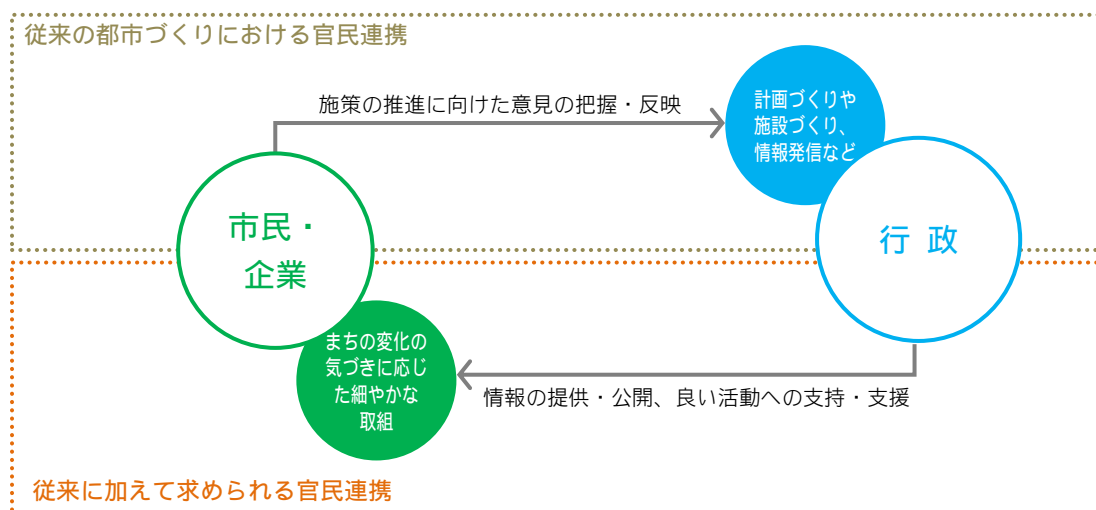
人口減少下では、地域ごとの活力低下や行財政の縮小などから、地域ごとに個別にきめ細かく事業を行うことが難しくなることが予想されます。そのため、関連事業や地域同士の機能補完や連携を高め、効率の良い施策展開を図る事業の組み立てが必要となります。

本計画の地域別方針の策定に当たっても、隣接する地域同士で課題が共通したり、補完関係にあたりする複数地域で意見交換を行い、広域的な視点も踏まえた地域課題の解決方法を検討しており、効率的な施策展開の実現に当たっては『生活圏の関係性が深い、地域課題やコミュニティの連携上補完関係にある地域同士』や『課題や取組の方向性、重要事項が共通する分野同士』などで取組の連携を図ることが望ましいと考えられます。

〇 官民連携の促進

これからの都市づくりにおいては、課題や取組事項の多様化、人口減少による地域全体の担い手不足に対応するため、市民・企業・行政の多様な主体が互いを尊重し、相互に連携を図りながら、協働・共創による都市づくりへの創造的な効果を発揮していく関係が必要となります。

したがって、計画づくりや施設づくり、情報発信などについては市民と意見交換を行いながら行政が主体となって取組を進めていくのに対し、細やかな都市づくりについてはまちの変化に気づきやすい市民・企業のより良い活動を行政が支持し、必要な支援を行いながら「官」と「民」が両輪となって取組を進めていきます。そのため、市民が責任ある判断・意思決定を行えるように、必要な情報の提供・公開を進めるとともに、様々な場面で幅広い世代の市民参加の機会を用意し、市民が共に考え、合意の下に都市づくりを進める仕組みを構築します。



①市民への都市づくり情報の発信と意識の啓発

都市づくりに関する市民意識の啓発や主体的な参加意識の高揚を図るため、都市づくりに関する情報の発信や学習の場の提供・充実を図ります。

都市づくり 情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなどについて、広く市民に理解してもらうため、パンフレットの配布や市ホームページへの掲載などを通じて、計画の目的や内容の周知を図ります。また、都市づくりに関する出前講座の開催、広報紙、ホームページなどの多様な情報発信手段を活用し、市民との情報の共有に努めます。
都市づくりの 学習の場の 提供・充実	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりシンポジウムや各種研修会、講座を開催するなど、都市づくりの学習の場を提供します。また、子どものうちから、都市づくりへの関心、興味を持てるよう、富士山学習や高校生議会などを通じた学習の場の充実を図ります。

②市民参加による都市づくり・地域づくり

地域の取組では、市民と行政とのコミュニケーションの推進によって行政は情報を公開して透明性を高め、説明責任を果たしながら、市民と共に考え、両者の合意の下に進めていくことが必要です。

そのため、各種関連計画の策定や公共施設整備においては、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民参加の機会や手法を取り入れるとともに、特に次世代を担う若者世代の意見を積極的に反映しながら進めます。

<p>計画づくりへの 市民参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や市域に関わる各種の計画策定に当たっては、まちづくり協議会などの市民参加の機会の設置、まちづくりワークショップなどの市民参加手法の活用、パブリック・コメントの実施などによって、市民の合意を得ながら、市民と行政の共通の指針となる計画づくりを進めます。
<p>施設づくりへの 市民参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な道路や公園、コミュニティ施設などの整備に当たっては、市民が利用しやすく、地域に根付いた施設となるよう、ワークショップなどでの市民参加による企画立案を行うとともに、整備後も市民と行政が協力して運営、管理を行う体制づくりを進めます。

③市民・企業主体の取組に対する支援

市民・企業が主体の活動を推進するため、資金面や情報・技術面で支える仕組みを充実するとともに、市民主体の取組を展開する組織などの育成を図ります。

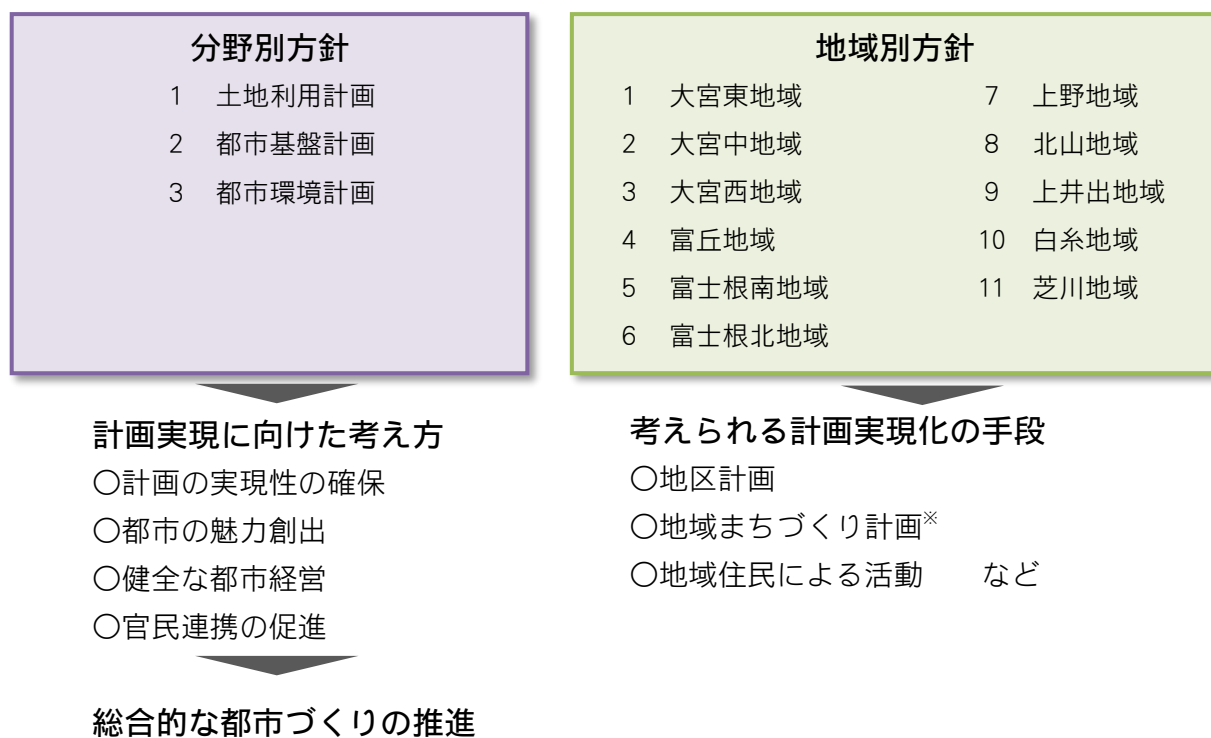
<p>市民・企業の 活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化活動や美化活動、環境保全活動などの市民や企業の手による地域活動を促進するため、資金面や情報・技術面などの支援を推進します。
<p>都市づくり・地 域づくりの取組 組織の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的な取組団体やまちづくりNPOなどの立ち上げや活動を支援するため、相談体制の充実、専門家による助言や派遣を行うなど、都市づくり・地域づくりの取組組織の育成体制を整えていきます。

2 分野別方針と地域別方針の役割

都市づくりの将来像の実現に向けた取組は、「II 分野別方針」と「III 地域別方針」に整理し、それぞれの取組の中心となる主体を想定して実現化の考え方や手段などを整理します。

分野別方針は、都市づくりに関連する施策を分野ごとに整理するものであり、行政が中心となり、市民との連携を図りながら取り組むことを基本として推進していきます。また、分野別方針の中には民間や市民団体との連携が不可欠な項目もあり、協働・共創を積極的に図ることとします。そのため、分野別方針においては各分野の取組を効果的に実現するため、4つの取組実現（計画の実現性の確保、都市の魅力創出、健全な都市経営、官民連携の促進）に向けた考え方を整理し、将来都市像の実現性を高めるための施策の連携や官民連携を高めることを目指します。

地域別方針は、地域ごとの具体的な特性を念頭に置きながら分野別方針の内容を整理し、地域ごとの地域づくりにおける取組を分かりやすく示すものです。よりきめ細かな地域づくりを進めるため、地域住民とともに地区計画などの都市計画制度の活用、地域まちづくり計画の策定、住民主体での地域活動などによって実現を目指すものです。

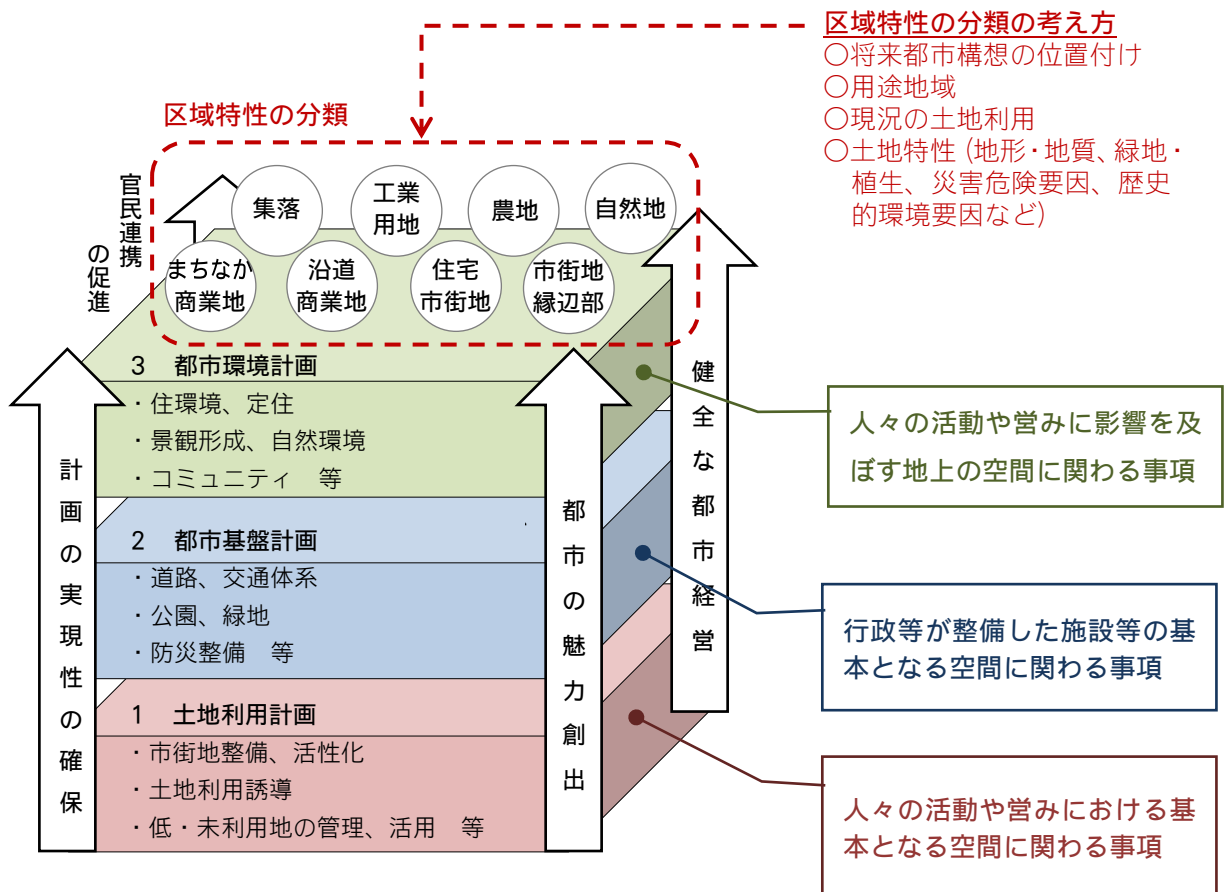


II 分野別方針

第1章 分野別方針の構成

都市づくりに関連する施策や取組は、土地利用、道路・交通体系、住環境、みどり・環境、景観、防災、バリアフリーなどの分野が相互に連携することで実現します。本計画では、その相互関係を分かりやすく示すため、都市づくり方針を「1 土地利用計画」「2 都市基盤計画」「3 都市環境計画」の観点で構成します。そして、都市づくり方針に整理される取組同士の多層的なつながりを分かりやすく示すため、区域特性の分類（まちなか商業地・沿道商業地・住宅市街地・市街地縁辺部・集落・工業用地・農地・自然地）に応じて取組を整理します。区域特性の分類については、「1 土地利用計画」に掲載される土地利用方針図において区域を明示します。

また、都市づくり方針の取組は、優先性や実現段階などの関係性を明示するため、各種関連計画に示されている事業の見通しとの対応関係も示し、都市計画の観点から関連する施策推進の後押しを図ります。



分野別方針の整理事項

今後の取組の方向性	これまでの取組を踏まえ、今後の取組の基本的な考え方を示します。
実現に向けた4つの着眼点	計画実現の4つの着眼点から、各分野の取組の留意事項を整理します。
都市づくり方針	計画の構成要素である各事項の基本方針と、それを細分化する個別の取組方針を整理します。

■ 区域特性の分類の概要

①まちなか商業地	富士宮駅・西富士宮駅の既存商業地及び富士宮駅南側の大規模商業施設を含む一帯及び商業・業務施設などと共存した住宅地
②沿道商業地	まちなか商業地に通じる幹線道路及び広域的な交通機能を支える主要幹線道路沿道
③住宅市街地	まちなか商業地を取り囲む中密度の既成住宅地
④市街地縁辺部	市街地内の外縁部に位置する住宅地
⑤集落	市街化調整区域において集落拠点となる市役所出張所、小学校等の公共施設の徒歩圏域にあり、建築物が連続して存在するエリア (集落は具体的な区域は設定せず、右図の集落拠点として示される集落において上記の条件に該当する土地が対象)
⑥工業用地	既成市街地周辺部及び郊外部の既存の工業地や工業団地（職住近接産業拠点、緑・産業振興エリアも該当）
⑦農地	現況土地利用が主に農地となっているエリア
⑧自然地	現況土地利用が主に山林となっているエリア

1 土地利用計画

○土地利用方針図において区域を明示 (p57 に掲載)



都市基盤計画、都市環境計画の各方針も区域特性の分類に応じて整理

2 都市基盤計画

- 道路・交通環境
- 公園・レクリエーション施設
- 下水道・水循環基盤
- 公共建築物
- 防災施設



道路・交通網整備方針図 (p66 に掲載)

3 都市環境計画

- 住宅支援
- 市街地の緑化、自然共生
- 環境負荷低減の取組
- 景観形成
- 市民との共創による都市経営体制の構築



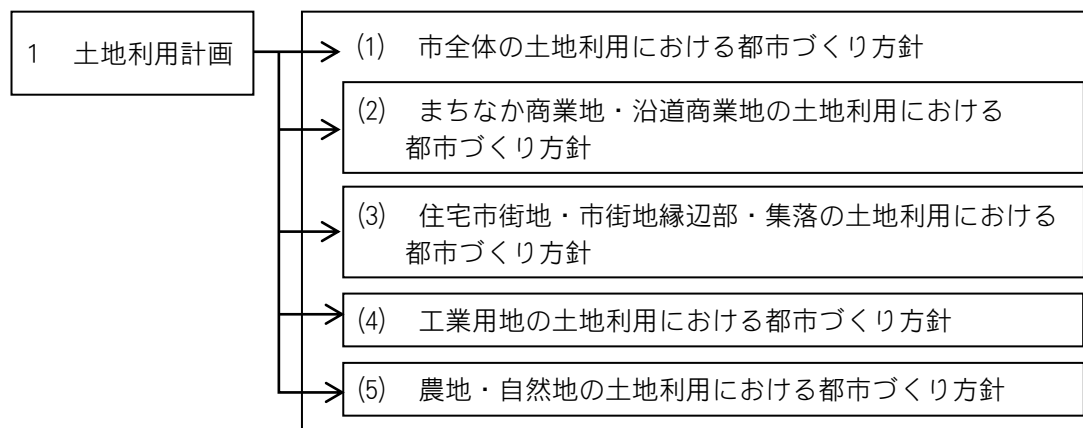
景観形成基本方針図 (p102 に掲載)

第2章 分野別の方針

1 土地利用計画

土地利用計画は、人々の活動や営みにおける基本となる空間に関わる事項を対象に、区域特性に応じて機能性と合理性のある土地利用を計画的に進めるために定めます。

■計画の体系図



本市でのこれまでの取組

本市では、都市計画法上の制度にのっとり、まちなかや幹線道路沿道における商業・業務地の形成や地域特性に応じた住宅地の形成、周辺環境に調和した工業地整備に取り組んできました。

また、国土利用計画富士宮市計画において、土地利用構想図に基づく土地利用事業の誘導・調整を図り、豊かな自然環境との共生や安全・安心な土地利用の確立とともに基幹道路などをいかした工業団地などの産業基盤整備や既存産業の育成を推進してきました。

今後の取組の方向性

これからも従来の取組を継続し、自然環境と共生し、地域特性に応じた機能的で合理的な土地利用による良好な住環境や自然環境の維持を図ります。

まちなか商業地では、これまでの本市の都市づくりにおける都市基盤整備や富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に掲げられる事業などによる市街地整備が進んでおり、関連事業との連携を図りながら、まちなかの活性化を図るための魅力創出や交流機能の強化などによる活力向上を目指す土地利用を展開します。集落では人口減少が顕著に見られ始め、都市計画制度の活用や農地の保全、定住促進の取組などによる活力維持に取り組んでいく必要があります。また、地域経済の発展や活性化を図るため、まちなか商業地では産業の立地、工業用地では工業の立地を推進していきます。

実現に向けた4つの着眼点

○ 計画の実現性の確保

- ・ 地域特性に応じた機能的で合理的な土地利用の実現のためには、土地利用事業の適切な誘導が必要となります。そのため、用途地域の指定、総合計画における土地利用構想図に基づいた「富士宮市土地利用事業の適性化に関する指導要綱」による立地調整を行っていくことが重要です。
- ・ 実現化手法としては、都市計画制度の活用や各種個別事業の計画との連携を計画的に進めることが想定されます。

○ 都市の魅力創出

- ・ 土地利用を通じて都市の魅力形成を図るためには、まちなか商業地を人々の活動の中心拠点とし、にぎわいと利便性の向上を図ることが重要です。そのため、土地利用施策に限らず、都市基盤施策や都市環境施策と連携した都市機能の向上に取り組んでいく必要があります。
- ・ 本市の大きな特徴は豊かな自然を有していることであり、この資源の価値を守り、住み良い住宅地の形成や雄大な環境をいかした集落や自然地などでの魅力を育むことが重要です。

○ 健全な都市経営

- ・ 多くの人々に本市の魅力を伝え、住み続けられる都市であるためには社会動向の変化に対応しながら、富士山に恵まれた現存する環境や景観を尊重し、節度ある土地利用を促すことが重要であり、総合計画の土地利用計画や国土利用計画富士宮市計画に即した土地利用が展開されるルールや仕組みづくりを検討する必要があります。

○ 官民連携の促進

- ・ まちなか商業地や富士山本宮浅間大社などを含む中心市街地では、機能の集積やアクセスの良さ、観光・交流資源をいかした活性化が大切であると考えられ、市民や民間団体の活動を支援し、にぎわいの創出を促進することが重要です。
- ・ 住宅地や集落では、持続的な定住を生む拠点形成や生活利便性の確保、土地の管理・活用などへの対応が求められており、住民との協働によるルールや仕組みづくり、活動への展開に取り組む必要があります。



土地利用構想図

(1) 市全体の土地利用における都市づくり方針

〔基本方針〕

1-(1)-1：区域特性に応じた土地利用の誘導

本市が育んできた住み良い住環境や豊かな自然環境を保全するため、これまで運用してきた土地利用事業の誘導・調整を継続的に実施し、区域特性に応じた土地利用による良好な市街地や集落などの環境の維持を図ります。また、近年顕在化し始めている空き地・空き家・荒れ地などの課題に対応し、適切な土地の管理や地域資源の保全などの実現性を高めるため、土地利用のルールづくりや市民意識の醸成などの取組を検討します。



1-(1)-2：地域資源などの有効活用による魅力創出

全市的な人口減少時代に対応するため、地域資源をいかした魅力やにぎわいの創出、生活利便性の確保などに取り組む必要があります。本市には世界遺産富士山の構成資産を始め、歴史や文化、自然の豊かさ、富士山の眺望などが実感でき、市内外から注目を集める資源や土地が豊富にあることから、資源の価値の維持・向上や周辺環境との調和を念頭に置いた上で、有効な活用を図り、新たな魅力の創出や地域活力低下の防止につながる取組を推進します。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
1-(1)-1 区域特性に応じた土地利用の誘導	① 開発行為に対し、「富士宮市土地利用事業の適性化に関する指導要綱」や都市計画法に基づく開発許可制度の運用、その他の土地利用に関する法制度との連携により、新たな都市機能導入のための土地利用事業や土地利用転換の適正化を図り、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。また、社会動向や土地利用動向の変化に応じ、市街地や集落などの環境の保全、遊休地の有効活用などのため、適切な用途地域の見直しや地区計画の指定を行います。	全市
	② 空き地・空き家の有効活用などによる定住促進や地域産業の創出、地域の活力や生活環境の水準の維持・向上、まちなかのにぎわいづくりを促進するため、各分野のソフト施策との連携、土地の管理や地域資源の保全などに関する地域独自の土地利用のルールづくりを図ります。	全市
1-(1)-2 地域資源などの有効活用による魅力創出	③ 人口減少下においても地域の魅力や活力を持続的に生み出すための地域資源（歴史・文化・自然・交流など）の保全や有効活用などによる本市独自の魅力に磨きをかけ、シビックプライドの醸成や市民・来訪者による多様な交流の創出を図ります。	全市

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
土地利用・開発許可制度の運用	■	■	■	■
地域特性に応じた土地利用の実現化方策の推進		■	■	■
地域支援サービスの取組	■	■	■	■
移住・定住促進の取組	■	■	■	■
歴史まちづくりの推進		■	■	■
宿泊客・観光客増加への取組	■	■	■	■

目標値 移住・定住推進活動団体：5団体 (R7)

目標値 宿泊客：23万人 (R7)
観光客：666万人 (R7)

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

(2) まちなか商業地・沿道商業地の土地利用における都市づくり方針

〔基本方針〕

1-(2)-1：まちなか商業地の都市機能の集積

まちなか商業地では、世界遺産のまちづくりに向けた市街地整備が進んでおり、富士宮駅や富士山本宮浅間大社を中心とした都市拠点機能の向上と富士山の玄関口にふさわしいまち並みやにぎわいの創出を図り、魅力創出や交流機能の強化などを促すための取組を推進していきます。



1-(2)-2：都市型住宅地への誘導

まちなか商業地では、商業・業務施設や主要都市機能施設を集積し、商業・業務施設と共存する生活利便性をいかした都市型住宅地としての充実を図ります。



1-(2)-3：沿道商業地の整備

まちなか商業地に通じる幹線道路及び広域的な交通機能を支える道路の沿道に当たる商業地では、広域的なアクセス性をいかした商業・業務施設、生活利便施設の集積を図ります。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
1-(2)-1 まちなか商業 地の都市機能 の集積	① 商業・業務機能の強化と新たな都市機能の集積を図るための市街地整備に取り組みます。	まちなか商業地
	② まちなか商業地の憩い空間の創出や地域資源の掘り起こし・活用推進などに多面的に取り組み、まちなかの魅力形成を推進します。	まちなか商業地
	③ まちなか商業地のにぎわい創出や活性化を図るため、富士山本宮浅間大社を中心とした観光拠点の形成の促進や交流機能の強化に取り組みます。	まちなか商業地
1-(2)-2 都市型住宅地 への誘導	④ 富士山の玄関口にふさわしいまち並みを維持しつつ住宅と商業・業務施設などが併用する立体的・複合的な住宅整備への誘導を図り、土地の高度利用などを活用した都市型住宅地としての充実を促進します。	まちなか商業地
1-(2)-3 沿道商業地の 整備	⑤ 店舗・事務所などの立地が進んでいる幹線道路の沿道は、沿道商業地として、生活利便施設などの立地促進と必要な施設機能の誘導を図ります。誘導に当たっては、自動車の道路からのアプローチや駐車スペースの確保による道路交通への配慮、植栽や建物・看板のデザイン化などによる美しい街路景観の誘導を図ります。	沿道商業地

想定関連事業

時間軸 (年度)	～R元	短期	中期	長期
世界遺産のまちづくりの推進	■	■		
空き店舗等対策の取組	■	■	■	■
商店街での憩い空間充実の取組	■	■	■	■
浅間大社周辺や商店街でのまち並みづくりによるにぎわいの創出	■	■	■	■
土地利用・開発許可制度の運用(再掲)	■	■	■	■
案内サイン等の整備	■	■	■	■

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

目標値 中心商店街の営業店舗率：71.4% (R7)

(3) 住宅市街地・市街地縁辺部・集落の土地利用における都市づくり方針

〔基本方針〕

1-(3)-1：良好な市街地環境の形成

住宅地では、人口減少下においても健やかに暮らし続けられる住環境の維持・創出に努めます。

まちなか商業地を取り囲む既成住宅地となる住宅市街地では、用途地域に応じた生活利便施設などの計画的な誘導を推進し、生活環境の維持・向上を図ります。

市街地縁辺部では、生活環境の維持・向上を図るとともに、住宅地開発を適切に誘導しながら、計画的な宅地整備を図ります。



1-(3)-2：集落の定住促進

集落では人口減少による活力低下や住環境水準の低下を防ぐため、指定大規模既存集落制度や優良田園住宅制度の活用、生活利便性確保の取組推進による定住促進を図ります。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
1-(3)-1 良好な市街地 環境の形成	① 地区計画・建築協定の適切な運用及び新規指定、ブロック塀の撤去、宅地細分化の防止などによる住環境の保全・改善に取り組み、市街地密度に応じた緑豊かで良好な住環境形成を図ります。	住宅市街地 市街地縁辺部 集落
	② 地区内の幹線道路沿道では、用途地域に応じた生活利便施設の誘導に努めるとともに、区域特性や周辺の環境保全に配慮した住環境形成を促進します。	住宅市街地 市街地縁辺部 集落
	③ 都市基盤が既に整っている地区又は改善が見込まれる地域では、民間による優良な住宅開発を適切に誘導します。	住宅市街地 市街地縁辺部
1-(3)-2 集落の定住促進	④ 集落では、指定大規模既存集落制度や優良田園住宅制度を活用し、周辺の自然環境と調和したゆとりある住宅立地を促進します。また、集落の活力維持を図るため、定住促進事業（住まい、仕事など）や魅力アップ事業の支援、周辺集落の生活利便性確保に資する集落拠点形成の実現手法について検討します。	集落

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
土地利用・開発許可制度の運用（再掲）			目標値 住宅地面積：2,236ha (R7)	
良好な住環境の創出に係る支援				
集落における移住・定住促進の取組			目標値 移住・定住推進活動団体：5団体 (R7)	

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上
 ■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

(4) 工業用地の土地利用における都市づくり方針

〔基本方針〕

1-(4)-1：産業の立地誘導と周辺環境との調和

工業用地は、今後も地域産業を支える拠点として位置付け、産業立地や周辺の自然環境、住環境に配慮した環境整備を図ります。



1-(4)-2：新たな産業拠点の形成

必要に応じて、地域経済の発展を図るために地域に根差した新たな産業拠点の形成を図ります。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる区域特性
1-(4)-1 産業の立地誘導と周辺環境との調和	① 既存の工業地域・工業団地では、工場などの産業立地を誘導し、交通機能などの強化や産業活動の向上を図るとともに、周辺の自然環境や住環境に配慮した環境整備を図ります。また、住工混在地では、その解消を図ります。	工業用地
1-(4)-2 新たな産業拠点の形成	② 新たな産業拠点を形成するため、交通アクセスの利便性が高く、緑・産業振興エリア内や職住近接産業エリア内、また、周囲の産業系土地利用と一体性のある土地であり、自然環境や緑地の保全、大規模災害の安全上、支障のない場所において、新たな立地や工業団地整備などを推進していきます。	工業用地

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
土地利用・開発許可制度の運用（再掲）			目標値 工業用地面積：357ha (R7)	
大規模工場における緑化の推進				
企業立地推進の取組			目標値 製造出荷額：9,500億円 (R7)	

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

(5) 農地・自然地の土地利用における都市づくり方針

〔基本方針〕

1-(5)-1：農地の適切な保全・活用

農地は、農業生産の場という基本的機能に加え、保水や緑地空間としての機能も併せ持ち、地域の環境形成上、重要な役割を担っていることから、地域特性に即した優良農地の保全や農地の集約化、農業者の育成・確保と遊休農地の活用に努めます。



1-(5)-2：自然緑地や生態系の保全

森林を始めとする自然地は本市において広大な面積を占めており、富士山を取り巻く世界遺産にふさわしい景観や環境の維持を図ります。また、自然災害の被害の甚大化の予防を図るため、自然緑地や生態系の保全に努めます。



〔個別の取組方針〕

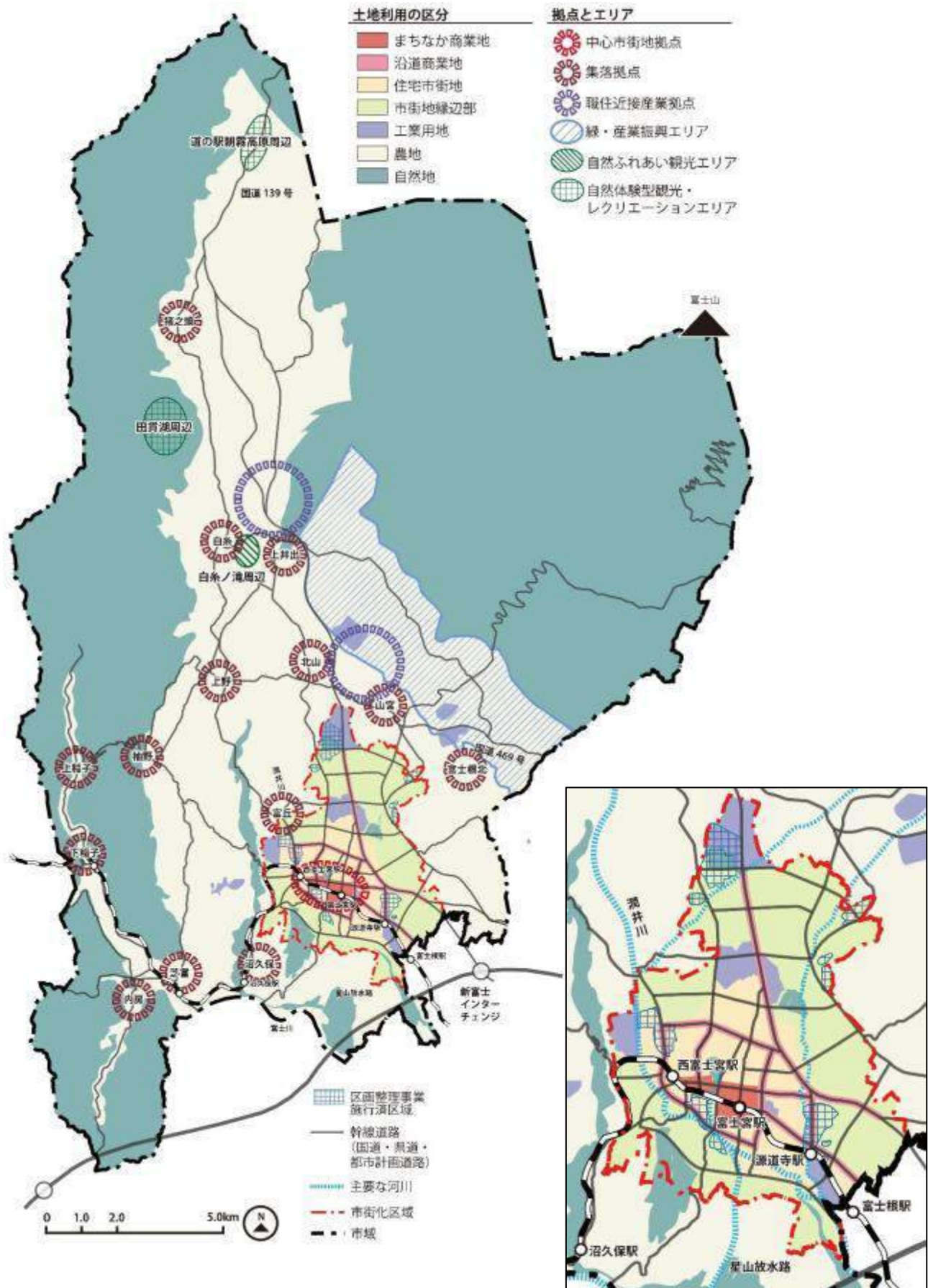
項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
1-(5)-1 農地の適切な 保全・活用	① 都市計画区域内の農振農用地、茶園、棚田などの水田、畑は、土地所有者の協力の下、維持・保全に努めます。	農地
	② 農地中間管理事業や市民農園などによる農地利用の促進、農業の担い手創出に努め、遊休農地の活用方策を検討します。	農地
1-(5)-2 自然緑地や生 態系の保全	③ 富士山麓における保安林や野外レクリエーション施設などの緑地については、土地所有者の協力の下、現存緑地の維持に努めます。	自然地
	④ 富士山麓や天子山系の森林を健全に守るため、林業の振興及び治山施設の適切な配置を図るとともに、富士山麓本来の自然を復元するため、広葉樹などへの転換、地質の改善などにより、山地災害の防止などの治山の取組みに努めます。	自然地

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
農地の集積、優良農地の保全の取組			目標値 農用地面積：3,134ha (R7) 茶園の普通畑への転換：2,500a (R7)	
農地の活用促進の取組			目標値 認定農業者：231人 (R7)	
山林の保全や林業振興の取組			目標値 森林面積：25,303ha (R7) 森林の間伐面積：6,026 ha (R7)	

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上
 ■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

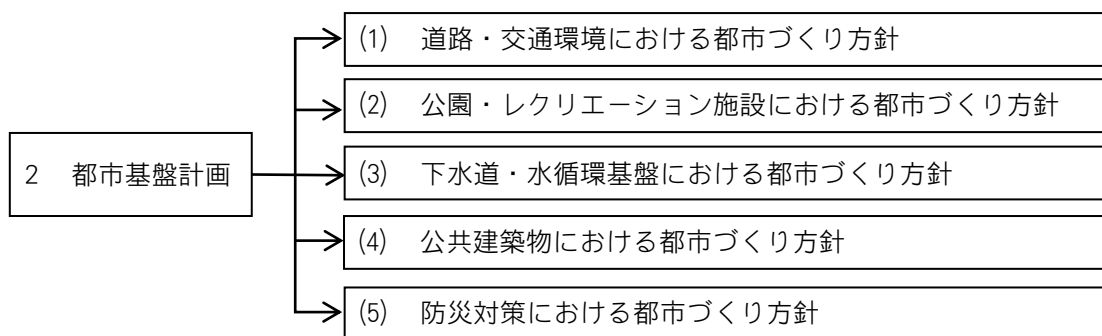
土地利用方針図



2 都市基盤計画

都市基盤計画は、行政が中心となり整備する都市施設を始め、市民と連携して整備する道路、公園、下水道などといった都市の基本となる空間に関わる事項の取組の方向性を定めるものです。

■計画の体系図



本市でのこれまでの取組

本市では、周辺都市との連携強化や高速道路網とのネットワーク化を目指した道路整備（国道139号など）、住宅地の基盤整備（道路・公園・公共下水道など）、市民の多様な憩いの場となるスポーツ・レクリエーションの拠点、さらには、大規模災害への対応を目指したハード・ソフト両面の整備に取り組んできました。また、世界遺産の都市づくりに向けたまちなかや構成資産周辺の基盤整備や富士宮駅周辺のバリアフリー化にも取り組んできました。今後も都市基盤の整備に取り組んでいく一方、既存施設の老朽化により機能更新について検討の必要性が生じたため、施設・分野ごとにマネジメント計画を検討し始めています。

今後の取組の方向性

都市基盤の整備として継続的な取組の必要性が高い事項は、社会動向や経済情勢の変化に応じた総合的な都市の魅力形成などの取組方法を検討し、実現を目指します。また、各施設・分野のマネジメント計画を検討し、維持管理の取組規模も念頭に置いた見直しや新たな取組を整理します。

市街地縁辺部や集落などの地域での日常に必要な生活機能（移動・居住・生活利便機能など）の確保、多様な世代に利用しやすい公共空間・施設、自然災害からの安全性などの実現に向け、関係組織や市民・民間団体などと連携強化を図り、ハード・ソフト両面からの都市機能の充実を図ります。

実現に向けた4つの着眼点

○計画の実現性の確保

- ・ 人口減少による行財政の縮小が見込まれる中、都市基盤整備に当たる事業期間は長期化することも想定されます。そのため、今後の社会動向の変化に応じて事業の目標値設定や進捗確認による適切な事業内容の見直しなどにより、社会動向や経済情勢の変化に対応していくことが重要であると考えられます。
- ・ 事業の実施に当たっては民間団体などとも適切に連携し、効率的に事業を推進することが望ましいと考えます。

○都市の魅力創出

- ・ 都市基盤を通じて魅力形成を図るためには、施設ごとに利用者像、利用する場面や目的を明確に整理し、利用者に快適性や利便性が感じられる仕様となる整備を進めることが望ましいと考えます。また、バリアフリーや災害時の対応なども念頭に置き、必要な機能が発揮される整備とする必要があります。

○健全な都市経営

- ・ 都市基盤施設においては、既存施設の老朽化などに対応した維持管理が進められています。そのため、効率的な管理手法の確立や長寿命化などでコストの削減を図りつつも必要とされる機能が発揮されるよう、分野ごとに個別のマネジメント計画を策定していくことが重要です。

○官民連携の促進

- ・ 都市基盤施設は多様な人々の利用が想定されます。必要とされる機能を確保した施設を揃えていくためには、市民や民間団体との連携による機能のニーズを明確にすることや、既存施設の利用促進のための周知活動、民間団体の知見や技術を導入できるような連携体制を構築するなどの工夫が必要となっています。

(1) 道路・交通環境における都市づくり方針

〔基本方針〕

2-(1)-1：健全な都市経営を見据えた都市活動の骨格を担う幹線道路網の形成

整備の実現性・効果の高い道路から優先的・継続的に取り組んでいきます。特に、広域的な移動において大きな役割を果たす幹線道路や市街地と集落との移動を支える幹線道路の整備の推進による各地区の連携強化を目指した道路網の形成を行っていきます。

また、人口減少に伴う将来的な財政縮小や交通量の減少、今後の老朽化による維持管理及び既存道路の活用を含め、健全な都市経営のため、都市計画道路整備プログラムを定期的に見直し、計画的な整備のあり方を検討していきます。



2-(1)-2：市道・生活道路の改善・長寿命化

防災・防犯・交通事故防止の観点での道路環境の改善を図り、利用者が安全に通行できる道路空間を実現します。特に橋りょうについては定期的な実態調査、維持補修により、災害時の安全性・機能の確保を図ります。

また、人口減少に伴う将来的な財政縮小や交通量の減少を念頭に置き、効率的な維持管理手法を検討していきます。



2-(1)-3：歩行者空間の整備

本市全体の魅力の向上や地域の活性化を確保するため、商店街や富士山本宮浅間大社周辺を始めとする人々が集まる施設間の移動の円滑化やにぎわい創出、まちなかや各地域に点在する歴史資源や自然資源の周辺における回遊性の確保を目指すとともに、安全で快適な歩行者空間や地域資源をいかすことのできる散策路などの整備を進めます。整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などに基づき、バリアフリーや適切な誘導・案内サインの設置などにも配慮して取組を進めていきます。

住宅地内における安全な歩行者空間の確保や通学路の安全対策も継続的に取り組んでいきます。



2-(1)-4：市民に寄り添い、生活を支える交通システムの形成

市街地縁辺部や集落も含めて暮らしの移動を支え、環境に優しい都市交通の実現のため、市民に寄り添う交通システムの形成を目指します。全市的な人口減少が見られる中で、特に市街地縁辺部や集落の人口減少傾向が見られ始めており、これらの地域での地域交通が支えられるよう、多様な主体が協働・連携し、地域特性を踏まえた交通体系、サービス展開の取組に加え、公共交通利用の市民意識醸成の取組を行っていきます。

また、モビリティ・マネジメントの推進と合わせて自動車から排出される二酸化炭素の削減に取り組み、環境への負荷の軽減を図ります。



2-(1)-5：交通結節点機能の維持・向上

本市の主要な交通結節点では交通バリアフリー事業を進めてきました。将来的には既存施設の老朽化を迎えることが想定されることから、社会動向の変化を踏まえながら長寿命化を検討しつつ、その更新に必要なが生じた場合には、利便性や周辺景観に配慮した施設更新計画を検討していきます。



2-(1)-6：駐車場の確保・誘導

世界遺産の都市づくりが進む中、市内外の人々の往来が増加し、富士山を取り巻く都市の一つとして滞留面での機能確保の必要性が高まっていることから、交通結節点及び中心市街地や観光名所などといった市民や来訪者の車両の往来が多い場所では低・未利用地や主要施設の隣接地などを活用した駐車場の確保や既存駐車場への案内板の設置などを必要に応じて検討していきます。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
<p>2-(1)-1 健全な都市経営を見据えた都市活動の骨格を担う幹線道路網の形成</p> <p>※(都)は都市計画道路を示します。</p>	<p>① 広域主要幹線道路については、高速道路網や富士市と連絡する南北軸である国道139号に加え、富士南麓の各都市と連携する国道469号が位置付けられており、周辺都市との広域的な社会交流を支える広域連携軸のより効果的な整備の実現手法を検討します。</p> <p>広域主要幹線道路の構成路線</p> <p>・国道139号(一部(都)※富士富士宮線) ・国道469号(富士南麓道路)</p>	<p>全市</p>
	<p>② 周辺都市及び市内の主要な拠点を連携し、地域間の交通を集約して処理する都市内主要幹線道路について、整備の実現手法などを検討するとともに、適正な維持管理に努めます。</p> <p>都市内主要幹線道路の構成路線</p> <p>・一般県道富士富士宮線((都)吉原大月線) 一般県道塩出尾崎線 主要地方道清水富士宮線 一般県道富士宮富士公園線 主要地方道富士川身延線 (都)岳南北部幹線 主要地方道富士宮芝川線 岳南北部地区幹線 ・主要地方道富士富士宮由比線</p>	<p>全市</p>
	<p>③ 市街地の交通を分散させ市街地の外郭を形成する都市内幹線道路(外環状道路)について、社会動向の変化に応じて、重要度を考慮した整備の方向性を検討します。</p> <p>都市内幹線道路(外環状道路)の構成路線</p> <p>・(都)岳南北部幹線 (都)山本大中里線 (都)黒田出水線 (都)大岩宮原線 (都)西富士宮駅大中里線 (都)田中青木線 1級市道物見山線 1級市道外神中線</p>	<p>沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 工業用地</p>
	<p>④ 通過交通の流入抑制と交通を分散させ中心市街地及びその周辺市街地の外郭を形成する都市内幹線道路(内環状道路)について、継続的な整備を推進します。</p> <p>都市内幹線道路(内環状道路)の構成路線</p> <p>・(都)阿幸地青見線 (都)田中阿幸地線 (都)田中青木線</p>	<p>まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 工業用地</p>
	<p>⑤ 駅周辺の都市活動の活発化と富士宮駅南北の交通の円滑化を図る都市内幹線道路(駅周辺環状道路)について、継続的な整備を推進します。</p> <p>都市内幹線道路(駅周辺環状道路)の構成路線</p> <p>・(都)西富士宮駅大宝坊線 (都)野中棒杭線 (都)田中青木線 (都)田中阿幸地線</p>	<p>まちなか商業地</p>
	<p>⑥ 主要幹線道路を補完及び市街地内で発生・集中する交通を円滑に導く都市内幹線道路(その他の道路)について、社会動向の変化に応じ、整備の必要性も含めた方向性を検討します。</p> <p>都市内幹線道路(その他の道路)の構成路線</p> <p>・(都)富士宮駅中原線 (都)富士宮駅黒田線 (都)小泉元城町線 (都)西小泉町線 (都)大岩淀師線 (都)万野宮原線 (都)粟倉外神線 (都)押出長穴線 (都)二又大岩線 (都)源道寺駅停車場線 その他の主要地方道・一般県道</p>	<p>全市</p>

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
2-(1)-2 市道・生活道路の改善・長寿命化	⑦ 見通しの悪い箇所、狭あい道路、歩道の未整備箇所などの課題解消を図り、道路の整備・改善による生活道路の交通安全性の向上や交通事故の削減に努めます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 工業用地 集落
	⑧ 道路や橋りょうは、定期点検や維持補修による安全性（耐震性・耐久性）の向上に取り組み、長期的な視点での維持管理コストの削減に努めます。	全市
	⑨ 生活道路を始めとする市道では、防犯灯の設置を推進し、市街地や集落の防犯性の向上に努めます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 工業用地 集落
2-(1)-3 歩行者空間の整備	⑩ 富士宮駅周辺地区では、安心して快適に歩行できる空間を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などにに基づき、歩車道の分離、十分な有効幅員の確保、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などの整備・改善に努めます。	まちなか商業地
	⑪ 住宅地内においては、高齢者や障がい者も安心して歩くことができる歩行者空間の創出に努めます。また、通学路の安全対策の強化のため、歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備などによる歩行環境の向上に努めます。	住宅市街地 市街地縁辺部
	⑫ 市街地や集落などの回遊性の向上を高めるため、各地域の公民館などのコミュニティ施設や歴史的資源、公園・緑地などを結ぶ歩行者ルートを設定し、河川沿いの緑道の整備、中心市街地におけるコミュニティ道路の整備、案内サイン設置、散策コース設定などによる歩いて楽しい道づくりを進めます。	全市

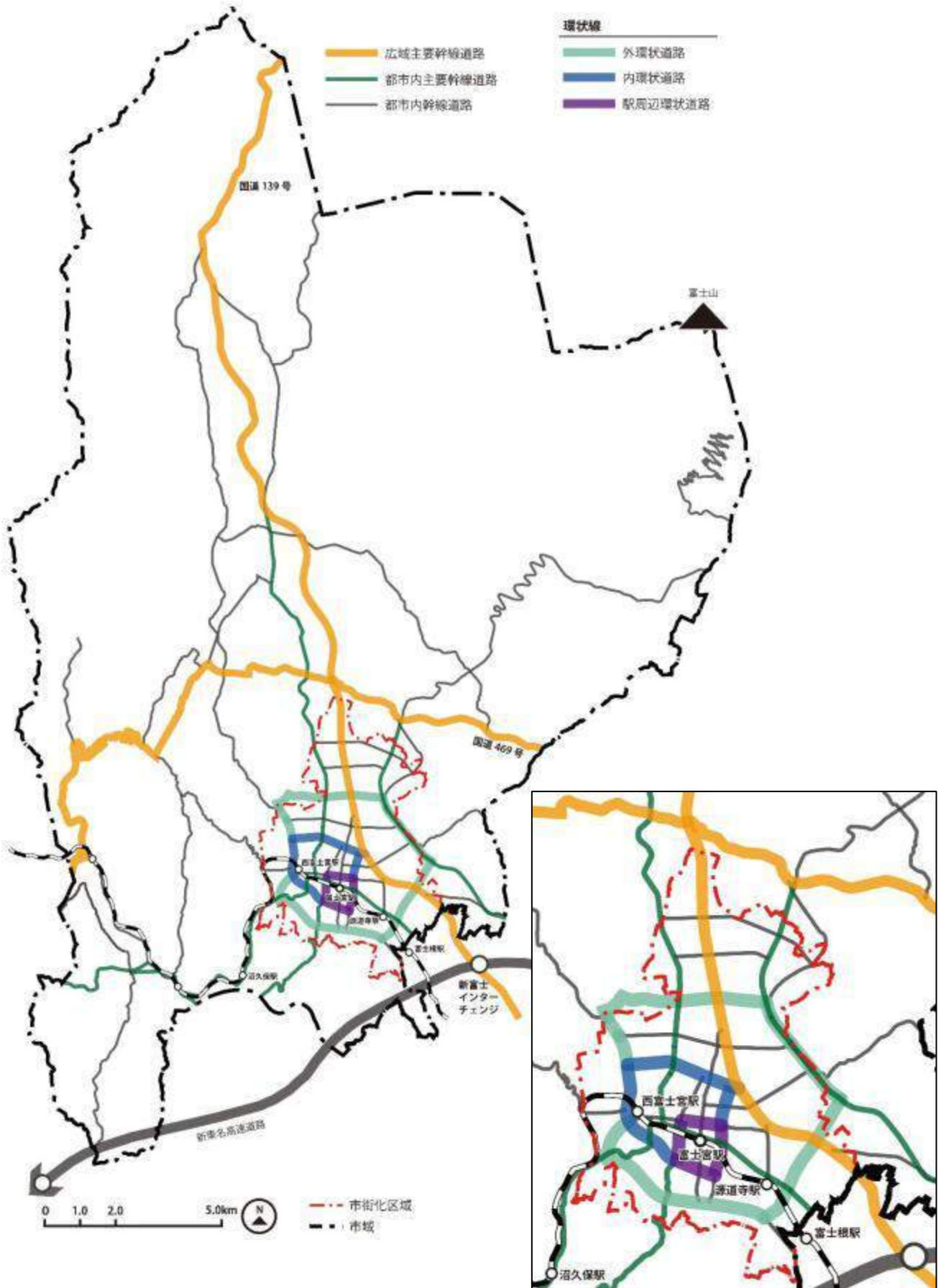
項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
<p>2-(1)-4 市民に寄り添い、生活を支える交通システムの形成</p>	<p>⑬ 多様な主体（公共交通事業者・民間企業・市民団体・行政）の協働・連携によるモビリティ・マネジメントの推進、キス・アンド・ライド、次世代自動車などの普及促進やエコドライブなどを推進し、交通需要の効率化、自動車から排出される二酸化炭素の削減に努めます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑭ 社会動向の変化に合わせた交通体系を形成するため、地域特性を踏まえながら施策横断的な連携を図り、公共交通サービスの充実や新たな交通システムの導入に取り組むとともに、全市的な取り組みの方向性を示す地域公共交通計画の策定を進めます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑮ 公共交通の利用環境の向上のため、のりもの祭などを通じて市民が公共交通に触れ合える機会の確保、市民意向調査などに取り組みます。また、公共交通を福祉や医療など、より地域の実状に適した、利用者にとって使いやすいものにするために、地域住民自らが公共交通の運行に関わる仕組みなどを整えます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑯ バスなどの乗降場の安全性の確保やバリアフリーの充実を図ります。さらに、バスについては、容易に乗降できるようノンステップバスの導入や車内の車椅子スペースの確保、一般タクシー事業でのユニバーサルデザインタクシーの導入などを公共交通機関の協力の下、整備・改善を促進します。</p>	<p>全市</p>
<p>2-(1)-5 交通結節点機能の維持・向上</p>	<p>⑰ 富士宮駅及び駅前広場は、公共交通や駅周辺施設を利用する幅広い世代や障がい者などが円滑に利用できるように、ゆとりある歩行者空間の確保などの整備・改善を進めます。また、富士宮駅や駅前広場のバスターミナルでは、社会動向の変化に応じ、長寿命化を検討しつつ、その更新に必要な生じた場合には、利便性や周辺景観に配慮した施設更新計画を検討していきます。</p>	<p>まちなか商業地</p>
<p>2-(1)-6 駐車場の確保・誘導</p>	<p>⑱ 交通結節点及び市民や来訪者の往来が多い場所とその周辺、集落拠点では、市民の移動の効率性の向上や公共交通促進を図るため、低・未利用地や主要施設の隣接地の活用などによる利便性・合理性の高い駐車場、駐輪場配置を必要に応じて検討します。</p> <p>また、既存駐車場についても、必要に応じて案内板の設置などによる利便性の向上を促進していきます。</p>	<p>全市</p>

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
関係機関等への要望活動				
都市計画道路整備事業		目標値 田中青木線の着手 (R2)		
岳南北部地区幹線道路整備事業		目標値 整備率：100% (R7)		
市道整備事業		目標値 改良率：55.0% (R7)		
橋りょう長寿命化		目標値 橋の長寿命化修繕数：47橋 (R7)		
防犯灯設置支援				
中心市街地の歩行空間整備		目標値 パリアフリー歩道整備率(富士宮駅周辺地区)：74.5% (R7)		
案内サイン等の整備（再掲）				
散策路の整備・維持管理				
公共交通の利用促進		目標値 宮バス：7.00人／1便 (R7) 宮タク：2.00人／1便 (R7)		
自動車の環境負荷低減の取組				
地域公共交通計画の策定				
交通結節点機能の維持管理				
市街地の駐車場の確保				

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上
 ■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

道路・交通網整備方針図



(2) 公園・レクリエーション施設における都市づくり方針

〔基本方針〕

2-(2)-1：スポーツ施設・都市公園の整備

スポーツ・レクリエーションの拠点として、総合公園などの都市基幹公園や貴重な景観資源、植物資源、歴史的資源をいかした都市公園、スポーツ施設・広場の確保とともに、保全、活用、機能の充実を図ります。これらの施設については、災害時における応急仮設住宅の建設や物資の保管などの付加機能を確認します。



2-(2)-2：身近な公園・緑地の整備

市街地においては、日常生活の中でいつでも容易に利用できる身近な公園・緑地の充実を目指し、特に公園が不足している地域での街区公園や近隣公園などの住区基幹公園、広場などの整備を進めます。また、多くの市民が安全で快適に公園・緑地を利用できるように、適切な維持管理に努めます。

都市計画公園以外にも、民間開発に合わせた公園・オープンスペースや道路の残地などを利用したポケットパークなどの設置による市民の居場所の確保も推進していきます。



2-(2)-3：公園の改善・維持管理

既存公園及び新規に整備する公園については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などに基づいたバリアフリー化、維持管理の効率化や長寿命化に取り組みます。また、市民団体などと連携し、健康づくりや地域交流促進のための機能も確保し、多様な世代が日常的に利用する機会を増やす公園づくりを進めていきます。



2-(2)-4：野外レクリエーション施設の充実

既存の野外レクリエーション施設（朝霧自然公園、白糸自然公園、富士山自然休養林、田貫湖、天子の森、天神山自然観察の森、静岡県猪之頭公園、キャンプ場、牧場、ハイキング・登山コースなど）は、市民や来訪者がレクリエーション活動などに楽しめる場として、保全・充実を図ります。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
2-(2)-1 スポーツ施設・都市公園の整備	① 都市基幹公園である総合公園には白尾山公園が位置付けられており、市民が休息・観賞・運動・散歩・遊戯など総合的なレクリエーションを楽しめる場として施設の充実や維持管理を図ります。 また、スポーツ施設・広場としてふじのみやスポーツ公園、山宮スポーツ公園、上井出スポーツ広場、芝川B & G海洋センター・芝川スポーツ広場、明星山公園野球場の施設の充実や適正な維持管理を図るとともに、市民のスポーツ振興や健康体力づくりを促進するため、適切にスポーツ施設の確保を図ります。	自然地
	② 都市と自然との共生を目的とする風致公園として位置付けられる都市近郊の丘陵地（明星山公園、天母山自然公園）や市街地内の緑地、白糸自然公園を始めとするその他の大規模な公園などは、自然環境の保全や自然との触れ合いの場として充実を図ります。	自然地
2-(2)-2 身近な公園・緑地の整備	③ 公園を利用した健康づくりや地域交流を促進し、生活行動の範囲内に公園空間を確保するため、住区基幹公園の区分の基準（街区公園、近隣公園、地区公園）に応じた適切な公園整備・改善、民間開発に合わせた公園設置を進め、良好な市街地環境の形成を図ります。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 自然地
	街区公園 主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、0.25haを基準に整備標準として配置する。	
	近隣公園 主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、2haを基準に整備標準として配置する。	
	地区公園 主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、4haを基準に整備標準として配置する。	
	④ 市街地の活動創出や緑の確保を図るため、道路の残地や街角などを利用し、気軽に休憩できるスペースとしてポケットパークの整備を推進します。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部
2-(2)-3 公園の改善・維持管理	⑤ 全ての人が安全・安心で快適に利用することができるよう、公園内の段差の解消、スロープ・手すりの設置、ベンチなどの休憩箇所の設置を基本に整備・改善を進めます。さらに、水飲み場、トイレ、案内板、表示方式にも配慮します。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 自然地
	⑥ 公園の改善、維持管理に当たっては、長期的な視点での維持管理コストの削減に努め、効率化や長寿命化を念頭に置いた更新を図っていきます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 自然地

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
2-(2)-4 野外レクリエーション施設の充実	⑦ 既存の野外レクリエーション施設（朝霧自然公園、白糸自然公園、富士山自然休養林、田貫湖、天子の森、天神山自然観察の森、静岡県猪之頭公園、キャンプ場、牧場、ハイキング・登山コースなど）は、自然環境との調和に配慮し、田貫湖一帯、白糸ノ滝一帯との連携を高め、市民が自然との触れ合いや自然の中でのレクリエーション活動などを楽しめる拠点として、保全・充実を図ります。	自然地

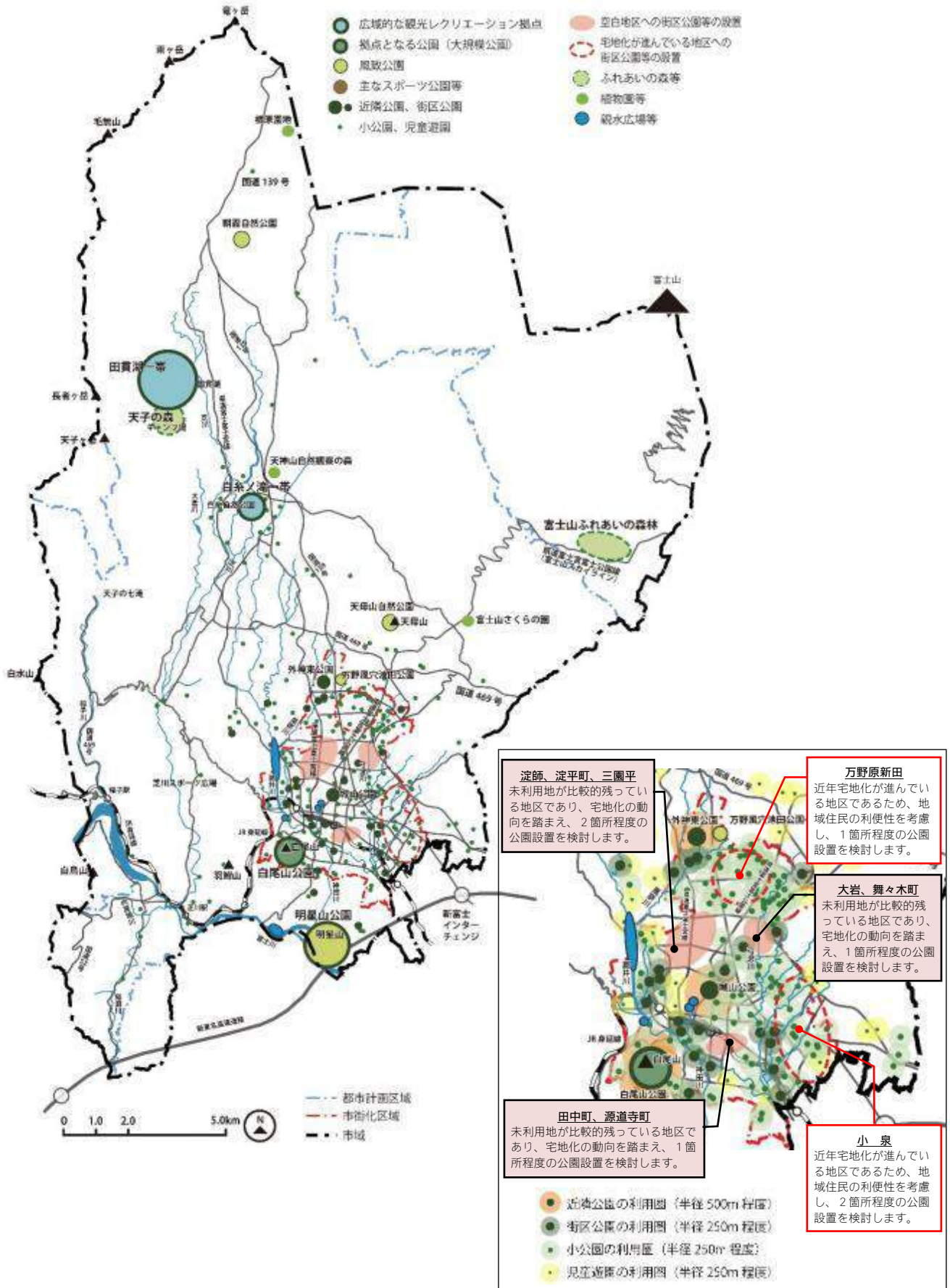
想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
都市公園の整備、施設の充実、維持管理	■	■	■	■
緑地空間の創出	■	■	■	■
レクリエーション拠点の形成	■	■	■	■
田貫湖等の自然環境の保全	■	■	■	■
白糸ノ滝周辺的环境整備	■	■		

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

公園・緑地整備方針図



(3) 下水道・水循環基盤における都市づくり方針

〔基本方針〕

2-(3)-1：下水道の整備・管理

健全な水循環を保全するため、汚水処理施設整備計画（アクションプラン）に基づき、公共下水道（污水）及び合併浄化槽による汚水処理対策を継続的に取り組みます。また、社会動向や財政状況を念頭に置きながら、ストックマネジメント計画による下水道施設の維持管理や長寿命化などを進め施設全体の管理について最適化を図ります。



2-(3)-2：健全な水循環の維持、地下水の適正な利用の推進

河川の豊かな水の流れの確保や保水力の向上、地下水のかん養を図るため、適切な水質管理、保安林や地中の保水機能の維持向上に取り組み、良好な水資源の確保と適切な利用を促進します。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
2-(3)-1 下水道の整備 ・管理	① 市街地は、自然環境を保全し、衛生的で快適な居住環境を確保するため、アクションプランに沿った適切な汚水処理施設整備の推進及びストックマネジメント計画に基づく事業（維持管理、長寿命化など）を進めます。また、継続的な耐震化も進めます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部
	② 公共下水道整備区域外の区域については、汚水処理を効率的に推進するため、合併浄化槽の普及率の向上を図るとともに、農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めます。また、衛生プラントの維持管理に努め、し尿及び浄化槽汚泥等の適正な処理を図ります。	市街地縁辺部 集落
	③ 下水汚泥は、セメント原料や堆肥化などのリサイクル資源としての有効活用を図ります。	全市

項目	個別の取組方針	対象となる区域特性
2-(3)-2 健全な水循環の維持、地下水の適正な利用の推進	④ 都市内の健全な水循環を維持するため、水道水源の流域開発の規制や水質汚濁の発生源対策の充実を図ります。	自然地
	⑤ 保水力の向上と地下水のかん養、雨水の浸透の向上を図るため、雨水地下浸透柵の整備などを進めます。さらに、水循環に配慮して地下水の適正利用や地下水採取規制に継続的に取り組むとともに、地下水汚染防止対策の推進、保安林や地中の保水機能の維持向上などのための取組の検討などにより、地下水の保全を図ります。	自然地

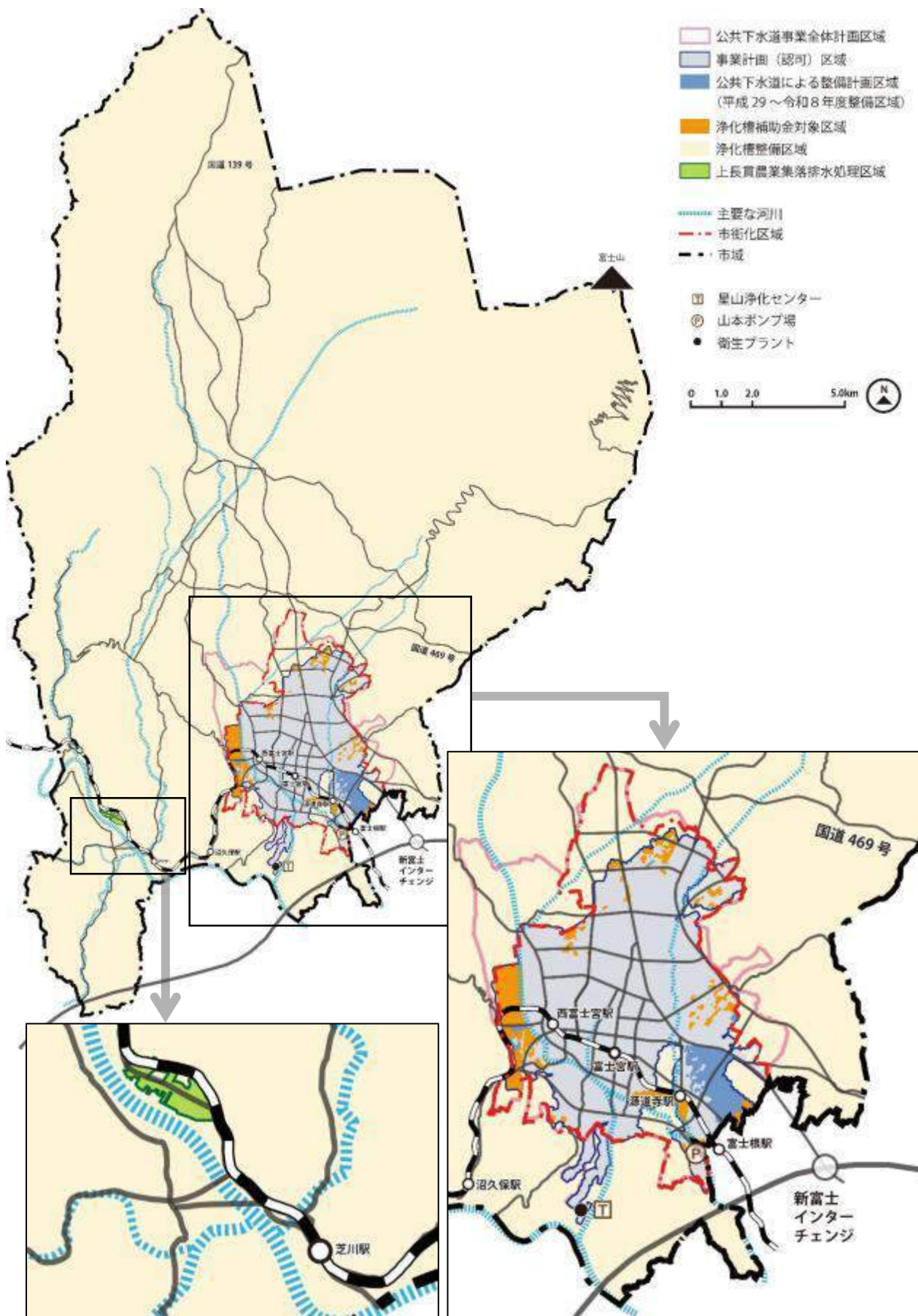
想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
下水道の整備、維持管理、長寿命化			<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 目標値 整備面積：1,555ha (R7) 水洗化率：88.5% (R7) </div>	
星山浄化センターの施設整備、維持管理				
合併浄化槽の設置の支援（浄化槽設置整備事業費補助金）促進			<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 目標値 下水道区域内の河川の水質の向上（BOD濃度、R7） <ol style="list-style-type: none"> 1 神田川（南神田川橋）：0.5mg/L 2 弓沢川（源道寺小橋）：1.2mg/L 3 潤井川（くすの木橋）：0.7mg/L 下水道区域外の河川の水質の向上（BOD濃度、R7） <ol style="list-style-type: none"> 1 芝川（横手沢橋）：1.0mg/L 2 潤井川上流（狩宿橋）：1.0mg/L 3 芝川（めんどり橋）：0.5mg/L </div>	
衛生プラントの維持管理				
農業集落排水処理施設の維持管理				
下水汚泥のリサイクル化の取組				
工場・事業場等排水の適正処理				
地下水利用の保全、適正利用の取組				

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

下水道・水循環整備方針図



(4) 公共建築物における都市づくり方針

〔基本方針〕

2-(4)-1：公共建築物の整備・改善

不特定多数の人が利用する公共建築物（庁舎施設、子育て支援施設、市営住宅、文化施設など）は、全ての人が安全・安心で快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などに基づいた整備・改善を進めるとともに、長寿命化による更新コストの縮減と財政負担の平準化を図ります。



2-(4)-2：公共建築物の再編

適切な施設の維持管理・更新を図るとともに、今後予想される人口減少に対応し、必要に応じて施設の再編に取り組みます。今後は、各施設に求められる機能の効率化や利便性の向上を念頭に置き、市民や民間団体による利活用の推進により都市全体の魅力創出や活性化について検討していきます。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
2-(4)-1 公共建築物の 整備・改善	① 全ての人が安全・安心で快適に利用できるように、不特定多数の人が利用する公共建築物においては、長寿命化計画などに基づいた建築物の利用状況や維持管理などに要する費用など総合的に整理、分析するとともに、計画的に長寿命化工事を実施することで保全費用を平準化し、突発的な財政負担の軽減を図ります。	全市
	② 安全・安心で快適に住めるよう、既存の市営住宅について修繕、改善、建替えなどの整備手法を定め、長期的で効率的な維持管理を実現するとともに、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ります。	住宅市街地 市街地縁辺部
	③ 年齢層を問わず、全ての人が安全・安心で快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などに基づき、トイレや浴室の段差の解消などの整備・改善を進めます。	全市
2-(4)-2 公共建築物の 再編	④ 本市が所有する公共建築物は将来に向けて適切な行政サービスの提供と施設の適正配置、財政負担の軽減・平準化などを念頭に置き、「都市づくり・地域づくり」や「市民ニーズ」に対応した施設の多機能化などの再編を長期的な視点に立って計画的に行っていきます。	全市

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
公共施設等総合管理計画の取組 （長寿命化・再編）				
市営住宅のバリアフリー化の取組			目標値 バリアフリー化率：95.1%(R7)	
市営住宅の建て替え、長寿命化				

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

(5) 防災対策における都市づくり方針

〔基本方針〕

2-(5)-1：地震・噴火・火災に強い都市づくり

建築物の耐震化・不燃化を促進するとともに、災害発生時の避難・救助・消火活動などの円滑化、火災の延焼防止を図るため、幹線道路の整備や避難路の安全性の確保を進めます。



2-(5)-2：水害・土砂災害に強い都市づくり

水害や土砂災害を未然に防ぐため、過去の全国的な被害の甚大化の状況も念頭に置きながら河川改修や調整池・浸透池の整備、市街地や集落における治水対策や雨水の流出抑制策など、総合的な治水対策を推進するとともに、森林が有する保水機能や土砂流出防止機能などを高める治山対策を推進します。



2-(5)-3：防災拠点の整備・充実

防災上の拠点となる公共施設については、耐震化などを推進するとともに、仮設住宅の設置場所や臨時ヘリポートの確保などに努めます。これに加え、二次災害の軽減を図るため、ライフライン確保（水道、電気・ガスの早期復旧など）のためのシステム・施設の充実に努めることが重要であり、特に水道施設に関しては平時や緊急時・災害時における安全で強靱・持続的な水道供給のための更新や更新需要の平準化などに取り組んでいきます。

身近な防災拠点としての役割を担う指定避難所では、学校などの施設の耐震化を推進するとともに、多様な世代が負担なく過ごせる場としての機能や運営方法のあり方について検討を進めます。

災害時に対応の早さが人命救助に大きく影響するため、上記の取組はできる限り早い実現を目指すことが重要であり、災害時の運営対応も念頭に置いた事前対策の検討を深めていく必要があります。



2-(5)-4：都市・市街地の復旧・復興

本市では、インフラ整備や耐震化など重点的に取り組むべき施策を、防災・減災対策と迅速な復旧復興に資する取組として推進するため、国土強靱化地域計画の策定を進めます。

都市基盤施設などの復旧対策は、機能回復を目的とした応急復旧、被災前の状況に戻す復旧、防災性を高めた計画的な施設の復旧の3つの段階に分けて実施する必要があります。被災状況を踏まえ、各施設の復旧方針を定め進めていきます。また、発災後の市街地の復興に向けては、被災状況の調査を実施し、復旧に必要な道路、ライフラインの確保などに応じて、市街地開発事業の導入を前提に都市復興基本方針、都市復興基本計画を定め、復興事業を推進していくこととなります。

上記の取組に備え、本市では震災復興都市計画行動計画を策定していますが、今後は、事前都市復興計画、防災都市づくり計画の策定の必要性を再検討し、必要に応じて計画策定、実現化方策の検討を推進していきます。

本市では、土地利用構想図に基づく土地利用事業の誘導・調整を行っており、土砂災害、富士山火山噴火などの危険区域における土地利用事業を制限してきました。この取組を継続的に行い、土地利用誘導と一体となった災害リスクの抑制に努めていきます。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
<p>2-(5)-1 地震・噴火・ 火災に強い都 市づくり</p>	<p>① 災害時の大規模延焼や建物倒壊の危険性が高い地区は、建築物の共同化による道路の拡幅や歩道の設置、空地の確保や建築物の耐震化などを促進し、災害時の安全性を確保します。</p>	<p>まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部</p>
	<p>② 市街地では、密集市街地の再構築に係る移転敷地やまちなかの高度利用などに伴うオープンスペースの確保に取り組み、災害時に備えた資機材置場及び防火水槽など防災機能の整備を進めます。</p>	<p>まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部</p>
	<p>③ 災害時の緊急輸送路となる幹線道路では、早急に機能が確保できるよう、延焼遮断帯などによる優先的な環境整備を進めます。避難路となる道路については、安全性の確保も兼ねて、拡幅整備や橋りょうの耐震化、無電柱化の推進などを進めるとともに、沿道建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀の撤去を促進します。</p>	<p>まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集 落</p>
	<p>④ 活火山である富士山の噴火被害を最小限にするため、土地利用誘導による災害リスクの抑制やハザードマップ・火山情報の提供及び有効活用を図るとともに、避難計画の策定など、火山防災対策や市民の避難誘導対策を進めます。</p> <p>また、災害後の火山灰等について広域避難路などの通行に支障が生じるおそれがある場合は、除灰作業を実施し避難路の安全性の確保に努めます。</p>	<p>全 市</p>
<p>2-(5)-2 水害・土砂災 害に強い都市 づくり</p>	<p>⑤ 大雨・集中豪雨などによる市街地の浸水を防ぐため、公共下水道事業による雨水渠などの整備・改修を進めます。</p> <p>また、必要に応じて調整池や浸透池の設置、雨水浸透・貯留施設の設置により雨水流出の防止対策を検討します。</p>	<p>全 市</p>
	<p>⑥ 森林の有する保水機能を向上させるため、富士山や天子山系などにおける森林の保全・育成を図ります。</p> <p>また、山地崩壊や土砂流出、土砂堆積被害を防止するため、治山事業や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の促進に努めるとともに、土砂災害（特別）警戒区域の指定、ハザードマップの提供による周辺住民への周知を図ります。</p>	<p>自然地</p>

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
<p>2-(5)-3 防災拠点の整備・充実</p>	<p>⑦ 防災拠点となる主要な公共施設については、災害時を想定した施設整備などを進め、耐震診断や耐震化などに取り組んでいきます。また、防災拠点となる施設では、所在地域あるいは周辺の地域が孤立する可能性もあるため、被災後の連携対応のための設備として通信手段の確保・整備などに取り組みます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑧ 予想される大規模な地震などの災害時に備え、仮設住宅の設置場所の確保に努めます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑨ 予想される大規模な地震などの災害時における広域緊急搬送・物資搬送などを迅速に行うため、周辺市との広域連携のもと、臨時ヘリポートの確保に努めます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑩ ライフラインの機能障害による二次災害の軽減を図るため、共同溝など、災害に強いライフラインの充実を図ります。</p> <p>なお、地域防災計画に位置付けるとおり、発災直後でも早急にライフラインを確保できるよう、水道施設の復旧対応力の維持・向上、電気・ガスの事業者と連携体制の構築に取り組みます。また、災害時には、下水道機能の継続を図るとともに、下水処理水も貴重な水資源となることから、生活排水処理センター内での循環利用についての検討を進めます。</p>	<p>まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集落</p>
	<p>⑪ 地域における指定避難所となる学校などについては、施設の耐震補強や設備の強化を進めます。</p>	<p>まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集落</p>
	<p>⑫ 地域の一時避難場所となる公園・広場などの整備を進めるとともに、指定緊急避難場所となるオープンスペースを確保し、緊急時に備えます。また、災害時は避難者による自主的な指定避難所の運営が求められることから、指定避難所の運営方法の事前検討を行います。</p> <p>防災拠点や指定避難所の整備・充実に当たっては、高齢者・子育て世代などの多様な世代が心身に負担なく過ごせる設備・機能の確保についても検討していきます。</p>	<p>全市</p>

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
<p>2-(5)-4 都市・市街地 の復旧・復興</p>	<p>⑬ 大規模自然災害等が発生しても人命の保護や重要な施設機能を維持し、迅速な復旧復興を可能とする強靱な都市づくり・地域づくりを他分野の政策も含めた総合的な取組として推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、庁内連携を図りながら国土強靱化地域計画の策定を進めます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑭ 道路、公園、建築物及びライフラインなどの都市基盤施設の被災状況に関する調査を実施します。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑮ 減災や復興のための都市づくりを住民や事業者と行政との協働で進めるため、それぞれの取組を整理する「事前都市復興計画」策定の必要性を検討します。また、災害に強く災害時の避難や応急活動を支えることができる空間づくりの基本方針、具体的施策などを定める「防災都市づくり計画」策定の必要性を検討します。</p> <p>また、必要に応じて、上記の計画策定や実現化方策の検討などを推進していきます。</p>	<p>全市</p>
	<p>⑯ 開発前から災害リスクのある土地利用を制限し、人命に関わる被害を未然に防ぐことを念頭に置き、総合計画における土地利用構想図に基づいた土地利用誘導を推進していきます。</p>	<p>全市</p>

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
住宅等の建築物の耐震性向上の促進			目標値 木造住宅の耐震補強工事実施率：10.1% (R7)	
狭あい道路の整備				
防災施設の充実化			目標値 耐震性防火水槽整備：740基 (R7)	
避難路の誘導性、安全性の向上			目標値 ブロック塀の耐震化：50% (R4) 橋の長寿命化修繕数：47橋 (R7)	
無電柱化推進				
避難計画やハザードマップの周知			目標値 ハザードマップの作成：100% (R4)	
河川や市街地の治水機能の向上			目標値 市街地の治水対策：34.4% (R7)	
山地災害への対策			目標値 間伐実施面積増加：6,026ha (R7)	
公共建築物等の耐震性向上			目標値 小中学校の耐震化率：100% (R7) 市有公共建築物の耐震化：100% (R4) 病院の耐震化率：100% (R4)	
避難場所等の安全性・避難機能の確保			目標値 孤立地域対策(通信手段の確保)：100% (R4)	
国土強靱化への取組			目標値 国土強靱化計画の策定：100% (R2)	
ライフライン施設の耐震性・対応力の確保			目標値 水道施設の耐震化：100% (R4) 配水池の耐震化率：80% (R7)	
災害復興に向けた取組事項の整理			目標値 応急危険度判定士の養成数（322人以上）：100% (R4)	
災害復興に向けた都市計画の策定			目標値 震災復興計画行動計画の策定：100% (R2)	
土地利用・開発許可制度の運用（再掲）				

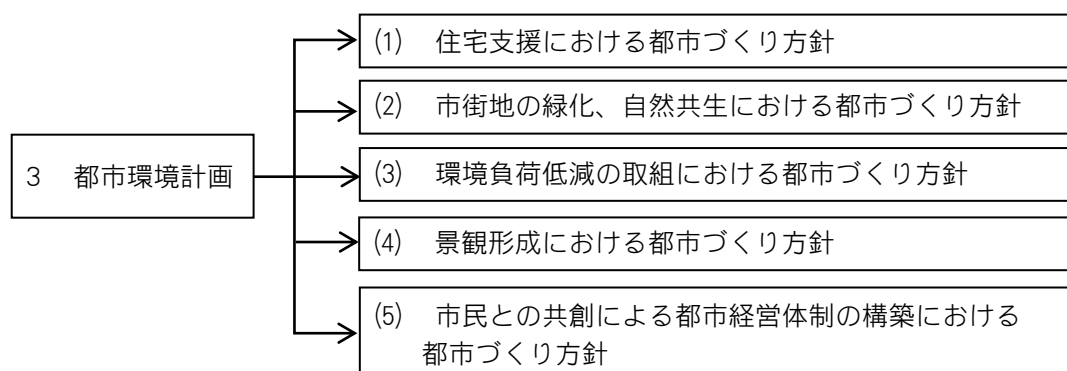
短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

3 都市環境計画

都市環境計画は、住環境や自然環境、景観など人々の活動や営みに影響を及ぼす地上の空間やコミュニティ形成などの人の活動そのものに関わる事項の取組の方向性を定めるものです。

■計画の体系図



本市でのこれまでの取組

富士山や天子山系を始めとする森林や河川などは、本市の都市環境の骨格を形成する貴重な資源であり、公園・緑地などのまとまった緑や水辺は、環境衛生、都市景観、災害防止に寄与するとともに、ゆとりや潤いなどの心理的效果をもたらし、良好な都市環境を形成する上で欠かせない資源です。そのため、本市では、水・緑、都市景観、環境などの観点から、今後のビジョンと基本的な方向性を示し、その実現に取り組んできました。

今後の取組の方向性

富士山麓に育まれた緑地、水辺、市街地や集落などの環境の維持・改善・再生に必要な取組を継承・発展的に実施するとともに、本市固有の景観や環境と共生した潤いある都市環境の形成を図ります。

また、景観形成や今後の公園・緑地の整備及び維持管理に当たっては、市民意識を高めながら、行政と住民・関係団体が適切な役割分担を図りながら、官民が連携した取組を進めます。

取組実現に向けた4つの着眼点

○ 計画の実現性の確保

- ・ 市民が末永く住み良いと感じられる都市環境形成の実現性を高めるためには、住環境や自然環境の保全、景観形成などのルールづくり、地域資源の保全のための法令や計画的な位置付けを行っていくことが重要です。

○ 都市の魅力創出

- ・ 都市環境を通じて魅力形成を図るためには、本市以外に存在しない地域資源の有効活用やシビックプライドの創出が重要となります。そのため、富士山や世界遺産構成資産の活用や景観保全、これらの資源を通じた市民同士あるいは市内外の人々の交流を促し、地域資源や都市環境の形成による価値の認識を高めることが必要となります。

○ 健全な都市経営

- ・ 良好な都市環境の持続性を高めていくためには、環境保全の取組に対する市民意識の向上が効果的であると考えられます。そのため、各取組の推進に当たっては市民参加や市民の関心を促すための周知・PR、地域の担い手の創出も並行して進めていくことが望ましいと考えます。

○ 官民連携の促進

- ・ 市民にとって住み良い環境形成を効率的に推進していくためには、市民や民間団体による主体的な活動も不可欠となります。そのため、継続性のある活動支援や官民連携のための仕組みづくりも非常に重要となることから、市民と行政が関わる機会の創出や市民の地域づくり参加への意識醸成を育む取組が必要だと考えます。

(1) 住宅支援における都市づくり方針

〔基本方針〕

3-(1)-1：既存住宅のリフォーム支援

誰もが安全で安心して暮らせる良質な住宅ストックの形成を図るため、高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化、南海トラフ巨大地震に備えた耐震性の向上などに対する支援策を推進します。また、住まいにおける環境への負荷の軽減や省エネルギー対策としての建築設備に対する支援策を推進します。



3-(1)-2：住宅供給支援

本市の地域特性をいかした住まいづくりを進めるため、富士ヒノキを始めとする優良な地元の材木などの活用を推進します。また、定住化の促進や地域の活力の再生を図るため、空き家などを活用した移住・定住や住み替えを促進するとともに、家族構成などに応じて豊かな暮らしができるように、戸建て持ち家の取得に対する支援策を推進します。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(1)-1 既存住宅のリ フォーム支援	① 既存の住宅については、高齢社会に備えたバリアフリー化や南海トラフ巨大地震に備えた耐震化など、適切な改善やリフォームに対する支援策を推進します。 また、環境への負荷の軽減や省エネルギー対策として、新エネルギーなどの活用、省エネルギー機器の設置を促進します。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集 落
3-(1)-2 住宅供給支援	② 地域特性をいかした住まいづくりを進めるため、富士ヒノキを始めとする優良な地元の材木などを活用した住宅や環境との共生に配慮（新エネルギーなどの活用、省エネルギー機器の設置）した住宅の建築に対する支援策を推進します。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集 落
	③ 各世代や家族構成などに応じて豊かな暮らしができるように、戸建て持ち家の取得に対する支援策、居住水準の高い良質な民間賃貸住宅の供給に対する支援策、移住・定住ポータルサイトでの情報提供などに継続的に取り組みます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集 落

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短 期	中 期	長 期
住宅等の建築物の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化への支援	■	■	■	■
地場産木材の活用推進	■	■	■	■
移住・定住促進の取組（再掲）	■	■	■	■

目標値 移住・定住推進活動団体を増やす：5団体（R7）

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上
 ■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

(2) 市街地の緑化、自然共生における都市づくり方針

〔基本方針〕

3-(2)-1：緑豊かな都市環境の整備

市街地内の社寺林、市街地周辺の樹林地などの都市緑地は、良好な風致景観を形成する起源であることから、都市計画手法の活用などにより、保全・活用を進めます。

公共施設、幹線道路沿道の商業施設、大規模な工業施設において緑化を推進するとともに、住宅地などにおける生垣や花木の植栽や菜園づくり、地域や団体組織における花壇づくりなどを促進し、緑豊かな都市環境の創出を図ります。



3-(2)-2：住宅地における豊かな緑の保全

住宅地や集落に隣接した河川や水辺においては、樹林・樹木の保全や親水空間の整備などにより、良好な住宅地・集落環境の形成を図ります。



3-(2)-3：水辺と緑の保全・整備

貴重な樹木・樹林や湧水池の保存・保全に努めます。

河川沿いや湧水池・ため池は、自然樹林地を保全するとともに、親水空間や広場、自然との触れ合いの場、ビオトープなどとして保全・活用し、湧水池や河川を結ぶ散策路の整備を進めます。

富士山麓における保安林や野外レクリエーション施設などの緑地を維持し、水源のかん養性の向上を図ります。また、牧草地の保全・再生や貴重な動植物の保護に努めます。



3-(2)-4：田貫湖周辺の自然環境の保全・活用

小田貫湿原を含む田貫湖周辺は、自然との触れ合い体験や自然保護活動、環境保全活動の拠点として機能の充実を図るとともに、水辺環境の保全や田貫湖キャンプ場の整備などを進めます。



3-(2)-5：官民連携による緑の創出

今後の公園や緑地・樹林地などの整備、維持管理に当たっては、行政と地域住民や市民活動団体、関係団体などが連携を図りながら実施します。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(2)-1 緑豊かな都市 環境の整備	① 市街地周辺の樹林地や市街地内の社寺林、弓沢川沿いの樹林地などの都市緑地は、都市計画的な手法による持続性の担保を図ります。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 自然地
	② 公共施設の緑化を推進するとともに、家庭における生垣化や花木の植栽、地域や団体組織における花壇づくり、工場・事務所における緑化を促進し、緑豊かな都市環境の創出を図ります。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部
3-(2)-2 住宅地におけ る豊かな緑の 保全	③ 住宅地内の水辺環境や斜面緑地などは、自然環境を保全し、市民の憩いの場として活用します。	住宅市街地 市街地縁辺部 集落 自然地
3-(2)-3 水辺と緑の保 全・整備	④ 市内に点在する貴重な樹木・樹林や湧水池の保存・保全に努めます。また、弓沢川など河川沿いの自然樹林地は、市街地内の貴重な緑地空間として適切な保全や安全性の確保に努めます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 自然地
	⑤ 水辺空間は生息する生物の様々な生態の保全・創出に取り組むとともに、自然との触れ合いの場としての活用も図ります。 富士川河川敷における沼久保地区水辺の楽校や潤井川沿いの遊歩道などは、身近な水辺空間として保全・活用を図ります。 また、中心市街地における市民などの身近な潤い、やすらぎの親水空間として、神田川ふれあい広場などの保全・活用を図ります。	まちなか商業地 自然地
	⑥ 市内に点在する貴重な湧水資源として指定されている保存湧水池は、保全・保存に努めます。	自然地
	⑦ 田貫湖、湧水池、草地、雑木林などの自然環境資源を保全するとともに、併せてビオトープなどの整備・保全により生物生息空間の確保に努めます。	自然地
	⑧ 富士山麓では保安林や野外レクリエーション施設などの現存緑地の維持に努めます。また、富士山麓や天子山系の森林を健全に守るため、林業の振興及び治山施設の適切な配置を図るとともに、広葉樹などへの転換を促進します。	自然地

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(2)-4 田貫湖周辺の 自然環境の保 全・活用	⑨ 小田貫湿原を含む田貫湖周辺は、自然との触れ合い体験や自然保護活動、環境保全活動の拠点として、田貫湖キャンプ場や田貫湖ふれあい自然塾の充実を図ります。 また、小田貫湿原に関しては、乾燥化を防止し、自然環境を保全するため、植物や地質・水象などの調査及び保全対策の検討を行います。	自然地
3-(2)-5 官民連携によ る緑の創出	⑩ 緑地や緑化の整備・維持管理に当たっては、住民や地域団体との連携・活動支援体制や仕組みを確立し、官民連携での緑の拡大や自然共生の取組を展開していきます。	まちなか商業地 沿道商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集落

想定関連事業

時間軸 (年度)	～R元	短期	中期	長期
風致地区、保安林、保存樹林等の保全				
市街地における緑化の促進				
水辺の環境保全、空間づくり、活用の促進				
田貫湖等の自然環境の保全 (再掲)				
山林の保全や林業振興の取組 (再掲)			目標値 間伐実施面積を増やす：6,026ha (R7)	
官民連携による緑の創出			目標値 緑化団体数：101団体 (R7)	

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

骨格的な緑と水の保全・配置方針図



(参照：富士宮市緑の基本計画)

(3) 環境負荷低減の取組における都市づくり方針

〔基本方針〕

3-(3)-1：自然環境、生活環境の保全

自然環境への影響が予想される開発事業などは、環境影響評価制度に基づき、適正な環境保全対策を図るとともに、自然破壊の回避・最小化、自然の代替確保、修復・再生などを図ります。



3-(3)-2：廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

家庭や事業所によるものを中心に廃棄物の発生抑制を図ります。また、ごみのリサイクルを推進しつつ、再利用品や再生品の使用の促進を通じて、環境負荷の小さい都市づくりを進めます。



3-(3)-3：エネルギーの有効活用

再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、省エネルギー型の設備・機器の普及の促進を図ります。また、再生可能エネルギーや省エネルギー機器などの公共建築への導入や民間建築物への普及の促進などにより、エネルギー使用の抑制を図ります。

再生可能エネルギー設備は、富士山眺望や周辺の住環境、自然環境などに配慮した展開を進めます。



3-(3)-4：環境への負荷の軽減

化学物質対策に対する環境監視、工場・事業所の指導など、環境監視と発生源の把握を行います。また、最終処分場は、廃棄物のリサイクルや処理技術の動向を踏まえた維持管理を行うとともに、清掃センターは長寿命化を進めます。さらに、廃棄物処理施設は、必要に応じて適正な位置への配置を図ります。



3-(3)-5：墓地等の維持管理

市営墓地（舞々木墓地、朝霧霊園）、市営火葬場（富士宮聖苑）の適正な維持管理、長寿命化を行います。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる区域特性
3-(3)-1 自然環境、生活環境の保全	① 開発事業などに伴い自然環境への影響が予想される場合は、環境影響評価制度に基づき、適正な環境保全対策を図り、自然破壊の回避・最小化、自然の代替確保、修復・再生などを行います。	自然地
	② 開発事業などにおいて、生活環境への影響が予想される場合も、環境影響評価制度に基づいた手続により、市民の生活環境の保全を図ります。	全市
3-(3)-2 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	③ リサイクルの継続的な取組と廃棄物の発生抑制を図るとともに、これからの社会動向の変化に応じて、新たな廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進手法を検討していきます。	全市
	④ 集団回収の推進、資源ごみの分別収集の徹底、中間処理施設における廃棄物の資源化の推進、廃棄物のリサイクルを推進するほか、再利用品や再生品の使用を促進するとともに、市民の地球温暖化への理解を深める周知・環境教育などにも取り組めます。	全市
	⑤ 廃棄物の発生抑制については、家庭や事業所によるものを中心に取り組んでいきます。	全市
3-(3)-3 エネルギーの有効活用	⑥ 太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。 また、省エネルギー型の設備・機器の普及の促進、省エネルギー型の建築物の公共建築への導入と民間建築物への普及の促進などにより、エネルギー使用の抑制を図ります。	全市
	⑦ 本市では富士山眺望などの保全のため、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を運用して適切な施設立地を誘導しており、継続的にこの取組を推進します。 また、その他の再生可能エネルギーについても周辺の住環境や自然環境などに配慮した施設立地の誘導を図ります。	自然地

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(3)-4 環境への負荷 の軽減	⑧ 化学物質対策に対する環境監視の推進、工場・事業所の指導の強化など、環境監視の強化と発生源の把握を推進します。	全市
	⑨ 廃棄物の適正な処理を行うため、清掃センターの適切な維持管理に取り組むとともに、最終処分場におけるリサイクル動向を踏まえた延命化を推進していきます。また、廃棄物処理施設の適正な配置を推進します。	全市
3-(3)-5 墓地等の維持 管理	⑩ 市営墓地（舞々木墓地、朝霧霊園）は、周囲の環境や景観などの調和に配慮し、適正な維持・管理・整備に努めます。市営火葬場は長寿命化を図ります。	自然地

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
環境影響評価制度に基づく手続き				
ごみの排出量削減、リサイクル等に関する取組		<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> 目標値 ごみのリサイクル率：32.9% (R2) </div>		
再生可能エネルギーの利用促進		<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> 目標値 再生可能エネルギーの導入：232,410千kWh (R7) </div>		
再生可能エネルギーの適切な立地誘導				
PRTR 法届け出状況の把握				
施設の長寿命化及び適正な維持管理				

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上

■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

(4) 景観形成における都市づくり方針

〔基本方針〕

3-(4)-1：地域資源の保全、活用、価値向上

古くからある富士山への信仰を感じる景観や世界遺産の構成資産は、後世に継承すべき重要な地域資源と言えます。そのため、これら資源を保全・活用し、周辺の自然資源や観光・交流資源と連携を図りながら、地域の価値向上を目指します。また、特にその資源が有する価値や富士山の眺望などの活用による効果が期待され、景観形成において先導的な役割を担う場所については、周囲の環境や景観、資源そのものの価値への配慮を念頭に置き、観光・交流拠点の形成を推進します。



3-(4)-2：門前町としての市街地の歴史景観の保護・創出

シンボルとしての富士山本宮浅間大社を中心とした歴史的なまち並み景観の形成を進めるため、富士山本宮浅間大社などの歴史的な資産や歴史的建築物の保護、門前町にふさわしいまち並みの修景、水辺や空地を活用した居心地の良い空間の形成などを図ります。



3-(4)-3：水辺景観などの保全活用

豊富な湧水が流れる神田川や湧玉池を始めとする水辺と一体となった散策路や公園、広場、まちなかに残る樹林地などの自然環境の保全・活用などにより、潤いを感じられる景観形成を図ります。



3-(4)-4：玄関口にふさわしい都市景観の創出

富士宮駅周辺は、都市拠点機能の向上、にぎわいの創出を図り、魅力創出や交流機能の強化に併せ、富士山本宮浅間大社の門前通りを構成する地区として落ち着いたあるまち並みづくり、歴史あるまちなか商業地としての風格やにぎわいを感じられる景観の創出を図ります。



3-(4)-5：良好な住宅地景観の形成

住宅地においては、富士山眺望や自然に配慮した屋根や壁面の形態、色彩の設計、生垣化やまち並み誘導を促進するとともに、河川・水路などにおける水辺景観の整備や公園・緑地、富士山の眺望点などの潤い空間の確保を進め、良好な住宅地景観の形成を図ります。



3-(4)-6：美しい街路景観の形成

幹線道路沿道については、自然に配慮し、防護柵などの形態や色彩、位置などの工夫、建築物や看板などの景観誘導、眺望の保全、緑化の推進や公共サインの見直しなどを通じて、美しい街路景観の形成を図ります。



3-(4)-7：住宅地や自然と調和した工業地景観の創出

工業地については、地形をいかした造成や敷地内緑化の促進などを通じて、周辺の住宅地や自然と調和した工業地景観を創出します。



3-(4)-8：特徴ある農村風景の維持・創出

富士山を背景とした特徴ある農村景観を維持・創出するため、里山や社寺林・屋敷林の保全、水辺景観の整備や歴史的資産周辺の環境整備を進めます。また、水田、棚田、茶園などの農村景観の特性を踏まえた集落の景観誘導や幹線道路沿道の景観誘導を促進します。さらに、富士山の良好な眺望場所である白尾山などについては、眺望点として保全・整備を進めます。



3-(4)-9：牧歌的風景の維持

朝霧高原の牧歌的な風景を維持するため、火入れや刈り取りなどによる草原景観・林地景観の保全を図るとともに、それらと調和した集落や畜舎、レクリエーション施設の景観誘導、歴史的な場の景観整備を進めます。

また、田貫湖周辺や白糸の滝周辺については、水辺景観の形成、周辺の自然景観と調和した施設整備の誘導、キャンプ場・登山道などの適切な維持管理を進め、観光・交流の拠点にふさわしい景観形成を図ります。



3-(4)-10：富士山麓・天子山系の自然景観の維持

富士山麓や天子山系の雄大な風景は、本市を象徴する自然景観として、周辺自治体や活動団体と連携を図りながら保全を進めます。また、ぐるり・富士山風景街道の魅力を高めるための沿道の樹林の適切な維持管理や自然景観と調和した集落景観の誘導を図ります。



3-(4)-11：景観形成の誘導・啓発

富士山は市内の各地から望むことができることから、全ての市域において建物の形態や色彩について、景観形成基準への適合・誘導を図ることで、良好な景観形成を推進します。また、良好な眺望景観が得られる場所を眺望点として設定するとともに、景観重点地区に指定し、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所としています。

屋外広告物の表示、掲出に関しては、富士宮市屋外広告物条例に基づいて規制・誘導を図ります。また、看板の集合化などの取組や景観とユニバーサルデザインに配慮した道路案内標識、観光看板、観光案内図などの整備を推進します。

地域住民などが主体的に景観形成を推進する地区や市が主体となり重点的に景観形成を推進する必要がある地区については、美しいまちづくり協議会の認定や景観計画重点地区の指定によって、重点的に景観形成を図ります。地域特性をいかした景観形成に取り組むため、市民や企業、活動団体などとの協働や関係機関との連携を図り、良好な景観形成に寄与する建築物や活動に対して顕彰や支援を行うことにより、市民に親しまれる景観づくりを推進します。

良好な景観形成に寄与するような建造物及び樹木については、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、維持・保全を図ります。

本市の景観形成の骨格を形成する公共施設や景観上重要と考えられる地域における公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を図ります。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(4)-1 地域資源の保 全、活用、価 値向上	① 富士山本宮浅間大社や白糸ノ滝などの世界遺産構成資産、景観形成において先導的な役割を担うことが期待される眺望点の白尾山公園や明星山公園などの観光資源の周辺では、周囲の環境や景観、資源そのものの価値への配慮を念頭に置いた上で観光・交流拠点としての活用や機能誘導を図ります。また、既存の観光資源についても魅力創出を図るため、景観形成や交流機能の向上に取り組みます。	まちなか商業地 自然地
	② 世界遺産構成資産や既存の観光資源以外の自然資源や歴史資源なども地域資源として魅力や価値を創出し、市民の交流促進やシビックプライドの醸成につなげていきます。	全市
3-(4)-2 門前町として の市街地の歴 史景観の保 護・創出	③ 富士山本宮浅間大社などの歴史的建築物の保護を図るとともに、門前町にふさわしいまち並みを創出し、歴史的雰囲気や有する市街地形成を図ります。	まちなか商業地
3-(4)-3 水辺景観など の保全活用	④ 豊富な湧水が流れる神田川などの河川・水路の水辺、まちなかに残る樹林地の保全・再生・活用により、水と緑豊かな環境形成を図るとともに、市民の活動の場の創出や散策路の整備などによる市街地や集落などの魅力創出につなげていきます。	まちなか商業地 住宅市街地 市街地縁辺部 集落 農地 自然地
3-(4)-4 玄関口にふさ わしい都市景 観の創出	⑤ 富士宮駅周辺一帯は、世界遺産のまちづくり整備基本構想などと連携して都市機能の充実を図るとともに、本市の玄関口にふさわしい、格調高い都市景観の創出を進めます。	まちなか商業地
3-(4)-5 良好な住宅地 景観の形成	⑥ 住宅地においては、富士山眺望や自然に配慮した屋根や壁面の形態、色彩の設計、生垣化やまち並み誘導を促進するとともに、河川・水路などにおける水辺景観の整備や公園・緑地、富士山の眺望点などの潤い空間の確保を進め、良好な住宅地景観の形成を図ります。	住宅市街地 市街地縁辺部 集落 自然地
3-(4)-6 美しい街路景 観の形成	⑦ 幹線道路沿道については、自然に配慮し、防護柵などの形態や色彩、位置などの工夫、建築物や看板などの景観誘導、緑化を促進、無電柱化の推進などにより、美しい街路景観の形成を図ります。	沿道商業地
	⑧ ぐるり・富士山風景街道の魅力を高めるため、国道139号や国道469号の沿道では、樹林などの適切な維持管理を行います。	自然地

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(4)-7 住宅地や自然 地と調和した 工業地景観の 創出	⑨ 工業地については緑化などを促進し、周囲の住宅地や自然環境と調和する工業地景観を創出します。	工業用地
3-(4)-8 特徴ある農村 風景の維持・ 創出	⑩ 富士山を背景とした特徴ある農村風景を維持・創出するため、屋敷林や農村景観、里山の田園景観、さらには谷あいの景観、緑地の保全を図るとともに、水辺景観の整備や歴史的資産周辺の環境整備を進めます。	集落 農地 自然地
	⑪ 農村風景にふさわしい集落の景観誘導や幹線道路沿道の景観誘導を促進します。	沿道商業地 集落 農地 自然地
	⑫ 富士山の良好な眺望場所である白尾山などについては、眺望点として保全・整備を進めます。	集落 農地 自然地
3-(4)-9 牧歌的風景の 維持	⑬ 朝霧高原の牧歌的な風景を維持するため、火入れや刈り取りなどによる草原景観・林地景観の保全を図るとともに、それらと調和した集落や畜舎、レクリエーション施設の景観誘導、歴史的な場の景観整備を進めます。	集落 農地 自然地
	⑭ 田貫湖周辺や白糸ノ滝周辺については、水辺景観の形成を図るとともに、新たな施設整備に当たっては、周辺の自然景観と調和するよう誘導します。	自然地
3-(4)-10 富士山麓・天 子山系の自然 景観の維持	⑮ 富士山麓や天子山系の雄大な風景は、本市を象徴する自然景観として、その保全に努めます。また、自然景観と調和した集落の景観誘導を図ります。	集落 農地 自然地

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(4)-11 景観形成の誘 導・啓発	⑯ 富士山等景観保全地域及び富士山等眺望保全地域を設定し、一定の規模や高さを超える建築物・工作物や開発行為などについては、景観法などに基づき、協議・届出対象とし、景観形成基準への適合・誘導を図ることで、良好な景観形成を推進します。	全市
	⑰ 地域住民などが主体的に景観形成を推進する地区や市が主体となり重点的に景観形成を推進する必要がある地区については、美しいまちづくり協議会の認定や景観計画重点地区の指定によって、重点的に景観形成を図ります。	全市
	⑱ 良好な景観形成に寄与するような建造物及び樹木については、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、維持・保全を図ります。	全市
	⑲ 屋外広告物の表示、掲出に関しては、富士宮市屋外広告物条例に基づき、規制・誘導を図ります。また、看板の集合化などの取組や景観とユニバーサルデザインに配慮した道路案内標識、観光看板、観光案内図などの整備を推進します。	全市
	⑳ 本市の景観形成の骨格を形成する公共施設や景観上重要と考えられる地域における公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を図ります。	全市
	㉑ 良好な景観の形成に寄与している建築物や活動に対しては、表彰（富士宮市景観賞）を行い、また、優れた景観形成への取組や市民活動に対する助成などを行います。	全市
	㉒ 市民や企業との協働や関係機関との連携を図りながら、富士山を擁する本市の市民に親しまれる景観づくりのために、継続的に富士宮市景観計画に基づく重点プロジェクトを推進していきます。	全市

想定関連事業

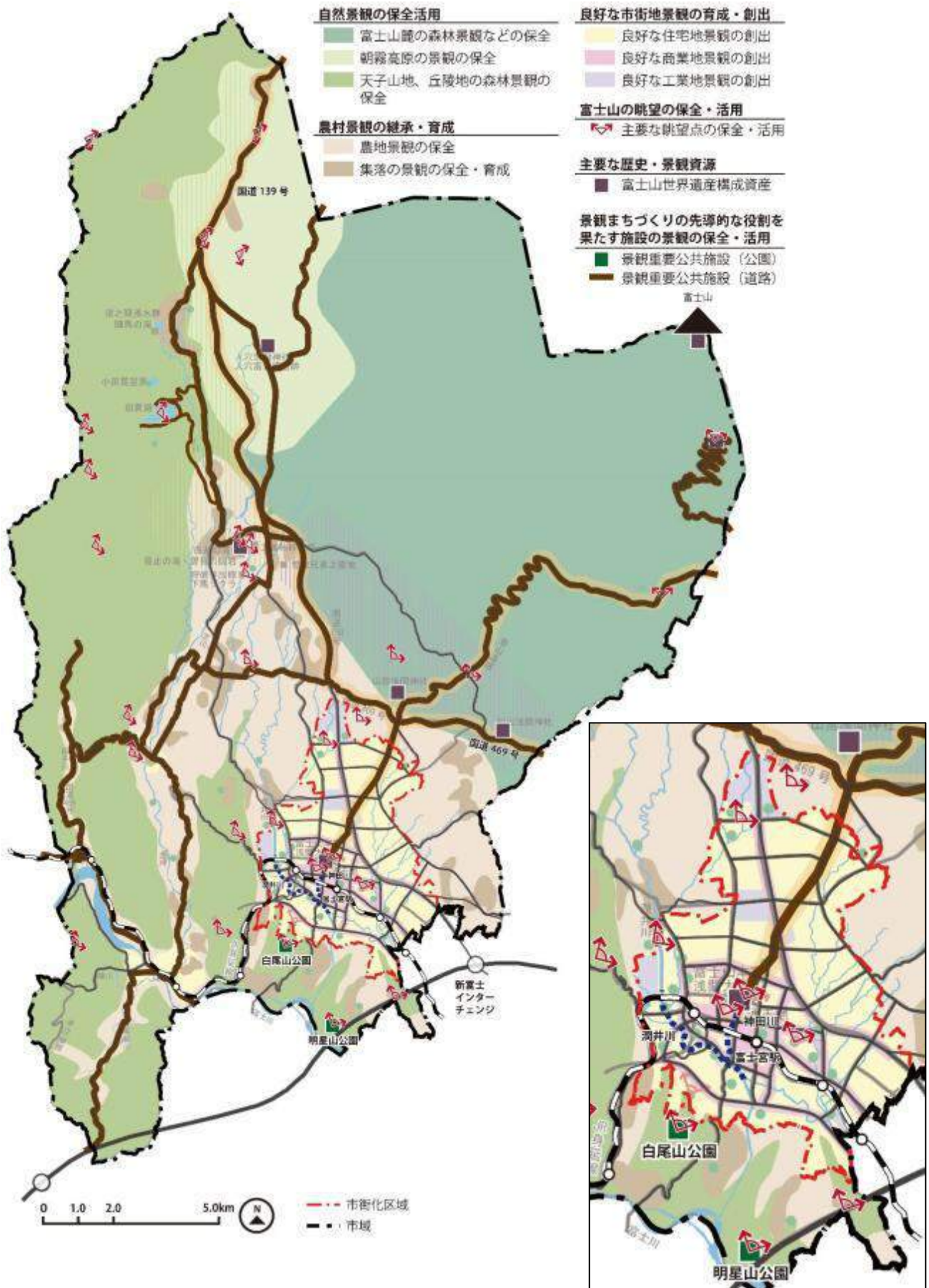
時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
観光・交流拠点としての活用と機能誘導の取組				
新たな景観・観光資源の活用				
浅間大社周辺や商店街でのまち並みづくりによるにぎわいの創出（再掲）				
水辺などの景観保全				
中心市街地の広場整備・管理				
アンケートや計画、ルールづくりによる取組の進捗確認				
市街地における緑化の促進（再掲）				
無電柱化推進（再掲）				
富士山周辺の自然景観の保全				
朝霧高原の景観保全				
田園景観・里山景観の保全				
眺望点の指定、保全				
観光エリアごとの景観形成				
景観重要建造物、景観重要樹木の指定				
官民連携による景観形成				

目標値 良好な景観形成の表彰：27ヶ所(R7)

目標値 緑化団体数：101団体(R7)

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上
 ■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

景観形成基本方針図



(5) 市民との共創による都市経営体制の構築における都市づくり方針

〔基本方針〕

3-(5)-1：市民の都市づくりへの関心の向上

市民との協働・共創により、本計画の実現性を高めるためには、本計画の内容や都市づくりに関する市の取組に関心を持ってもらうことが必要です。

また、これから継続的に都市づくりに関わりを持つ市民を増やしていくためには若い世代の関心を惹くことが重要であり、市内の学校と連携した取組を実施していきます。



3-(5)-2：地域経営を促すコミュニティ形成

都市づくり・地域づくりの活動（環境整備、防犯活動、緑化、清掃活動など）に関する団体に対する取組推進や活動支援、市民協働事業の増加、安心して長く暮らし続けられる市街地や集落の住環境の形成に向けた地域の担い手の創出を図ります。

身近な生活環境や住環境の維持・向上、高齢者の増加に伴う空き家や低・未利用地の維持、日常的な移動をサポートするため、市民の都市づくり・地域づくり活動に取り組む団体の活動を支援するとともに、地域の自主的な課題解決を図る担い手の発掘、支援、地域間での連携促進などを行いながら、官民の適切な役割分担と連携により、都市・地域経営体制の構築を目指します。



3-(5)-3：災害時の自助・共助の可能性の向上

南海トラフ巨大地震や富士山の噴火などの自然災害などに備えるために、道路や河川の整備、防災拠点や避難場所の整備などのハード面での取組と合わせ、防災訓練の実施や災害弱者（高齢者、子ども、要援護者など）へのサポートなどのソフト面の充実を図り、自助・共助が可能な地域コミュニティの形成を目指します。



〔個別の取組方針〕

項目	個別の取組方針	対象となる 区域特性
3-(5)-1 市民の都市づくりへの関心の向上	① 富士山まちづくり出前講座などで継続的に取組や市民参加について情報を発信していきます。また、市内の小中学校と協力し、富士山学習などと連携して子どもたちに市の都市づくりについて学んでもらう取組の実施を検討します。さらに、若者世代を中心にまちづくりに参加する機会を創出し、意見交換などを通して次の世代が住みたいと感じるまちの将来像の想いを集め、今後の都市づくりの検討にいかしていきます。	全市
3-(5)-2 地域経営を促すコミュニティ形成	② 市民による都市づくり・地域づくりの推進力を高めるため、環境整備、防犯活動、緑化、清掃活動などの活動に関する団体の取組や活動を支援します。また、市民協働事業の増加を促進します。	全市
	③ 地域の取組の担い手創出を図り、安心して長く暮らし続けられる市街地や集落の住環境の形成に向けて自立力のある地域コミュニティを育みます。	全市
3-(5)-3 災害時の自助・共助の可能性の向上	④ 災害時の自助・共助の意識を醸成し、避難要援護者や高齢者、子どもなどの幅広い方々の安全な避難、不自由ない避難生活などの実現の可能性を高められるコミュニティを育みます。	全市

想定関連事業

時間軸（年度）	～R元	短期	中期	長期
出前講座や市内学校との連携による都市づくりの取組や情報発信				
市民活動の支援、促進				
市民による地域づくりの促進、推進の支援				
市民による防災活動の促進				

目標値 家具類を固定している市民の割合：80% (R4)
災害時要援護者支援説明会受講者数：1,790人 (R7)

短期：策定から概ね5年以内／中期：策定から概ね10年以内／長期：策定から10年以上
■：事業実施 / ■：検討状況に応じて事業を実施

III 地域別方針

第1章 地域別方針の役割と活用方法

分野別方針が全市的な観点から都市づくりの方針を分野ごとに示しているのに対し、地域別方針では、住民の日常生活のコミュニティの範囲や土地利用の状況に応じた地域ごとに、地域づくりの方針を明確に示します。

本計画では、各地域における特性や課題を整理するとともに、分野別方針で位置付けた都市づくりの方針や地域住民のまちづくりへの想いを踏まえて、地域づくりの方針を示します。

地域別方針の役割

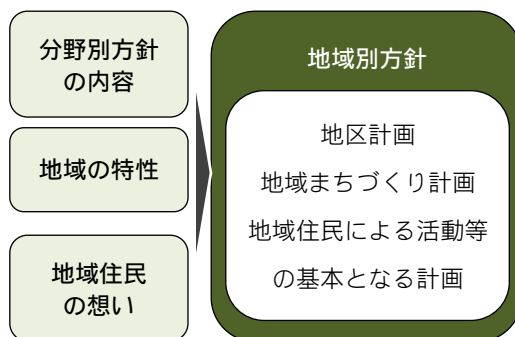
地域別方針は、地域ごとの具体的な特性を念頭に置きながら分野別方針で位置付けた都市づくりの方針を整理し、地域ごとの取組を分かりやすく示します。

アンケート調査や地域まちづくり協議会で把握した住民が感じる地域の魅力や課題を記録するとともに、地域住民の想いの実現のために目指すべき地域づくりの取組方針を示します。

地域別方針の活用方法

地域別方針では各地域の目指す姿を示しますが、実現には行政のみでなく、住民との連携による取組につなげていくことが求められます。

地域の目指す姿の実現化手法として、地区計画などの都市計画制度の活用や地域まちづくり計画の策定、住民主体での地域活動などが想定されますが、地域別方針はこれらの取組の実施に当たっての基本的な方針となり、念頭に置くべき事項を整理するものです。



第2章 地域区分と各地域の地域づくり方針

地域区分は、自治会支部を基本に、地域づくりとして一体的に取組を推進する区域を設定します。なお大宮中地域については、大宮中支部と大富士支部からなる地域となります。

1 大宮東地域	日の出、瑞穂、大和、咲花、阿幸地、富士見ヶ丘、黒田、星山1、貫戸、山本、高原、高原1・2、田中、源道寺、清水窪
2 大宮中地域	常磐、浅間、神田、木の花、城山、高嶺、宮本、琴平、三園平、二の宮、ひばりが丘、神田川、万野1～4、万野希望、宮原1、外神東
3 大宮西地域	神立、松山、羽衣、貴船、神賀、福地、野中1～4、星山2、安居山1・2、沼久保
4 富丘地域	宮原、淀師、淀橋、大中里、青木、外神、青木平
5 富士根南地域	小泉1～6、上小泉、大岩1～3、杉田1～6
6 富士根北地域	粟倉1～4、舟久保、村山1～3、粟倉南
7 上野地域	上条上、上条下、下条上、下条下、精進川上、精進川下、馬見塚
8 北山地域	北山1～4、山宮1～4
9 上井出地域	上井出、芝山、猪之頭、人穴、麓、根原、富士丘
10 白糸地域	内野、狩宿、半野、佐折、原
11 芝川地域	西山、大久保、長貫、上羽鮎、下羽鮎、稗久保、香葉台、大鹿窪、猫沢、明光台、上柚野、下柚野、鳥並、上稲子、下稲子、内房第1～4

地域区分図



1 大宮東地域

大宮東地域は、富士宮第一中学校の学区を地域とし、地域の中央部を潤井川が流れ、大きくは北部の都市地域と南部の農業・森林地域によって構成されています。



明星山公園からの富士山の眺め

(1) 地域の概況

① 特性と現況

【生活環境の特性】

潤井川北側のまちなか商業地や沿道商業地には生活利便施設が集積しており、生活の利便性が高くなっています。地域の南側は明星山の豊かな自然環境に恵まれています。生活利便施設が少なく、自家用車を必要とする生活環境となっています。JR 身延線の駅や国道 139 号にもアクセスしやすい恵まれた交通環境がある一方で、渋滞が発生している状況が見受けられます。

【土地利用の状況】

潤井川北部の市街化区域は、住宅地としての利用が中心ですが、国道 139 号や主要地方道富士富士宮由比線沿道には商業地が形成されています。その他、県道富士富士宮線沿道の一部には工場が集積しています。また、既成市街地内には、市役所や県立富岳館高等学校などの公共・公益施設なども立地しています。

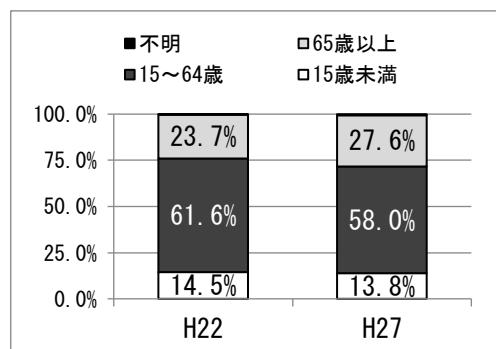
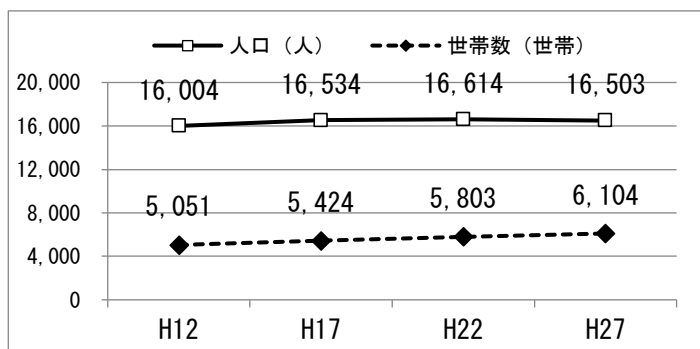
潤井川南部は、一部市街化区域となっており、低層住宅地が形成されています。その他は市街化調整区域であり、潤井川と星山放水路沿いの水田を除き、全体的に丘陵を成し、茶畑を主とする畑と森林が広がっています。また、丘陵地には、古代遺跡が多く分布しているほか、明星山一帯は風致公園（明星山公園）となっています。その他、星陵高等学校や星山浄化センター（処理施設）、高原ニュータウンなどの住宅団地も見られます。

【人口・世帯数の動向】

人口は平成 22 年がピークであり、平成 27 年では 16,503 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 6,104 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、27.6%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	高等学校	富岳館高等学校、星陵高等学校
	中学校	富士宮第一中学校、星陵中学校
	小学校	東小学校、黒田小学校、富士見小学校
	保育園・幼稚園	明星保育園、東こども園、富士宮東幼稚園、黒田幼稚園
	官公庁施設	富士宮市役所、中央消防署、星山浄化センター、衛生プラント、山本ポンプ場、富士土木事務所富士宮分庁舎
	医療・保健・福祉施設	富士心身リハビリテーション研究所附属病院・特別養護老人ホーム高原荘・特別養護老人ホーム星の郷
	教育・スポーツ施設	青少年相談センター、南部公民館
	市営住宅	富士見ヶ丘住宅、月の輪住宅
その他の地域資源		明星山などの南部丘陵地、工場集積地、幹線道路沿道商業地

③地域住民から見た主な課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅から離れている人は自動車が必須となる。 ・ 長い距離を通学しなければならない子どもがいる。 ・ 特定の場所以外のにぎわいが少ない。 ・ まちなかの、活性化や市民の憩いの場所が必要である。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通のシステムが分かりにくい。 ・ バスの本数が少なく、自家用車が必須の生活となっている。 ・ JR身延線の南側と北側の行き来がもっとスムーズになってほしい。 ・ 国道139号、県道76号（神田通り）が渋滞する時間帯がある。 ・ 歩道がない道路や交通量の多い道路があり、通学環境として危険な箇所がある。 ・ 夕方以降に暗い箇所があり、防犯の取組が必要である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明星山周辺は断層がある。急傾斜地では土砂災害対策が必要である。 ・ 避難場所まで遠かったり、避難経路の途中が狭かったりする場所がある。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明星山からの眺望などが良いため、いかしてほしい。 ・ 農地がアパートや分譲住宅建設により失われ始めている。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会に入らない若い世代も多くなっており、地域の担い手が不足している。 ・ 新たに移り住む住民もいるが、つながりを育むまでに時間がかかる。 ・ 中心市街地として発展していくためには、外国人などの多様な人々が暮らせる住環境やコミュニティ形成が必要である。



大宮東地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

緑豊かな丘陵などの恵まれた環境の下、主要公共施設や生活利便施設が整い、幅広い世代が安全で快適な生活や活発な交流・活動が生まれる地域づくり

- 本地域の市役所を始めとする主要公共施設や商業地周辺は、市民が集まる場としての役割を担います。また、明星山などの南部丘陵を始めとするまちなかに隣接した豊かな自然環境もあります。これらの地域資源を適切に保全・管理し、隣接地域と連携を高めながらまちの活性化にいかして、市民や来訪者などの多くの人々の交流や活動が生まれる地域づくりを目指します。
- 次世代に向けた地域づくりを進めていくためには、商業集積や病院立地などの既存の生活利便性をいかしつつ、若い世代の定着を図るための住環境、子育て環境、就労環境の更なる充実を促す必要があります。



大宮東地域の様子

■区域特性ごとの目指す姿

まちなか 商業地	富士宮駅とのつながりを高め、都市機能が集積する一体的な中心地の形成を目指します。
沿道 商業地	まちなか商業地や広域的なアクセスをいかした商業施設、生活利便施設の集積を目指します。
住宅 市街地	中心市街地や広域主要幹線道路との近接による生活利便性をいかし、計画的に良好な住環境形成を目指します。
市街地 縁辺部	中心市街地や広域主要幹線道路との近接による生活利便性をいかしつつ、周辺の自然環境などにも配慮した住環境形成を目指します。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めます。
自然地	南部丘陵地の自然や歴史、景観の保全・活用、山林の適切な管理などによる良好な丘陵地の環境形成を目指します。

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【商業地の活性化】

- ・ まちなかの活力低下に対応し、商業者を中心とした組織的な取組によるにぎわいのあるまちなか商業地の形成を目指します。
- ・ 幹線道路沿道では周辺環境との調和に配慮しつつ、サービス施設、生活利便施設の立地を促進し、利便性の高い商業地の形成を目指します。

【利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成】

- ・ 主要公共施設、文化施設や中心市街地との近接をいかした利便性を図り、多様で幅広い世代にとって暮らしやすい生活環境の形成を進めます。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 工場が立地する地域では、周辺の住環境に調和した活力ある工業用地の形成を目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 南部丘陵地に分布する住宅地では、自然環境や営農環境と調和した快適な居住環境の形成を目指します。
- ・ 南部丘陵地など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め、安全な地域生活の確保に努めます。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 幹線道路は、周辺地域との連携強化や通過交通の中心市街地への流入を抑制するなど利用者が安全で円滑に移動できる道路環境の形成を目指します。
- ・ 生活道路は、狭あい部分や危険箇所の改善、歩行者空間の確保や防犯の向上などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、地域内や周辺地域の生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を目指します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 南部丘陵地では自然環境をいかした自然との触れ合いの場、文化・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場などの創出、充実を目指します。特に明星山公園は、市民の憩いの場、自然との触れ合いの場、富士山などの眺望の場としての整備、充実を目指します。
- ・ 潤井川や社寺林など、まちなかに残る自然の保全に努めていくとともに、水辺をいかしたまちなかの誰もが気軽に楽しめる身近な憩いの空間づくりを目指します。
- ・ 新しい住民や外国人などコミュニティ環境が変化する中で、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 明星山などの南部丘陵地では、地形の無秩序な形質の変更を防止し、良好な丘陵地としての景観の保全に努め、緑や潤井川などの水辺の潤いの保全や創出に努めます。
- ・ 地域に分布する遺跡などの保全に努めるとともに、歴史資源をいかした市民の学びの場としての充実を図ります。
- ・ 神田川、潤井川、明星山、富士川及び湧水などの自然環境をいかした、地域の魅力づくりを目指します。
- ・ 富士山の眺望や地域資源をいかした景観を情報発信し、地域全体での魅力の向上を目指します。

【営農環境の保全】

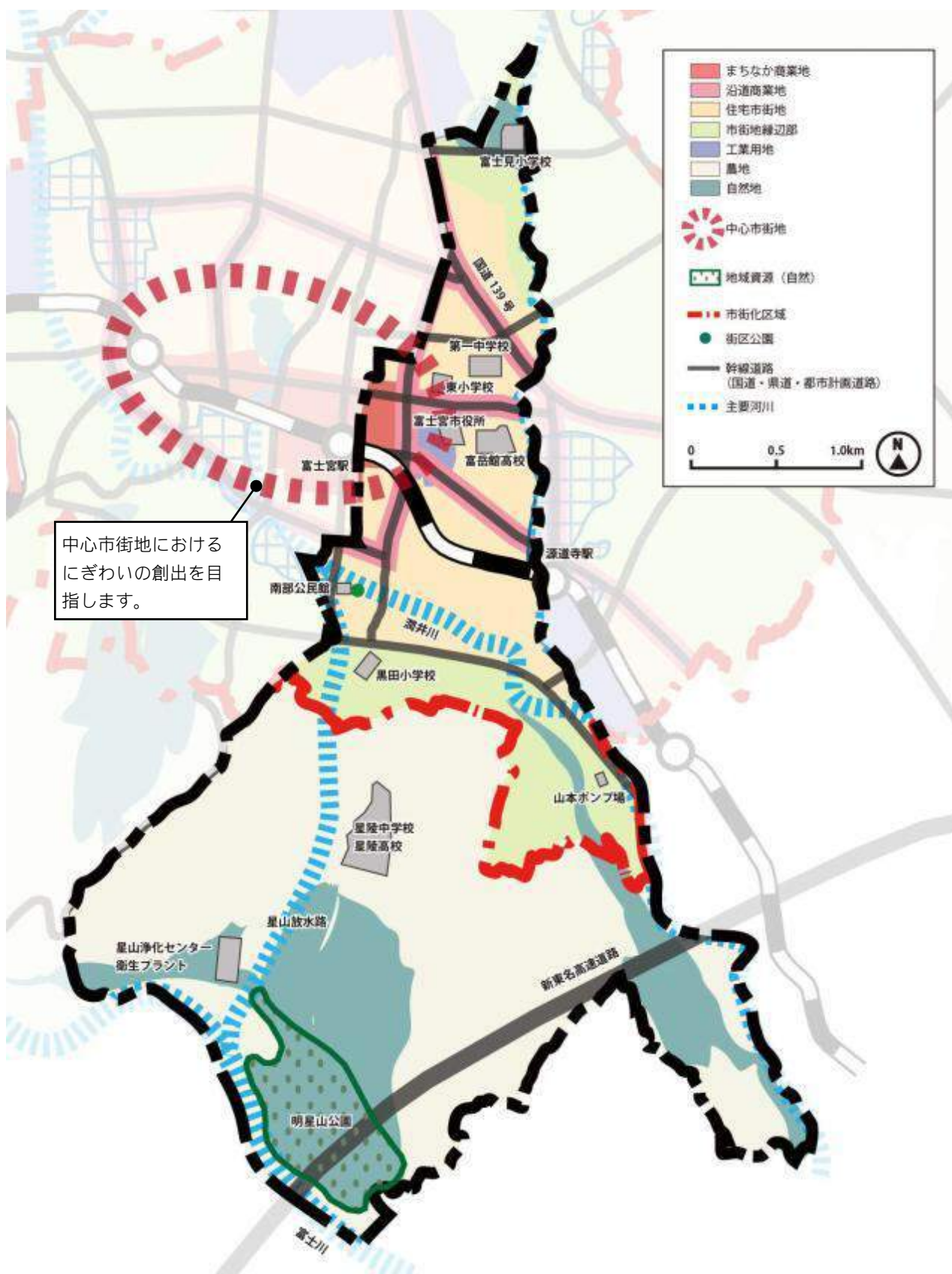
- ・ 良好な環境の維持、市民のやすらぎの場の提供、森林の保全や育成、優良農地の保全や農業経営の安定化などによる田園風景の保全に取り組みます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 世代を超えた交流、周辺地域の人々や来訪者などとの多様な交流を育み、住民が主体的に地域づくりに取り組み、災害時などでも地域内外を通じて助け合える、住み良いコミュニティ形成を目指します。

大宮東地域の地域づくり基本方針図



中心市街地におけるにぎわいの創出を目指します。

2 大宮中地域

大宮中地域は、大宮中支部と大富士支部からなる地域で、富士宮第二中学校と大富士中学校の学区を地域とし、富士山本宮浅間大社と富士宮駅を中心として発展した中心市街地と、市街地縁辺部の住宅地によって構成されています。



富士山本宮浅間大社

(1) 地域の概況

① 特性と現況

【生活環境の特性】

富士宮駅や富士山本宮浅間大社を有し、世界遺産のまちづくりに向けて、まちなかの基盤整備や活性化が進められています。国道 139 号沿いにおいても生活利便施設が集積し、利便性の高い地域ですが、商店街の活力低下や幹線道路の渋滞等の課題が残っており、都市機能の強化とまちなかの魅力づくりが求められています。

【土地利用の状況】

当地域の南側では、富士宮駅を拠点に、西富士宮駅へ続く中心市街地が形成され、商業施設が集積しています。富士宮駅北側では富士山本宮浅間大社が中心市街地のほぼ中央部に位置し、商店街の魅力を高めており、富士宮駅南側では大規模商業施設が立地し、さらにその南側には、住工の混在している市街地がみられます。

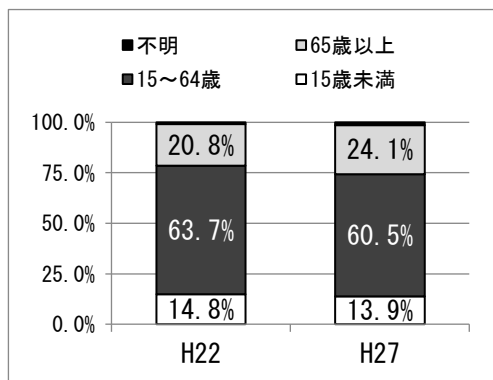
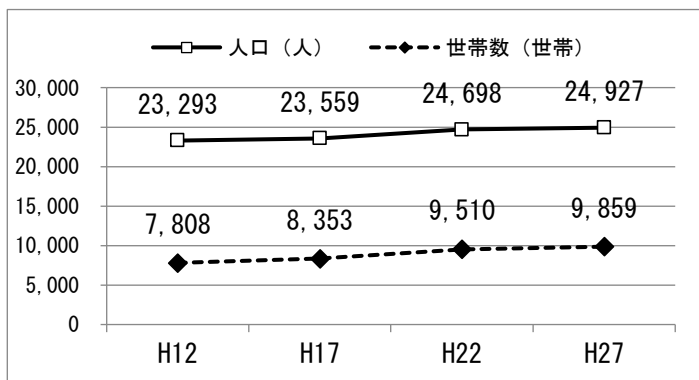
当地域の北側では、大富士交流センターを中心に低層住宅地が広がっています。国道 139 号沿道には商業地が集積しており、利便性が高く良好な住環境を形成しています。

【人口・世帯数の動向】

人口は増加傾向にあり、平成 27 年では 24,927 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 9,859 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、24.1%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	高等学校	富士宮北高等学校、富士宮学園富士宮高等専修学校、富士特別支援学校富士宮分校
	中学校	富士宮第二中学校、大富士中学校
	小学校	大宮小学校、大富士小学校
	保育園・幼稚園	大宮保育園、大富士保育園、富士宮北幼稚園、富士宮聖母幼稚園、万野幼稚園、認定こども園ふじキンダー学園
	大学・専門学校・各種学校	国際交流学園
	官公庁施設	静岡森林管理署富士宮総合事務所、富士宮警察署、富士砂防事務所
	医療・保健・福祉施設	富士宮市立病院、富士宮市あすなろ園、特別養護老人ホームにしき、療育支援センター「こあら」
	教育・スポーツ施設	市民文化会館、中央図書館、駅前交流センター「きらら」、大富士交流センター、ふじのみやスポーツ公園
	市営住宅等	万野住宅、下万野住宅、県営住宅富士宮北団地
鉄道駅	JR 身延線富士宮駅	
その他の地域資源		富士山本宮浅間大社、静岡県富士山世界遺産センター、神田川観光駐車場、神田川ふれあい広場、浅間町フレンドパーク

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の空き店舗化や後継者不足によるまちなかの空洞化が課題となっている。 ・ 富士山の世界遺産登録を契機としたにぎわいづくりが必要である。 ・ 若者の働く場所の確保が必要である。 ・ まちなかの案内看板などが足りておらず、観光のための整備が必要である。 ・ 空き家が発生し始めており、周辺の住宅に悪影響を及ぼしている。 ・ 商業地でも歩道の段差などバリアフリーが整っていない場所がある。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通、宮バスの利便性があまり高くない。 ・ バスのルートが分かりにくい。 ・ 市街地内で利用できる駐車場が少ない。 ・ 国道 139 号やその周辺の道路が混んでいる。 ・ 道路に歩道がない箇所があり危険である。 ・ 夕方以降に暗い箇所があり、防犯の取組が必要である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所まで遠く、避難経路の途中にブロック塀があるなど危険である。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地内に緑、憩いの場、遊び場などが足りない。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい住民が増えているが、つながりを育むまでに時間がかかる。 ・ 子どもから高齢者が集まる交流の場所が必要である。



大宮中地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

神田川の湧水や富士山本宮浅間大社内の緑地などを始めとする豊かな水と緑の保全・活用により、富士山の玄関口にふさわしい様々な交流やにぎわいが生まれ、利便性の高い都市機能や居住環境が集積する地域づくり

- 本地域は、地域の玄関口となる富士宮駅や富士山本宮浅間大社など、本市の中心市街地において重要な施設が集積しており、これまでも世界遺産のまちづくりなどによる市街地整備を進めてきました。静岡県富士山世界遺産センターから富士山本宮浅間大社にかけては更なるにぎわいや交流としての中心拠点機能の向上を進め、地域内の自然、歴史及び観光資源などを積極的に活用した地域づくりを今後も進めていき、市民や来訪者などの幅広い人々が魅力を感じる地域づくりを目指します。また、居住地において、中心市街地では利便性の高さをいかした都市型の居住地としての役割を担っており、市街地縁辺部では新たな住宅市街地として多様で幅広い世代の良好な住環境の形成を目指します。
- 富士山の玄関口のまちとして、都市機能や交流機能の向上が求められる地域ですが、住民のコミュニティを大切に、次世代が住み続けたいと思える住み良さと風格のある地域づくりに取り組む必要があります。



大宮中地域の様子

■ 区域特性ごとの目指す姿

まちなか 商業地	富士宮駅を中心に、都市機能と交流機能が充実した中心地にふさわしい商業地、居住地の形成を目指します。
沿道 商業地	まちなか商業地や広域的なアクセスをいかした商業施設、生活利便施設の集積を目指します。
住宅 市街地	中心市街地の近接による生活利便性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地 縁辺部	広域主要幹線道路との近接、良好な都市基盤をいかし、周辺の自然環境などにも配慮した住環境形成を目指します。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
自然地	地域にある自然、歴史及び観光資源などに配慮し、富士山本宮浅間大社内の樹木、湧玉池及び神田川など、水と緑をいかした潤いある市街地環境の形成を目指します。

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【商業地の活性化】

- ・ 世界遺産のまちづくりを今後も継続し、富士宮駅や富士山本宮浅間大社を中心とした都市拠点機能の向上と富士山の玄関口にふさわしいまち並みやにぎわいの創出を図ります。また、中心市街地の空き店舗などによる空洞化を改善する取り組みを進め、更なるまちなかの活性化を目指します。
- ・ 静岡県富士山世界遺産センターや駅前交流センター「きらら」から富士山本宮浅間大社にかけては、都市機能の集積をいかし、幅広い世代の市民や来訪者などといった多様性あふれる人々が連携した魅力とにぎわい、交流が生まれるまちなか商業地の形成を目指します。
- ・ 富士山本宮浅間大社を核として富士山や歴史を観光資源としていかすとともに、観光客を対象とした店舗づくりなども進め、都市型観光地の形成を目指します。
- ・ 幹線道路沿道では周辺環境との調和に配慮しつつ、サービス施設、生活利便施設の立地を促進し、利便性の高い商業地の形成を目指します。

【利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成】

- ・ 文化施設などが立地する中心市街地周辺では、住宅地と商業地の共生を図るとともに、都市型住宅地への誘導や利便性をいかした多様で幅広い世代の生活の場となる良好な住環境の形成を目指します。
- ・ 面的整備が行われた住宅地については良好な居住環境が図られていることから、市街地縁辺部の住宅地では、利便性をいかし住み良い生活環境の形成を進め、住民の交流の場づくりを図ります。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 工場が立地する地域では、周辺の住環境に配慮した活力ある工業用地の形成を目指します。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 幹線道路は、中心市街地への通過交通の流入の抑制や周辺地域から中心市街地へ流入する交通の分散を図るなど利用者が安全で円滑に移動できる道路環境の形成を目指します。
- ・ 生活道路は、狭あい部分や危険箇所の改善、歩行者空間の確保や防犯の向上などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成を目指します。
- ・ まちなかでは、富士宮駅及び公共施設等と、自然、歴史及び観光資源などをつなぎ、バリアフリー環境の整った安全でスムーズに移動できる歩行者ネットワークの維持と向上に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、交通結節点の機能向上や駐車場の配置など周辺地域の生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を目指します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 城山公園や神田川ふれあい広場などの適切な維持管理や緑化の保全に努めるとともに、誰もがより快適に利用しやすい公園としての整備・充実を図ります。また、地域のニーズに応じて安全安心で魅力的な公園づくりを目指します。
- ・ 神田川や弓沢川などの水辺をいかした憩いの場や社寺林など誰もが気軽に行ける身近な空間づくりを目指すとともに、まちなかに残る自然の保全と活用に努めます。
- ・ 新しい住民や多世代の人たちとのつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。
- ・ 住宅地の水路などでは、防護柵の設置などによる安全の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 静岡県富士山世界遺産センター周辺は、自然環境と調和した整備を今後も推進し、まちなかの活力向上によるにぎわいや交流の創出を目指します。
- ・ 現在活用されている自然、歴史及び観光資源などだけではなく、新たな地域資源を創出し、魅力の高まり続ける中心市街地の環境づくりを目指します。

【富士山の玄関口の風格にふさわしい景観の形成】

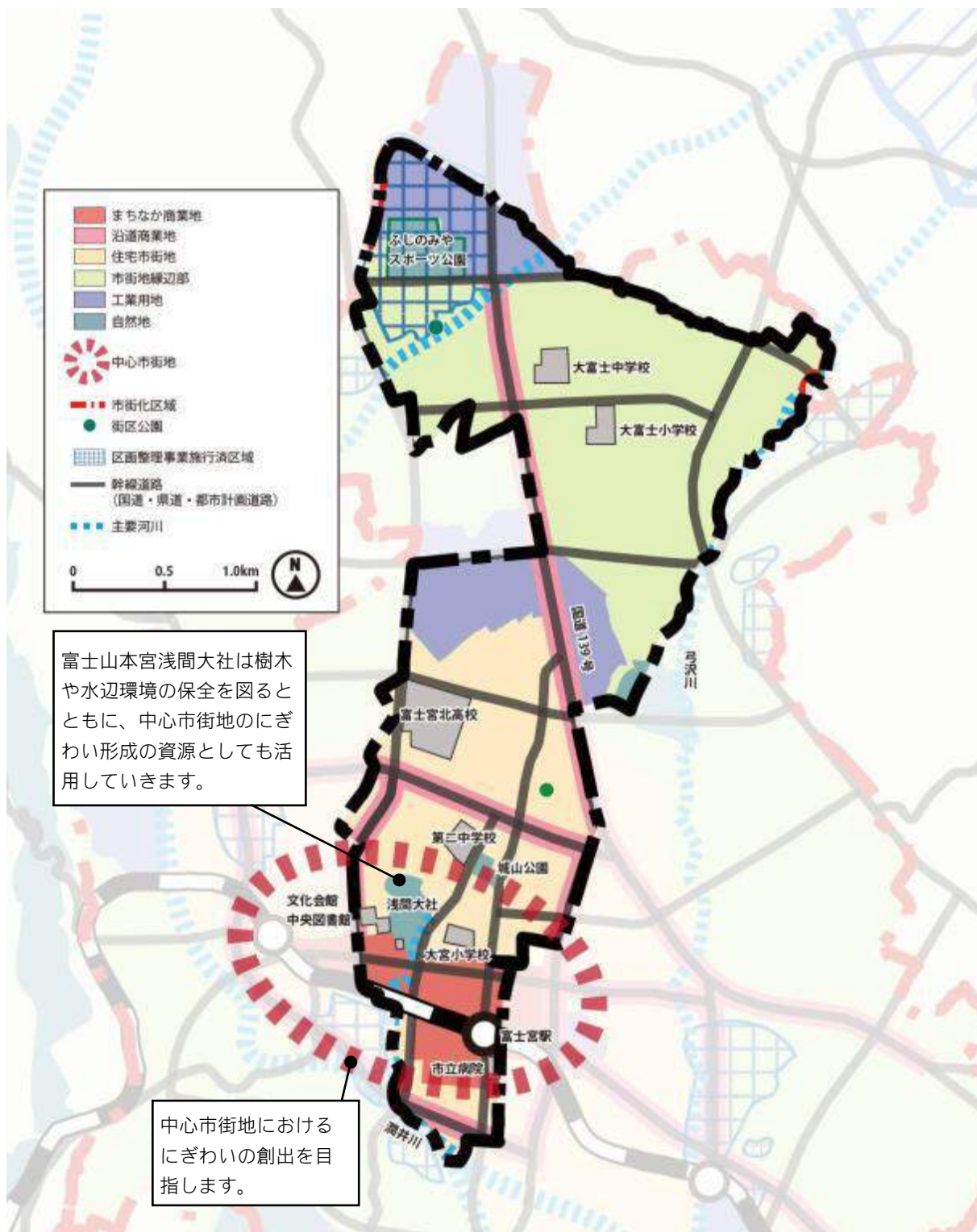
- ・ 富士山本宮浅間大社、市民文化会館一帯は富士宮市の文化拠点であるため、地域住民全体が誇れる文化拠点にふさわしい拠点形成を図ります。特に、富士山本宮浅間大社は、世界遺産富士山の構成資産にふさわしい保全と整備に努めるとともに、大社内の樹木や湧玉池、神田川などの自然資源もいかした格調高い景観形成を図ります。
- ・ 富士山登山道入口周辺では富士山への眺望保全や沿道の景観形成に取り組みます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 世代を超えた交流、周辺地域の人々や来訪者などとの交流を育み、人々のつながりや地域の文化を大事にしたコミュニティづくりを目指します。また、大規模災害時も世代を超えて助け合える住民同士の関係性を育みます。
- ・ 子育て世代や若者に住み良い市街地環境とコミュニティ形成を進め、住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

大宮中地域の地域づくり基本方針図



3 大宮西地域

大宮西地域は、富士宮第三中学校の学区を地域とし、大きくは白尾山以北の都市地域と南部の農業・自然地域によって構成されています。



白尾山公園からの富士山の眺め

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

西富士宮駅周辺には生活利便施設が集積しており、市内でも比較的利便性の高い地域ですが、商店街の活力低下により、住民が利用する機会が減少しています。また、沼久保地区では集落拠点周辺にほとんど生活利便施設がない状況となっています。

【土地利用の状況】

白尾山以北については市街化区域となっており、西富士宮駅を拠点に、富士宮駅から続く中心市街地が形成され、その北側には既成住宅地が分布しています。

JR 身延線南側の潤井川に至る区域についても既成住宅地が形成されていますが、一部で住工の混在もみられます。潤井川南側の市街化区域は、農地等の混在がみられる住宅地となっています。

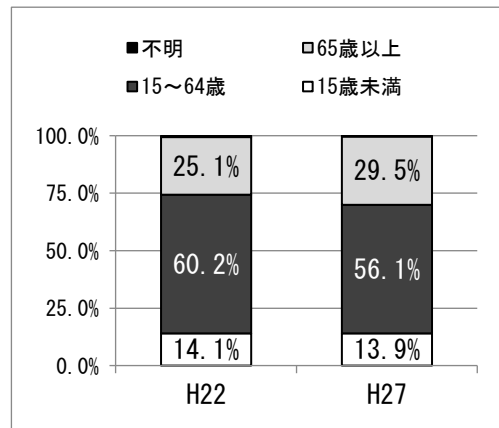
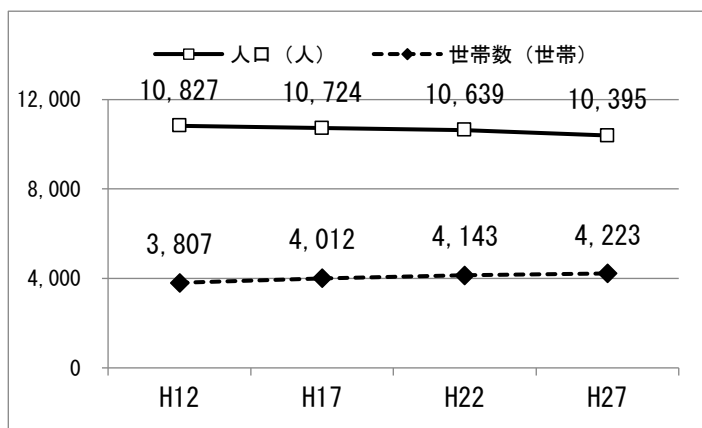
白尾山以南の市街化調整区域は、富士川にかけて農地や森林、集落が分布し、南端の沼久保駅周辺が中心となっています。また、白尾山や羽耐丘陵の森林地域、方辺川、潤井川及び富士川等の河川など、水と緑に恵まれた地域でもあります。

【人口・世帯数の動向】

人口は減少傾向にあり、平成 27 年では 10,395 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 4,223 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、29.5%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	中学校	富士宮第三中学校
	小学校	貴船小学校、西小学校
	保育園・幼稚園	野中こども園、西ヶ丘幼稚園
	官公庁施設	富士宮公共職業安定所
	教育・スポーツ施設	西公民館
	市営住宅	白尾住宅
	鉄道駅	JR 身延線西富士宮駅、JR 身延線沼久保駅
その他の地域資源	白尾山公園、沼久保地区水辺の楽校	

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> 富士宮駅周辺は利便性が高いが、西富士宮駅周辺はにぎわいがなく、空き店舗や空き地が増え始めている。 まちなかから離れた地区は、身近に利用できる生活利便施設がほとんどない。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> まちなかから離れた地区は坂道が多く、公共交通も充実していないため、自家用車が必須の生活となっている。 幹線道路では車両の交通量が増え、危険性が増している。 まちなかの駐車場が少ない。 防犯灯がない道路があり、通学路などでは歩行者の安全性の確保が必要である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の危険区域があり、防災対策や避難路の安全性の確保などの必要性が高まっている。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> 白尾山を始めとする豊かな自然環境があるが、良好な状態を維持するための対策が必要である。 白尾山からの富士山眺望や、地域の歴史を上手く活用、発信しながら地域の魅力を高められると良い。 まちなかから離れた地区では地形が険しく、農業に向かない土地も多いため、空き地や荒れ地が増え始めている。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 自治会に入っていない住民が多い地区や、日常から住民同士が関わる機会が少ない地区では、コミュニティの維持、形成が難しくなっている。 草刈りなどの地域の取組の人手不足が顕著にみられるようになっている。 多世代が交流できる地域になってほしい。



大宮西地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

豊かな水と緑の保全と活用を促し、まちなかとの一体性のある活性化と、潤いと緑の背景をいかした住み良い住環境形成による地域づくり

- 本地域の西富士宮駅から富士宮駅方面に伸びている既存商店街においては、商業の再興による本市の中心市街地に相応しいにぎわいと交流、市民生活を支える機能の確保が求められています。市街地縁辺部では白尾山を中心に南部丘陵の豊かな自然環境もあり、これらの自然環境に囲まれる沼久保地区は集落拠点としての生活利便性の確保による自然と調和した住み続けられる地域づくりを目指します。
- まちなかから集落まで多様な一面を持つ地域であるため、それぞれの地域での世代を超えた交流を大切にし、地域の課題や住みよさの創出、地域での暮らしやなりたち、歴史、文化の継承などに取り組んでいけるコミュニティ形成を図る必要があります。



大宮西地域の様子

■区域特性ごとの目指す姿

まちなか 商業地	西富士宮駅を拠点とし、既存商店街を中心ににぎわいある商業地、居住地の形成を目指します。
沿道 商業地	既存の商業を持続させつつ、利便性やアクセスをいかした生活利便施設の集積を目指します。
住宅 市街地	中心市街地の近接による生活利便性をいかし、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地 縁辺部	まちなかから農地や自然地向への市街地環境の変化、周辺環境との調和などにも配慮した住環境形成を目指します。
集落	沼久保駅から西小学校一帯を地域住民の集落拠点と捉え、利便性と自立性を高める地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実、田園住宅地の形成を図ります。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めます。
自然地向	南部丘陵地の自然や歴史、景観の保全・活用、山林の適切な管理などによる良好な丘陵地の環境形成を目指します。

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【商業地の活性化】

- ・ まちなかの活力低下に対応し、西富士宮駅を拠点に本地域や周辺地域の幅広い世代の生活を支えるため、利便性や集客機能の向上、空き店舗の解消、住民の居場所づくりなどに取り組みます。また、既存商店街の活動の活性化や大宮中地域との連携により、個々の店舗や既存商店街全体の魅力形成を推進し、中心市街地に相応しいにぎわいや交流の創出、商業機能の向上を図ります。
- ・ 幹線道路沿道では、周辺環境との調和に配慮しつつ、生活利便施設などの立地を促進し、利便性が高い商業地の形成を目指します。

【利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成】

- ・ 中心市街地周囲では住宅地と商業地の共生を図るとともに、都市型住宅地への誘導や利便性をいかした多様で幅広い世代の生活の場となる良好な住環境の形成を目指します。
- ・ 面的整備が行われた住宅地については良好な居住環境が図られていることから、市街地縁辺部の住宅地では、利便性をいかした住み良い生活環境の形成を進め、住民の交流の場づくりを図ります。

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、沼久保駅から西小学校一帯の地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実を目指します。
- ・ 空き地、空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、住宅団地については、宅地の細分化の防止や緑化を促進し、居住環境の維持と向上を目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、営農環境の確保と潤井川などの自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 南部丘陵地など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め、安全な地域生活の確保に努めます。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 幹線道路は、周辺地域との連携強化や通過交通の中心市街地への流入を抑制するなど利用者が安全で円滑に移動できる道路環境の形成を目指します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、地域内や周辺地域の生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 南部丘陵地では自然環境をいかした自然との触れ合いの場、文化・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場などの創出と充実を目指します。
- ・ 白尾山公園は、市民の憩いの場、自然との触れ合いの場、富士山などの眺望の場としての整備と充実を目指します。
- ・ 富士川河川敷にある沼久保地区水辺の楽校は、身近な水辺空間としての保全や活用を目指します。
- ・ 潤井川や湧水池、社寺林など、まちなかに残る自然の保全に努めていくとともに、水辺をいかした誰もが気軽に楽しめる身近な憩いの空間づくりを目指します。
- ・ 多世代との交流や住民同士が関わる機会を増やすため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 白尾山などの南部丘陵地では、地形の無秩序な形質の変更を防止し、良好な丘陵地としての景観の保全に努めるとともに、良好な環境の維持、市民のやすらぎの場の提供、森林の保全や育成に努めます。
- ・ 地域に分布する社寺や遺跡などの保全に努めるとともに、歴史資源をいかした市民の学びの場の創出を図ります。
- ・ 富士山の眺望や地域資源をいかした景観を情報発信し、地域全体での魅力の向上を目指します。

【営農環境の保全】

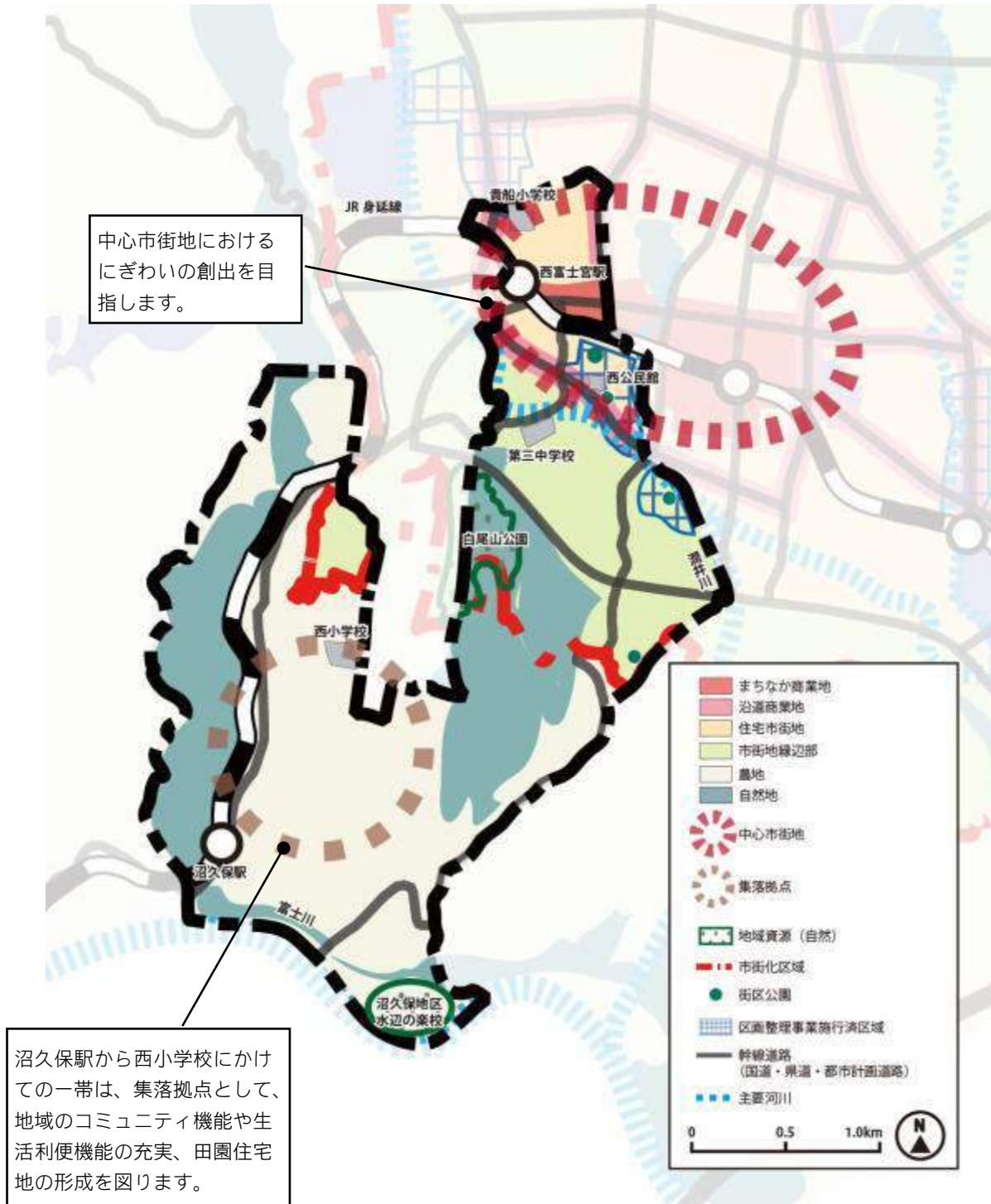
- ・ 農業経営の安定化や耕作放棄地の改善などによる田園風景の保全に努めます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 世代を超えた交流、日常から触れ合いの生まれるコミュニティづくりを目指すとともに、地域活性化による資源の有効活用や課題解決に向けた取組の推進に努めます。

大宮西地域の地域づくり基本方針図



4 富丘地域

富丘地域は、富士宮第四中学校の学区を地域とし、中央部を潤井川が流れ、地域の東部から南部にかけて市街化区域で構成されています。



ファーマーズマーケットう宮～なからの富士山の眺め

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

地域内での生活利便施設が比較的多く、まちなかへのアクセスも恵まれた住みよい地域です。一方で、国道 139 号付近での渋滞発生やバスの本数の少なさ等といった交通環境面での課題が見られます。

【土地利用の状況】

市街化区域内の大宮西地域に隣接する地域は、既成住宅地が形成され、市街地縁辺部は、農地などが混在する住宅地となっています。既成住宅地に隣接する潤井川右岸には、大規模工場が立地しています。地域の北部には、中小規模の工場等の集積が進んでいます。

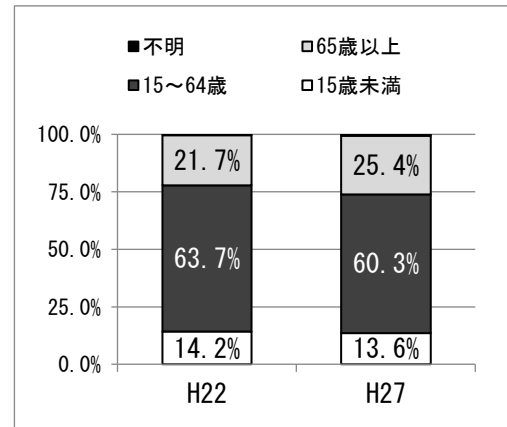
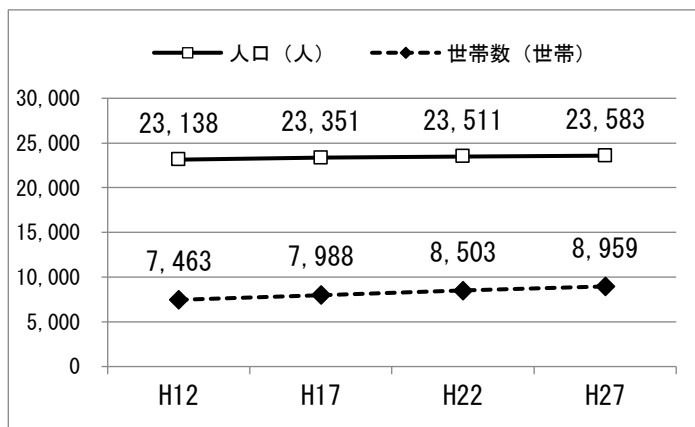
市街化調整区域の南部は、肥沃な土地と水利に恵まれ、水田を中心とする農地が広がっています。また、地域の北部は畑地帯としての農地が広がっています。県道等の主要道路沿道を中心に集落や住宅地も分布しており、農地などが混在する住宅地となっています。また、西部の西ノ山は丘陵地となっているほか、潤井川が地区の中央を流れ、水と緑豊かな環境が形成されています。

【人口・世帯数の動向】

人口は増加傾向にあり、平成 27 年では 23,583 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 8,959 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、25.4%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	高等学校	富士宮西高等学校
	中学校	富士宮第四中学校
	小学校	富丘小学校
	保育園・幼稚園	西保育園、大中里こども園、富丘こども園、外神あけぼの保育園、西富士宮幼稚園、認定こども園リーチェル幼稚園、認定こども園青木リズム、認定こども園宮原学園
	大学・専門学校・各種学校	管理者養成学校青木分校
	官公庁施設	西消防署
	医療・保健・福祉施設	南富士病院、保健センター、総合福祉会館、特別養護老人ホーム外神陽光園
	教育・スポーツ施設	富丘公民館
その他の地域資源		ファーマーズマーケットう宮～な

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路沿道は店舗が増え始めて利便性が向上している。 ・ 地域内の病院で診療できない症状はまちなかに行かなければならない。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの本数が少なく、自家用車が必須の生活となっている。 ・ 狭い道路や見通しが悪い道路があり、国道 139 号付近が混雑しやすい。 ・ 通学しやすい場所に学校はあるが、通学路の歩道の狭さが課題である。 ・ 青木平は急坂があり、市街地への移動時の不便さや危険がある。 ・ 暗い道があり、防犯灯の設置を充実させる必要がある。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青木平は地形の関係上、孤立しやすい可能性がある。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家が減り、耕作放棄地が増え始めている。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物を頂くなどの地域のつながりはあるが、住民同士のコミュニケーションの機会が減っている。 ・ 多世代の交流や災害時でも助け合いが実現できるコミュニティ形成が必要である。 ・ 子ども達が外で遊べるような環境や地域住民が集まれる場所がない。



富丘地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

豊かな水と緑や農村風景を大切に、周辺環境と調和した地域産業と安全で健やかな住環境が生まれる地域づくり

- 本地域の市街化区域では、市街地縁辺部の低層住宅地が広がっており、地域住民の利便性の確保と周辺に配慮した土地利用の推進などによる良好な住環境の形成が求められています。市街化調整区域では、営農環境や自然環境を保全しながら地域生活を支える機能の確保などが求められています。地域資源の保全を図り、良好な住環境の形成による住み良さが生まれる地域づくりを目指します。
- 市街地縁辺部や集落、青木平団地では、個々の特性に応じた住環境が形成されています。その周辺は農村風景や水辺環境もあり、これらの地域資源をいかしながら、多世代が交流し、支え合えるコミュニティ形成を図る必要があります。



富丘地域の様子

■ 区域特性ごとの目指す姿

沿道 商業地	まちなか商業地や隣接地域をつなぐ利便性、アクセスをいかした生活利便施設の集積を目指します。
住宅 市街地	幹線道路との近接性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地 縁辺部	周辺の農地や自然地との調和などにも配慮した住環境形成を目指します。
集落	地域住民の集落拠点と捉える富丘公民館周辺は、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や自然環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めるとともに、西ノ山丘陵地や身近な緑と一体となった農村風景づくりを目指します。
自然地	西ノ山丘陵地の自然の保全・活用、山林の適切な管理などによる良好な丘陵地の環境形成を目指します。

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【利便性が高い商業地の形成】

- ・ 沿道商業地では周辺環境との調和に配慮しつつ、地域内や周辺地域の市民の利便性を念頭に置いた商業機能及び自動車や公共交通でのアクセス機能の向上を図ります。

【暮らしやすい住環境の形成】

- ・ 面的整備が行われた住宅地については、良好な居住環境の維持に努めるとともに、市街化区域内では、生活利便性の充実と農地や自然地など周辺環境への配慮を両立させ、地域住民が快適に暮らすことができる生活環境の形成を進めます。

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、富丘公民館周辺の集落拠点に、地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実を目指します。
- ・ 空き地、空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と調和した快適な住環境の形成を目指します。また、住宅団地については、宅地の細分化の防止や緑化を促進し、住環境の維持と向上を目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、営農環境の確保と潤井川などの自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 西部丘陵地など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め、安全な地域生活の確保に努めます。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 既存の工場用地は、産業機能の誘導に努め、周辺の住環境に調和した工業用地の形成を目指します。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 幹線道路は、周辺地域との連携強化を図るなど利用者が安全で円滑に移動できる道路環境の形成を目指します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善など、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 潤井川や風祭川、湧水池、社寺林など、地域内に残る自然の保全に努めていくとともに、水辺をいかした誰もが気軽に楽しめる身近な憩いの空間づくりを目指します。
- ・ 住民同士や多世代との交流が求められていることから、誰もが利用しやすく、交通アクセスに優れた場所における、地域交流拠点の整備を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 地域の特色ある風景を形成する森林や樹林地、富士山の眺望をいかした美しい水と緑の田園風景づくりを目指すとともに、緑豊かな風景や身近な自然環境を守るため、西ノ山丘陵地の森林の保全や育成に努めます。
- ・ 地域に分布する社寺や遺跡などの保全に努めるとともに、歴史資源をいかした市民の学びの場としての充実に努めます。

【営農環境の保全】

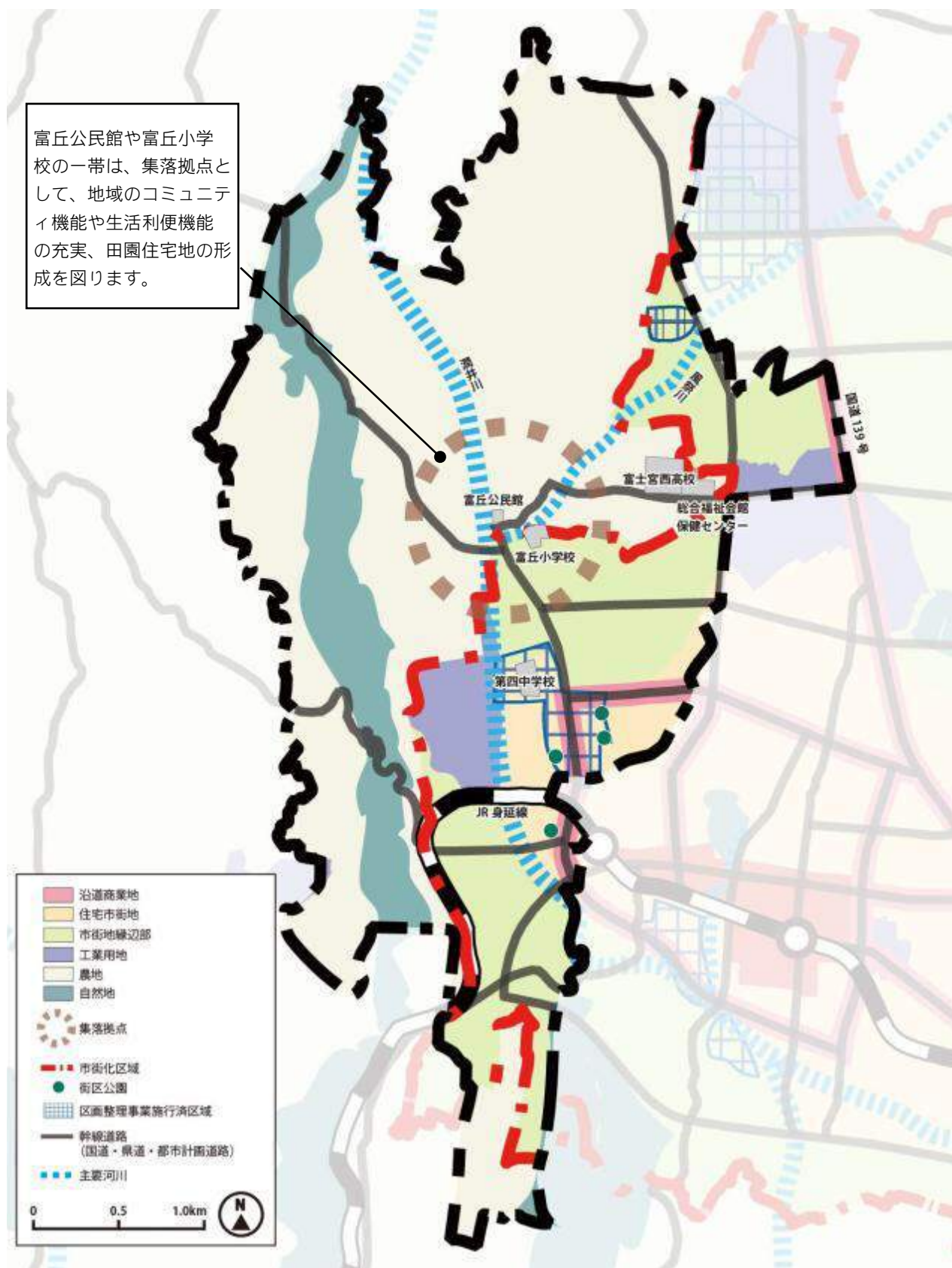
- ・ 農業経営の安定化や耕作放棄地の改善などにより、農地の保全に努めます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 世代を超えた交流によって地域の魅力を共有・発信し、日常から支え合えるコミュニティづくりを目指すとともに、地域資源の有効活用による地域の活性化、課題解決に取り組む住民活動の場の実現に向けた取組の推進に努めます。

富丘地域の地域づくり基本方針図



5 富士根南地域

富士根南地域は、富士根南中学校の学区を地域とし、西部の市街化区域と東部の農業地域によって構成されています。



地域内の茶園と富士山の眺め

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

国道 139 号へのアクセスが良く、市街地に隣接することから、住環境として恵まれている地域になりますが、渋滞の発生や耕作放棄地などの課題も見られます。

【土地利用の状況】

地域西部の市街化区域では、国道 139 号及び 1 級市道西小泉町線沿道には、商業・業務地が形成されているほか、県道富士富士宮線沿道には、商業・業務施設や工場・倉庫など多様な施設が立地しています。また、地域南部の弓沢川・潤井川沿いには製紙を中心とする工場が集積しています。

その他は住宅地となっていますが、その多くは農地が混在する住宅地です。

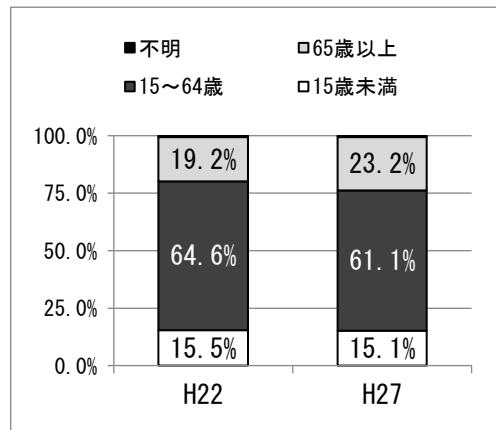
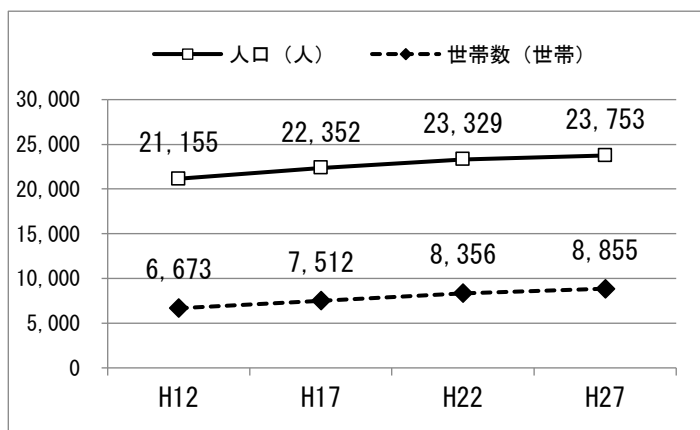
地域東部の市街化調整区域は、富士山南麓の緩やかな地形を利用した茶畑を中心とする農業地帯となっており、その中に集落や既存の住宅地が点在しています。

【人口・世帯数の動向】

人口は増加傾向にあり、平成 27 年では 23,753 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 8,855 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、23.2%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	高等学校	富士宮東高等学校
	中学校	富士根南中学校
	小学校	富士根南小学校
	保育園・幼稚園	富士根保育園、大岩明倫保育園、小泉保育園、杉田幼稚園
	医療・保健・福祉施設	富士脳障害研究所付属病院
	教育・スポーツ施設	富士根南公民館
	市営住宅	大岩住宅、上小泉住宅、小泉住宅
	鉄道駅	JR 身延線源道寺駅
その他の地域資源		幹線道路沿道商業地

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> 生活利便施設が幹線道路沿道に立地している。 地域内の病院で診療できない症状はまちなかに行かなければならない。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> バスの本数や路線のある通りが少なく、自家用車が必須の生活となっている。 土日や通勤時間帯は国道 139 号やその周辺の道路が混雑している。 生活道路では抜け道利用が多く、歩道がない狭い道路や見通しの悪い道路があり、子どもの通学環境としては危険な箇所がある。 暗い道路での歩行者の安全性の確保が必要である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所まで遠かったり、避難経路として利用する橋が老朽化すると危険を感じる場所がある。 避難場所の耐震対策や情報伝達機能などの充実を図る必要がある。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> 農家が減り、空き家や耕作放棄地が増え始めている。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 新しい住民が増え、富士根南小学校の子どもの人数がいっぱいになっている。 自治会に加入しない住民が増えてきており、住民同士のコミュニケーションが図れないことがある。 地域コミュニティを維持していくためには若者世代の存在が不可欠となるため、子どもや子育て世代などに住み良い地域になってほしい。 子ども達が外で遊べるような環境や地域住民が集まれる場所がない。



富士根南地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

緑に恵まれた自然環境や農村風景を大切に、多様な産業が活発に営まれ、安全で快適な生活環境の確保による幅広い世代の活動や住み良さが生まれる地域づくり

- 本地域の市街化区域では、国道 139 号を始めとする幹線道路沿道に利便性が高い商業地の形成、周辺に広がる市街地縁辺部では良好な住環境の形成が求められています。東側の市街化調整区域は富士山南麓部の起伏もみられる地形となっており、茶園と住宅や産業などの土地利用と富士山の風景が共存した地域づくりを目指します。
- 源道寺駅周辺では面的整備が行われており、大宮中地域に次ぐ人口の多さとなっています。幹線道路整備などによって隣接自治体との更なるアクセス強化を図りつつ、恵まれた地域条件をいかした幅広い世代の活動や住み良さが生まれる地域環境の創出やコミュニティの形成を目指します。



富士根南地域の様子

■ 区域特性ごとの目指す姿

沿道 商業地	まちなか商業地や隣接地域をつなぐ利便性、アクセスをいかした生活利便施設の集積を目指します。
住宅 市街地	幹線道路との近接性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地 縁辺部	幹線道路との近接性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上に努めるとともに、周辺の農地などとの調和にも配慮した住環境形成を目指します。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実を目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めるとともに、茶園を中心とした富士山と調和した緑豊かな農村風景づくりを目指します。

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【利便性が高い商業地の形成】

- ・ 幹線道路沿道では周辺環境との調和に配慮しつつ、サービス施設及び生活利便施設の立地を促進し、利便性の高い商業地の形成を目指します。

【暮らしやすい住環境の形成】

- ・ 市街化区域内では、生活利便性の向上と周辺環境との調和を両立させ、地域住民が快適に暮らすことができる生活環境の形成を進めます。
- ・ 面的整備が行われた住宅地については、良好な居住環境の維持に努めるとともに、市街化調整区域では、周辺の農地などに配慮したゆとりある生活環境の形成に努めます。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、営農環境の確保と富士山南麓や河川などの自然環境との調和を図ります。
- ・ 土砂災害警戒区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め、安全な地域生活の確保に努めます。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 工場が立地する地域では、周辺の住環境に配慮した活力ある工業用地の形成を目指します。
- ・ 新東名高速道路新富士インターチェンジへのアクセスの高い地域では、営農環境や周辺の住環境及び自然環境に配慮し、物流や新産業機能の導入などの新たな産業展開地としての有効利用を検討します。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 幹線道路は、周辺地域との連携強化を図るなど利用者が安全で円滑に移動できる道路環境の形成を目指します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、地域内や周辺地域及び中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 弓沢川、社寺林など、地域内に残る自然の保全に努めていくとともに、水辺をいかした憩いの場、誰もが気軽に行ける身近な憩いの空間づくりを目指します。
- ・ 新しい住民や住民同士との交流が求められていることから、誰もが利用しやすく、交通アクセスに優れた場所における、地域交流拠点の整備を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 地域の特色ある風景を形成する森林や樹林地、富士山の眺望などの保全や育成により、緑豊かな美しい農村風景づくりや新たな魅力の創出・発信に取り組みます。
- ・ 地域に分布する社寺や遺跡などの保全に努めるとともに、歴史を学ぶ場としての有効な活用を目指します。

【営農環境の保全】

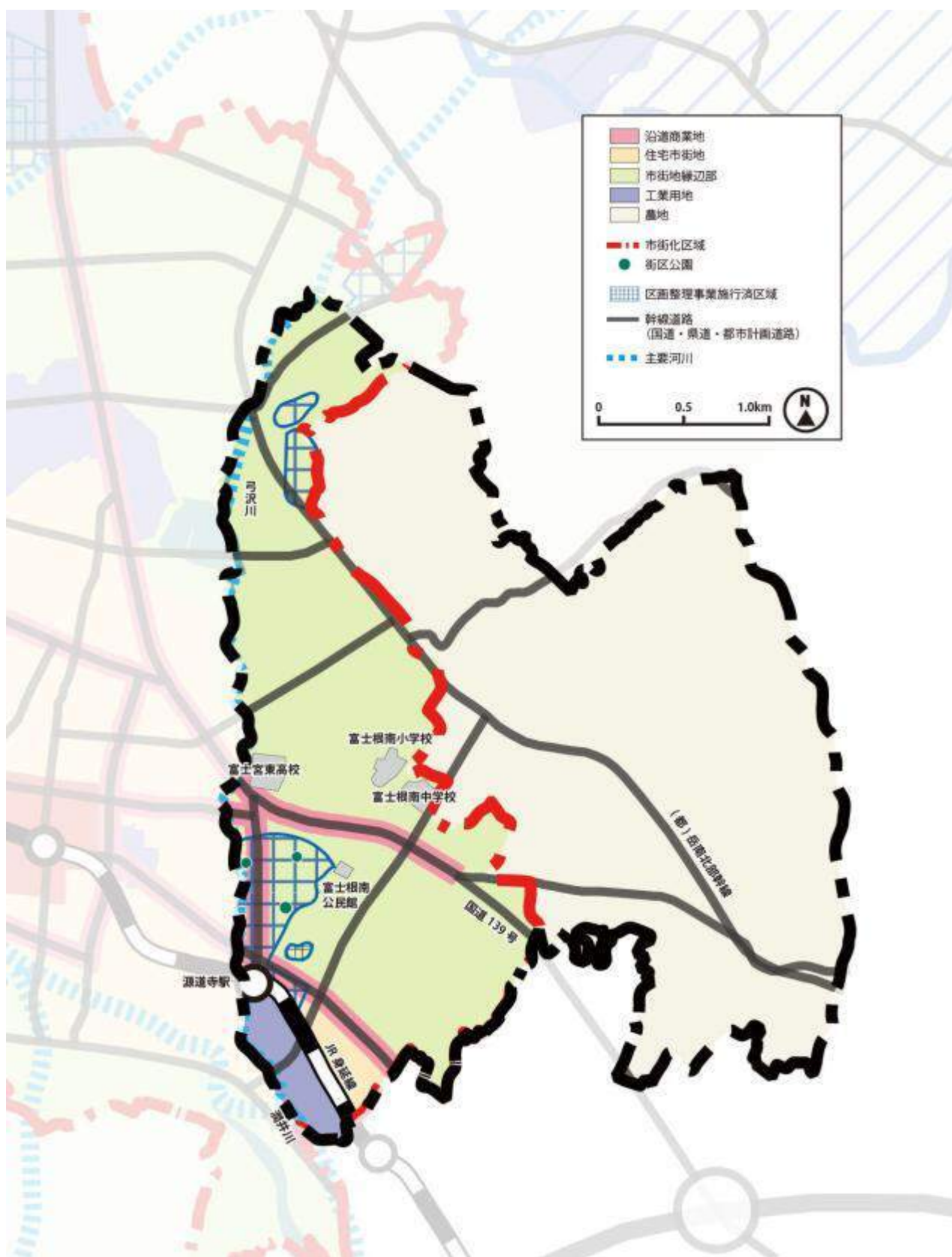
- ・ 農業経営の安定化や耕作放棄地の改善などにより、富士山を背景とした茶園を始めとする農村風景の保全に努めます。
- ・ 農業振興や農地の適切な管理を図るとともに、一般の人も農業に親しむことができる場として、市民農園などの充実に努めます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 地域の魅力を実感し、幅広い世代の交流や生活の豊かさを創出するため、地域で一体となった自然や歴史などの地域資源の有効活用や住民の活動の場の実現に向けた取組の推進に努めます。
- ・ 年代などに関わらず支え合える地域コミュニティの形成に取り組み、災害時の助け合いや、日常の交流が生まれる地域づくりを目指します。

富士根南地域の地域づくり基本方針図



6 富士根北地域

富士根北地域は、富士根北中学校の学区を地域とし、富士山南麓の広大な森林地域と農業地域、一部の市街化区域によって構成されています。



村山浅間神社

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

自然環境が非常に豊富な地域ですが、適切な山林の管理が必要です。国道 139 号沿道や市街地縁辺部周辺の生活利便施設の利用が多く、施設利用者の交通手段の確保が課題となっています。

【土地利用の状況】

地域の南西部の一部が市街化区域であり、住宅団地の開発や土地区画整理事業によって、低層の良好な住宅地が形成されています。

市街化調整区域の北部及び都市計画区域外は、ほとんどが森林によって占められています。

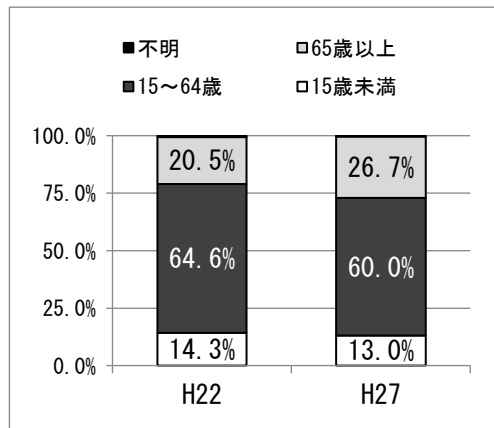
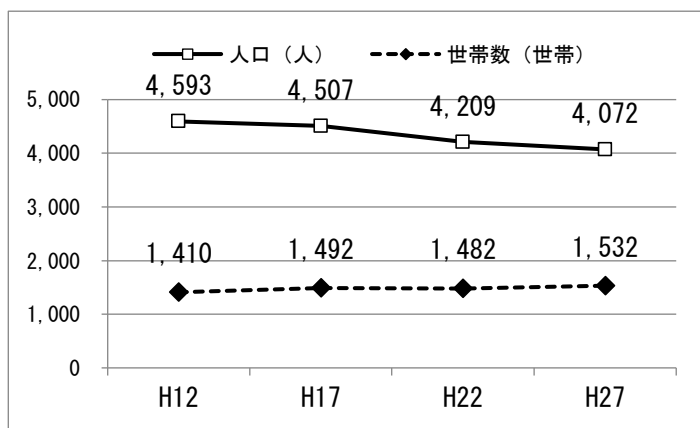
その他の地域は、森林と茶園を中心とする農地が介在しており、その中に集落が点在して形成され、富士根北小学校周辺が地域の中心となっています。また、富士山南麓の緑豊かな環境の中で、国道 469 号沿いに工業団地の開発も行われています。

【人口・世帯数の動向】

人口は減少傾向にあり、平成 27 年では 4,072 人となっています。

世帯数は増減を繰り返しており、平成 27 年では 1,532 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、26.7%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	中学校	富士根北中学校
	小学校	富士根北小学校、富士根北小学校粟倉分校
	保育園・幼稚園	粟倉保育園
	官公庁施設	中央消防署東分署
	教育・スポーツ施設	富士根北公民館
	市営住宅	粟倉住宅
	工業団地	富士山南陵工業団地
	その他の施設	富士山環境交流プラザ
その他の地域資源		大宮・村山口登山道、村山浅間神社

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に生活利便施設がほとんどなく、市街地の施設を利用せざるを得ない。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの本数がほとんどないため、自家用車が必須の生活となっている。 ・ 通学路には防犯灯がない箇所があり、夜になると道が非常に暗く危険である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の危険性があり、治水対策が必要である。 ・ 砂防工事は進んでいるが、局所的に水があふれる場所がある。 ・ 富士山に近いため、危険な地盤もあると思われる。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上まで樹木が生い茂り、通りを暗くしている。 ・ 雪が降ると一日中日が当たらず、凍ってしまう道路もある。 ・ 空き地となっている敷地内は伐採ができないなどの課題がある。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口が少なく、住民同士の人間関係が密な点もあるが、子どもが減少し、地域の担い手も見つからないなどの課題もある。 ・ 村山浅間神社は、地域資源としてもっと有効活用できるのではないか。



富士根北地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

富士山南麓の恵まれた自然環境や地域の歴史を大切に、新たな産業機能や農業をいかした交流機能の導入・活用と、住民同士が密接に関わる住み良い地域づくり

- 本地域は富士山南麓に位置し、ほとんどが市街化調整区域となっております。富士根北小学校を中心とした一帯において地域住民の利便性やコミュニティを生み出す集落拠点の形成が求められており、住民同士のつながりを大切にした安心して暮らし続けられるコミュニティ形成を図る必要があります。
- 地域内には世界遺産富士山の構成資産の一つとなっている村山浅間神社などの地域資源が見られます。また、富士山南麓工業団地に代表されるように富士山南麓の緩斜面部での産業振興や、緑豊かな自然環境や営農環境と共生した住み良い地域づくりを目指します。



■区域特性ごとの目指す姿

市街地 縁辺部	周辺の農地や自然地との調和などにも配慮した住環境形成を目指します。
集落	富士根北小学校周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、隣接地域と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。
工業用地	広域幹線道路や立地特性をいかし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図り、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、富士山の景観や豊かな緑と調和した茶畑などの保全に努めます。
自然地	富士山南麓の豊かな森林、身近な樹林などを地域が一体となって守り、富士山に抱かれた美しい環境形成を目指します。



富士根北地域の様子

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、富士根北小学校周辺に、地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実に努め、富士山南麓の自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、空き地や空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、幅広い世代に自然との触れ合い豊かで多様な暮らしができる地域づくりを目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、営農環境の確保と富士山南麓や河川などの自然環境との調和を図ります。
- ・ 山林では、公益的諸機能の維持・向上や森林資源の育成を図るため、適切な管理と活用、安全性の確保に努めます。
- ・ 土石流危険区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め、安全な地域生活の確保に努めます。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 富士山麓の緩斜面部では、富士山の景観や自然との調和に配慮するとともに、国道 469 号などの広域的な幹線道路のアクセスをいかした産業の立地誘導や振興を図ります。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 地域内外への円滑な移動や利用者の安全性の向上を図るため、必要に応じて国道 469 号や県道の交通機能の充実に向けて整備の実現手法を検討します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 県道富士宮富士公園線篠坂周辺一帯は、富士山の豊かな自然環境をいかした触れ合い体験の場としての整備を目指します。
- ・ 環境学習や環境保全活動の拠点として、また、地域文化や芸術の振興など市民ニーズに対応した活動の場として、富士山環境交流プラザの有効な活用を目指します。
- ・ 住民同士などとのつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 地域の特色ある風景を形成する森林や樹林地、富士山の眺望などの保全と育成により、緑豊かな美しい農村風景づくりを目指します。
- ・ 林業のなりわいの維持や自然をいかした地域内外の交流の活性化、樹木の適切な管理などにより、山林の環境保全に努めます。
- ・ 史跡富士山を構成する村山浅間神社は、世界遺産富士山の構成資産にふさわしい整備と保全に努めるとともに、周辺の自然資源をいかした景観形成に努めます。

【営農環境の保全】

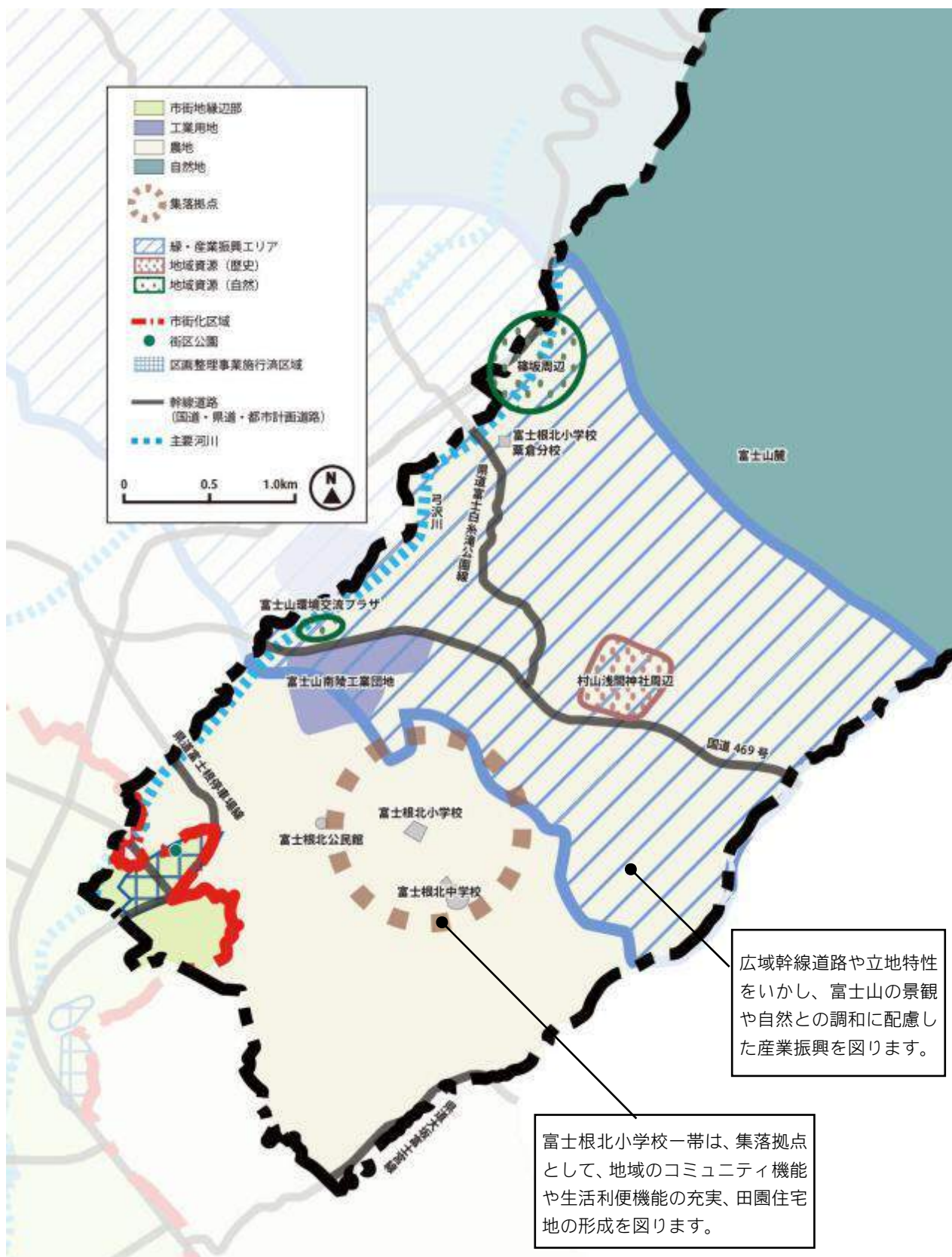
- ・ 農業経営の安定化などによる茶園の適切な転換を図るとともに、優良なものについては保全に努めます。
- ・ 農業振興や農地の適切な管理を図るとともに、一般の人も農業に親しむことができる場として、市民農園などの充実に努めます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 地域が一体となって富士山にまつわる文化の継承や地域活動の展開を図るとともに、住民同士のつながりや地域外の人々との交流を大切にし、災害時にも支え合え、安心して暮らし続けられるコミュニティづくりを目指します。

富士根北地域の地域づくり基本方針図



7 上野地域

上野地域では、上野中学校の学区を地域とし、まとまりある良好な水田地帯を形成しており、地域全体が市街化調整区域によって構成されています。



大石寺の桜

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

自然環境に恵まれ、コミュニティのつながりも強い一方で、生活利便施設が少ないことと、道路環境及び公共交通といった交通利便性の向上が大きな課題となっています。

【土地利用の状況】

地域の東部を潤井川、西部を芝川が流れ、肥沃な土地と水利に恵まれ、まとまりのある良好な水田地帯を形成しています。国道 469 号などの幹線道路沿いに集落が集中し、上野出張所周辺が地域の中心となっています。そして、この中心集落に隣接して大石寺が立地しています。

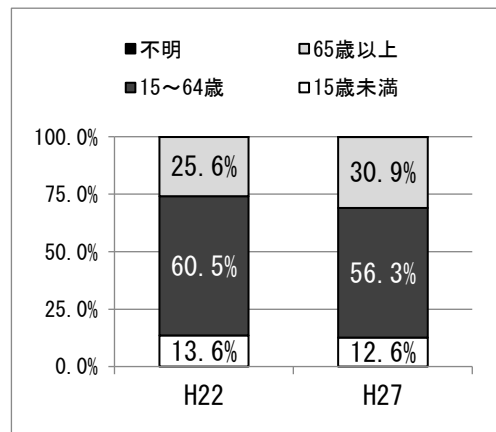
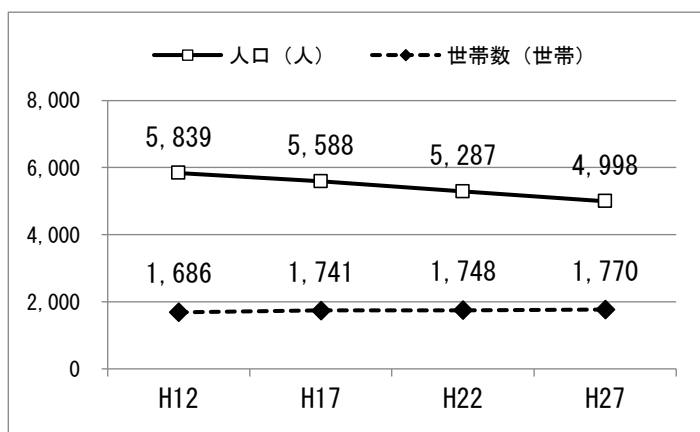
また、地域の北西部には、天子山系が形成されています。

【人口・世帯数の動向】

人口は平成 2 年以降減少傾向が続いており、平成 27 年では 4,998 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 1,770 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、30.9%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	中学校	上野中学校
	小学校	上野小学校
	保育園・幼稚園	上野幼稚園
	官公庁施設	富士宮市役所上野出張所、西消防署上野分署
	医療・保健・福祉施設	市立老人ホーム長生園
	教育・スポーツ施設	上野・北山地域学習センター
その他の地域資源		天子山系を中心とした山岳地帯、大石寺、妙蓮寺、下之坊

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の生活利便施設が少なく、地域外の施設を利用することが多い。 ・ 地域内では働く場所が少ない。
移動・交境	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの本数や路線のある通りが少なく、自家用車が必須の生活となっている。 ・ 坂道が多く、歩行者や自転車では移動の負担が大きい。 ・ 狭い道路が多く、車両の擦れ違いが困難な場所がある。 ・ 暗い道があり、防犯灯の設置の充実などが必要である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精進川西側では災害危険箇所が多い。 ・ 台風で土砂崩れがあった場所があり、安全対策が必要である。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家が減り、空き家や耕作放棄地が増え始めている。 ・ 産業動向の変化などにより、農地転用が起きている。 ・ 水田は地域資源であるため、農業をしながらでも生活できる環境をつくる必要がある。 ・ 地域内の自然は豊かであるが、子ども達が外で遊べるような場所がない。 ・ 昔に比べて河川の水が、かなり汚れている。 ・ ゴミや排水を出す人のマナーの徹底が必要である。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に多世代が集まれる地域住民の居場所が必要である。 ・ 地域の文化を若者世代に継承できるコミュニティづくりが必要であり、そのコミュニティをベースに居住環境の形成や災害対策に取り組んでいけると良い。 ・ 歴史資源を案内したり、散策できるコースづくりをしたりして、地域の歴史を楽しめる工夫ができると良い。



上野地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

豊かな田園風景や水辺環境を大切に、住民同士のつながりをいかした地域の文化・資源・魅力を継承できる地域づくり

- 本地域は主に県道白糸富士宮線沿道に集落が成り立ち、全域が市街化調整区域となっています。上野出張所周辺において地域住民の利便性やコミュニティを生み出す集落拠点の形成が求められています。
- 地域内には社寺などの歴史資源が存在するほか、天子山系の自然や水田による田園風景も見られ、これらの地域資源を、世代を超えて継承できる住民同士のつながりを育む地域づくりを進めていく必要があります。



上野地域の様子

■ 区域特性ごとの目指す姿

集落	<p>上野出張所周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。</p> <p>隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。</p>
農地	<p>営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めるとともに、農業と観光との連携や地場産業の活性化を図ることにより、水や緑と一体となった稲作中心の田園風景づくりを目指します。</p>
自然地	<p>芝川や潤井川などの水辺環境や、天子山系の緑の適切な保全・活用、山林の適切な管理などにより、自然と住民が共存しながら地域資源を継承できる環境形成を目指します。</p>

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、上野出張所周辺に、地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実に努め、天子山系の自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、空き地や空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と共存し、集落の活力を持続させながら多様に暮らせる地域づくりを目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、営農環境の確保と天子山系や河川などの自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 山林では、公益的諸機能の維持と向上や森林資源の育成を図るため、適切な管理と活用、安全性の確保に努めます。
- ・ 土砂災害警戒区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め安全な地域生活の確保に努めます。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 地域内外への円滑な移動や利用者の安全性の向上を図るため、必要に応じて国道 469 号や県道の交通機能の充実に向けて整備の実現手法を検討します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 芝川や大倉川などの水辺環境をいかして、市民等の自然との触れ合いの場や野外レクリエーションの場などとなる憩いの空間づくりを目指します。
- ・ 多世代などとのつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 天子山系は公益的諸機能の維持と向上を図るため、森林や樹林地、富士山の眺望などの保全と育成に努めるとともに、河川環境の回復による清らかな水を大切にした川づくりにより、自然・文化・なりわいによる魅力が生まれる地域環境づくりを目指します。
- ・ 大石寺、妙蓮寺、下之坊、千居遺跡などは、地域の歴史資源の活用を目指します。特に大石寺周辺は人の交流を活発にし、地域の活力を高める場の充実を図り、人々が集う文化交流拠点づくりを目指します。

【営農環境の保全】

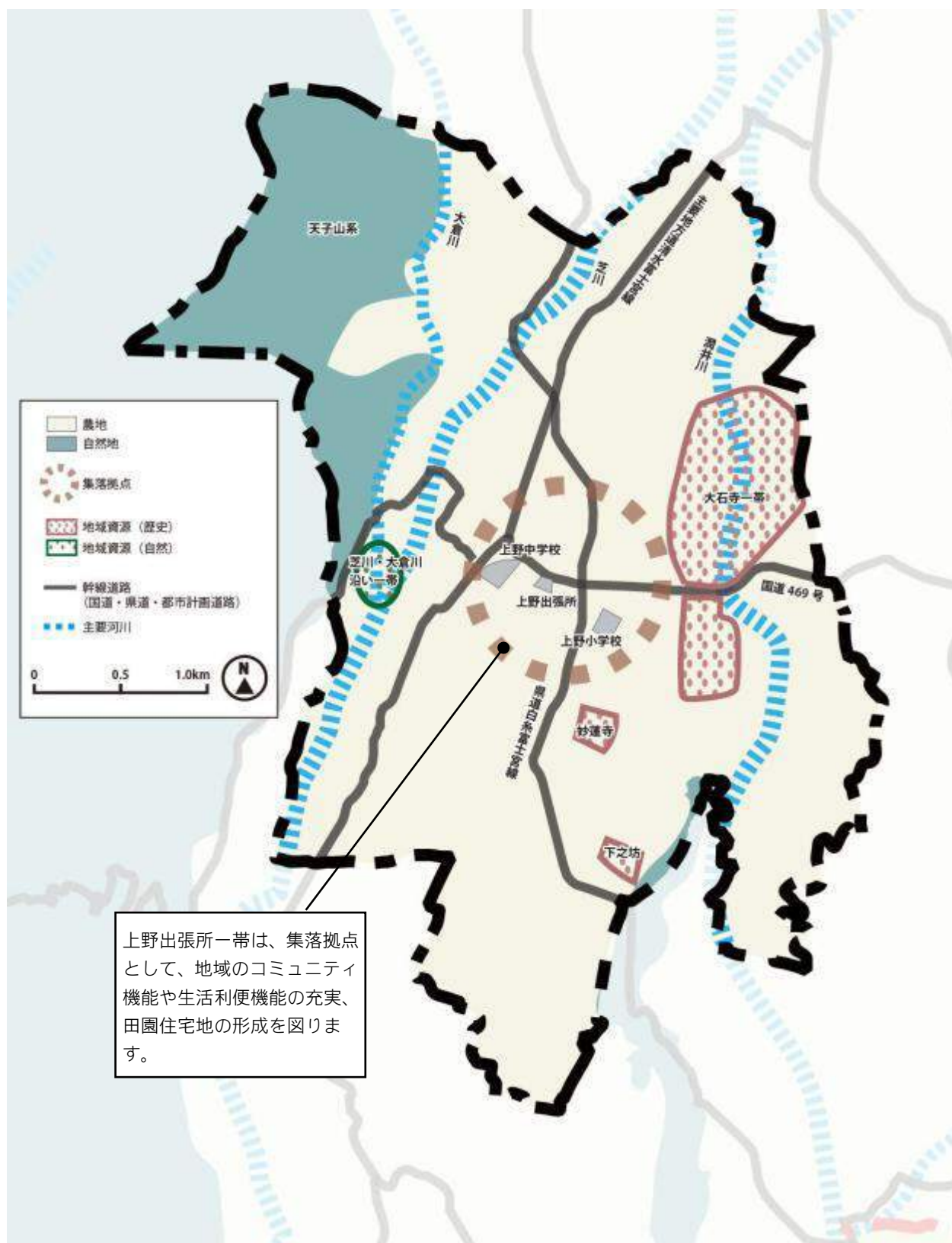
- ・ 農業経営の安定化や耕作放棄地の改善などにより、田園風景の保全に努めます。
- ・ 農業振興や農地の適切な管理を図るとともに、一般の人も農業に親しむことができる場として、市民農園、オーナー農園、体験農園などの導入を目指します。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 大石寺、妙蓮寺、下之坊、千居遺跡等を始めとする地域内の社寺や史跡などの歴史資源、地場産業や酒蔵、新たな市民の立ち寄りの場などの地域資源をいかした交流機能の強化や活気の創出による地域づくりを目指します。
- ・ 世代を超えて支え合え、住民同士のつながりや居場所を創出しながら課題解決や住み良さの創出に取り組めるコミュニティづくりを目指します。

上野地域の地域づくり基本方針図



8 北山地域

北山地域は、北山中学校の学区を地域とし、大きくは富士山南西麓の広大な森林地域と、集落が点在する農業地域、南部の一部が市街化区域で構成されています。



北山本門寺

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

自然環境に恵まれていますが、地域内の生活利便施設や路線バスの本数が少ないなどの課題があります。

【土地利用の状況】

地域のほとんどは市街化調整区域及び都市計画区域外であり、多くが森林地域となっています。南北方向は国道 139 号と県道富士富士宮線が縦断し、東西方向は国道 469 号が横断する地域となっていますが、集落は国道 139 号以西の平坦部や国道 469 号沿いに集中し、北山出張所周辺と山宮小学校周辺がそれぞれの地域の中心となっています。また、富士山南西麓の緑豊かな環境の中で、工業団地の開発も行われています。

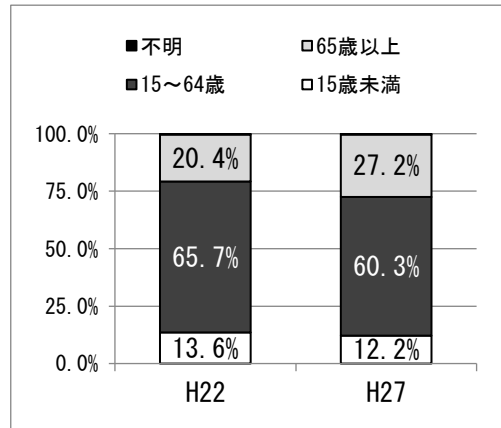
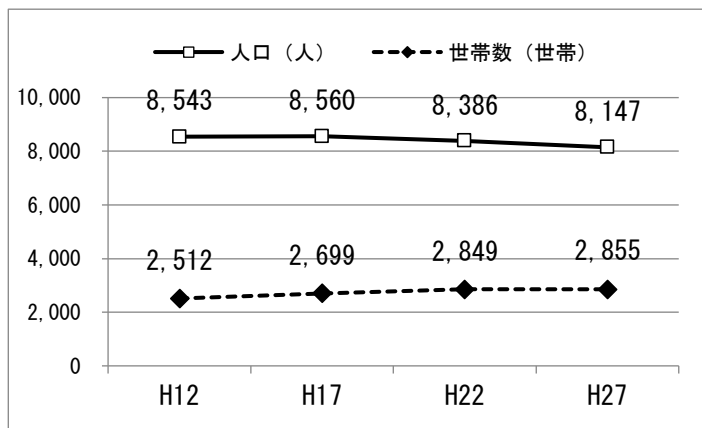
市街化区域は地域南部に一部見られ、工場等の集積と、低層の住宅地が形成されています。

【人口・世帯数の動向】

人口は平成 17 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年では 8,147 人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 2,855 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して、平成 27 年では増加しており、27.2%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	中学校	北山中学校
	小学校	北山小学校、山宮小学校
	保育園・幼稚園	北山保育園、山宮保育園
	官公庁施設	富士宮市役所北山出張所
	教育・スポーツ施設	学校給食センター、山宮スポーツ公園
	工業団地	北山工業団地、山宮工場団地
	その他の施設	北山浄水場、富士山天母の湯、清掃センター、富士宮聖苑
その他の地域資源		北山本門寺、山宮浅間神社、北山インターチェンジ

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の生活利便施設が少なく、地域外の施設を利用することが多い。 ・ 地域内に地元の人々が働く場所が少ない。 ・ 子育てをサポートする施設や働く女性のための保育施設が地域内にない。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの本数が少なく、自家用車が必須の生活となっている。 ・ 北山地区と山宮地区を行き来できる公共交通手段がない。 ・ 道路の利便性が高い分、スピードを上げる車両や生活道路を抜け道として利用する車両が多い。 ・ 工業団地周辺では、通勤時間帯になると道路が混雑する。 ・ 地域内には、狭い道路や防犯灯が設置されていない箇所が多くあり、安全性の向上が必要である。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防指定地や土砂災害の危険箇所が地域内にある。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場振興は、周辺の自然環境に配慮して行ってほしい。 ・ 山林が多く、農地に降りてきた鳥獣による被害がある。 ・ 樹木が伸びて富士山の眺望を阻害している箇所がある。 ・ 地域内の自然は豊かであるが、子ども達が外で遊べるような場所がない。 ・ 地域の自然資源や歴史資源をいかした地域づくりを行えると良い。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口流出や空き地、空き家の発生が見られ、子どもの減少も顕著となっており、多世代が暮らしやすい地域環境やコミュニティ形成が必要である。 ・ 地域内に多世代が集まれる地域住民の居場所が必要である。



北山地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

富士山南西麓の恵まれた自然環境を大切に、地域基盤をいかした拠点形成による次世代の定住や活動を生み出し、特色ある自然や歴史が継承できる地域づくり

- 本地域は北山インターチェンジを有する富士山南西麓にかけて北山集落と山宮集落が成り立ち、ほとんどが市街化調整区域となっています。北山出張所及び山宮小学校周辺において地域住民の利便性やコミュニティを生み出す集落拠点の形成が求められています。
- 地域内には豊かな自然や農地が広がるとともに、北山本門寺や世界遺産富士山の構成資産の一つとなっている山宮浅間神社などの多様な地域資源が見られます。また、北山インターチェンジの周辺では、交通利便性をいかした産業振興や職住近接の実現による地域振興が求められています。これらの地域資源をいかして磨きながら、なりわいとコミュニティをつなぐ郷土の人財育成に世代を超えて取り組んでいく地域づくりを目指します。



北山地域の様子

■ 区域特性ごとの目指す姿

市街地 縁辺部	周辺の農地や自然と調和した住環境形成を目指します。
集落	北山出張所周辺と山宮小学校周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。 隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。 北山インターチェンジ周辺では、富士山の景観や自然と調和し、職住が近接した地域振興となる産業立地を図ります。
工業用地	広域幹線道路や立地特性をいかし、富士山の景観や自然と調和した産業振興を図り、働く場所の充実などを目指します。
農地	地域環境の維持の観点から、富士山の景観や豊かな緑と調和した営農環境を目指します。
自然地	富士山南西麓の豊かな森林、身近な樹林、農地などを地域が一体となって守り、富士山に抱かれた美しい環境形成を目指します。

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、北山出張所及び山宮小学校周辺において、地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実に努め、富士山南西麓及び天子山系の自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、空き地や空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と共存し、集落の活力を持続させながら多様な暮らしや多くの人々の交流を創出する地域づくりを目指します。
- ・ 北山インターチェンジ周辺では、集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せた就業の場を創出するため、豊かな自然環境や優良農地を保全しつつ、国道 139 号や国道 469 号などの広域的な幹線道路の利便性をいかし、周辺の自然環境や集落環境、景観と調和した職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。
- ・ 富士山に抱かれた豊かな自然や住み続けられる地域を実現するために、土地の管理や集落の維持と向上、自然や歴史と文化の継承を促し、住民の主体的な取組による地域づくりを図ります。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、稲作や酪農などの営農環境の確保と富士山南西麓などの自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 山林では、公益的諸機能の維持と向上や森林資源の育成を図るため、適切な管理と活用、安全性の確保に努めます。
- ・ 土砂災害警戒区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め安全な地域生活の確保に努めます。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 富士山麓の緩斜面部では、富士山の景観や自然との調和に配慮するとともに、国道 469 号などの広域的な幹線道路のアクセスをいかした産業の立地誘導や振興を図ります。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 地域内外への円滑な移動や利用者の安全性の向上を図るため、必要に応じて国道 139 号や国道 469 号及び県道の交通機能の充実に向けて整備の実現手法を検討します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所などの改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 天母山一帯は、身近な里山として、自然環境の適正な維持と管理、育成に努めていくとともに、市民の憩いの空間、地域交流の場としての有効活用を目指します。
- ・ 県道富士宮富士公園線篠坂周辺一帯は、富士山の豊かな環境をいかしたふれあい体験の場としての整備を目指します。
- ・ 多世代間のつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 富士山南西麓は公益的諸機能の維持と向上を図るため、地域の特色ある風景を形成する樹林地、富士山の眺望などの保全と育成により、緑豊かな美しい地域環境の形成を目指します。また、自然資源をいかした地域産業の創出や活力の向上にも取り組んでいきます。
- ・ 林業のなりわいの維持や自然をいかした地域内外の交流の活性化、樹木の適切な管理などにより、山林の環境保全に努めます。
- ・ 北山本門寺や北山用水などの地域資源の活用を目指します。
- ・ 史跡富士山を構成する山宮浅間神社については、世界遺産富士山の構成資産にふさわしい整備と保全に努めます。

【営農環境の保全】

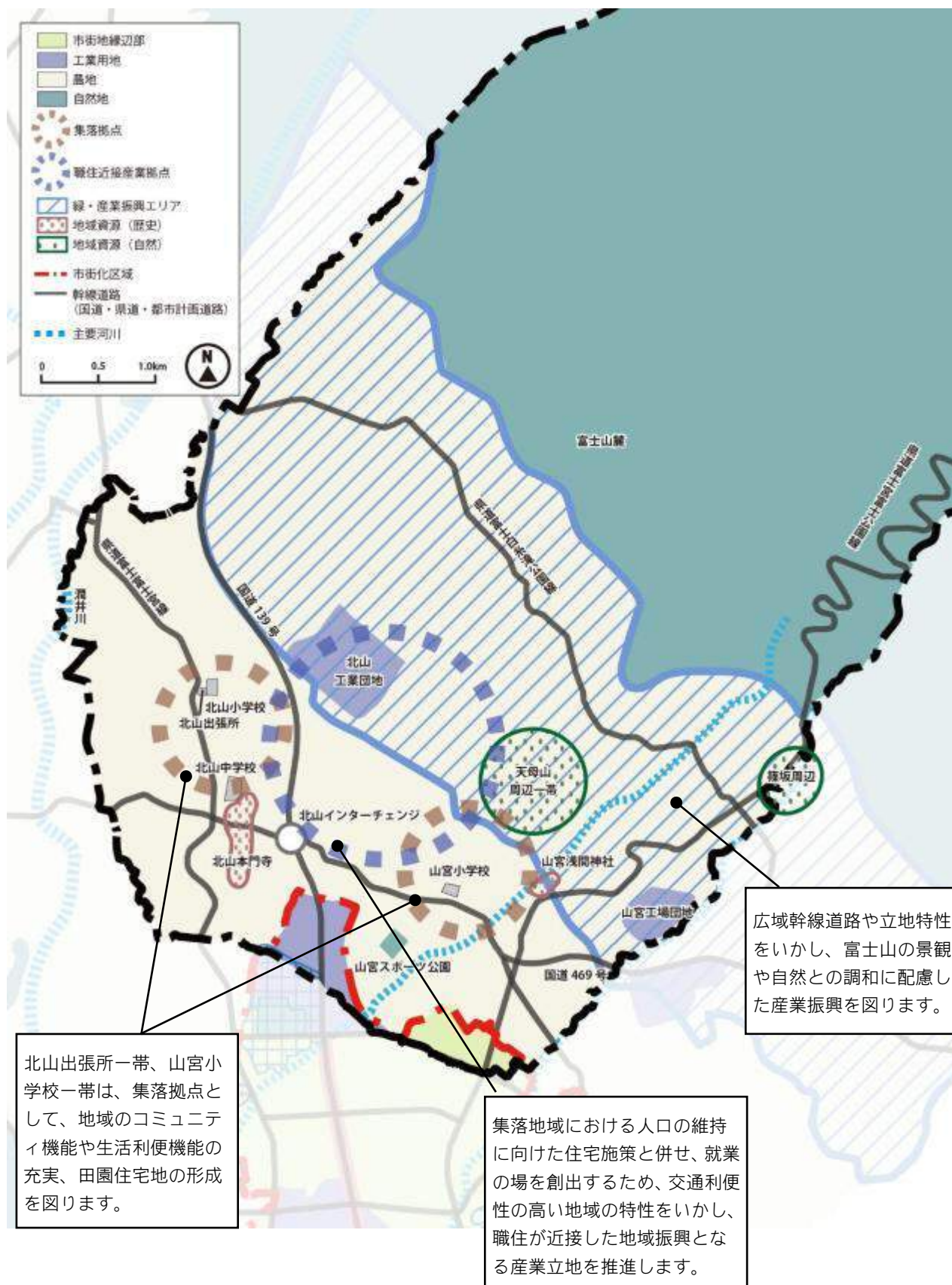
- ・ 農業経営の安定化や耕作放棄地の改善などにより、田園風景の保全に努めます。
- ・ 農業振興や農地の適切な管理を図るとともに、一般の人も農業に親しむことができる場として、市民農園などの充実に努めます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 住民同士の世代を超えた交流や文化の継承、住みよい地域づくりに取り組む機会を創出し、若者世代や新たな住民に選ばれるとともに、地域に寄り添う未来の担い手を育むコミュニティを形成していきます。
- ・ 地域生活における豊かさを創出するため、住民が中心となり、自然や歴史などの地域資源の有効活用、住民の活動や地域の枠を超えた交流の場の実現、低・未利用地の有効活用などによる魅力の創出、地域課題への対応に向けた取組の推進に努めます。

北山地域の地域づくり基本方針図



9 上井出地域

上井出地域は、井之頭中学校と白糸地域にまたがる西富士中学校の学区を地域とし、大きくは富士山西麓及び天子山系の広大な森林地域と、朝霧高原、農業地域によって構成されています。



朝霧高原茅場の火入れ

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

朝霧高原を始めとする豊かな自然環境を有し、本市の観光資源が豊富な地域です。まちなかから離れており、上井出インターチェンジを中心に成り立つ上井出集落や、幹線道路沿道に成り立つ猪之頭集落、ススキ草原が素晴らしい根原集落などがあります。人口減少や耕作放棄地などの発生といった地域課題も顕著に見られます。

【土地利用の状況】

地域の東部は広大な富士山西麓の森林に、また、地域の西部は天子山系の森林によって占められています。富士山西麓と天子山系に挟まれた朝霧高原は、広大な草原が広がり、酪農地帯となっています。また、ゴルフ場や観光・レクリエーションの場としての利用も進んでいます。

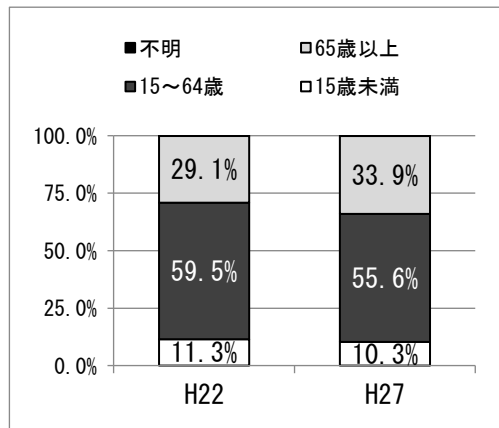
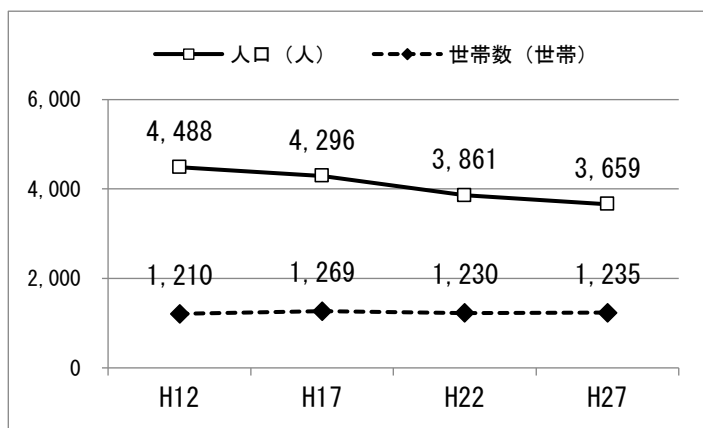
大きな集落としては、地域南部の県道富士富士宮線沿道を中心に上井出集落が、また、天子山系山麓には猪之頭集落が形成されており、南部の上井出出張所周辺が地域の中心となっています。また、大沢川と毛無山一帯は砂防指定地域となっています。

【人口・世帯数の動向】

人口は減少傾向にあり、平成27年では3,659人となっています。

世帯数は増減を繰り返しており、平成27年では1,235世帯となっています。

高齢化率は平成22年と比較して平成27年では増加しており、33.9%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	中学校	西富士中学校、井之頭中学校
	小学校	上井出小学校、人穴小学校、井之頭小学校
	保育園・幼稚園	上井出保育園、井之頭保育園
	大学・専門学校・各種学校	東京農業大学農学部富士農場、県立農林大学校畜産分校、日本建築専門学校、大原富士宮ビガークラブ、富士教育訓練センター
	官公庁施設	富士宮市役所上井出出張所、西消防署北分署、富士砂防事務所富士宮砂防出張所
	医療・保健・福祉施設	特別養護老人ホームしらいと、特別養護老人ホーム富士宮荘
	教育・スポーツ施設	西富士図書館、麓山の家、静岡県立朝霧野外活動センター
その他の施設	上井出浄水場、静岡県水産技術研究所富士養鱒場、静岡県畜産技術研究所、朝霧霊園、道の駅朝霧高原、田貫湖キャンプ場	
その他の地域資源	天子山を中心とした山岳地帯、音止の滝、朝霧高原・朝霧高原茅場、田貫湖、人穴富士講遺跡、東海自然歩道、上井出インターチェンジ	

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の生活利便施設が少なく、地域外の施設を利用することが多い。 ・ 隣接地域でも良いので、生活利便施設があると安心して暮らせる。 ・ 児童数が減少しているため、児童数にあった子育て環境の充実が必要である。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスの本数が少なく、自家用車が必須の生活となっている。 ・ 公的な移動サービスを充実してほしい。 ・ 休日や観光シーズンは国道139号が混雑し、他の道路を使わなければならない。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の住民が避難できる防災拠点の機能充実が必要である。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の課税が高い。 ・ 土地利用が難しいため、農地が荒れてしまう。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少が顕著であり、空き地や空き家が目立ち始めている。 ・ 新たな住民が住み着きやすい定住を促す仕組みが必要である。 ・ 地域の文化や営みなどの資源をいかした地域づくりが必要である。



上井出地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

富士山西麓の大自然を大切に、地域産業と観光の活性化を図り、地域に根差す人々が
住み良く、自然環境や地域文化を後世に伝える地域づくり

- 本地域は、富士山西麓から天子山系にかけて広がる朝霧高原を中心に、上井出集落や猪之頭集落を始めとする独自のコミュニティが成り立っています。上井出出張所周辺及び井之頭小学校から井之頭中学校一帯において地域住民の利便性やコミュニティを生み出す集落拠点の形成が求められています。
- 地域内には朝霧高原に広がる畜産エリアや点在するレクリエーション施設、世界遺産富士山の構成資産の一つである人穴富士講遺跡などの多様な地域資源が見られます。また、上井出インターチェンジ周辺では、交通利便性をいかした産業振興や職住近接の実現による地域振興が求められています。これらの地域資源をいかしながら地域産業や観光の活性化を図り、住民が長く暮らし続けられる居住環境の形成と地域の魅力と交流が生まれる地域づくりを進めていく必要があります。



上井出地域の様子

■区域特性ごとの目指す姿

集落	<p>上井出出張所周辺及び井之頭小学校から井之頭中学校一帯は、地域住民の集落拠点と捉え、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。</p> <p>隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>上井出インターチェンジ周辺では、富士山の景観や自然と調和し、職住が近接した地域振興となる産業立地を図ります。</p>
農地	<p>営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努め、鱒などの水産養殖業、畜産や野菜を中心とする農業の振興を図り、豊かな農村風景や本市の象徴である富士山と裾野に広がる牧歌的な風景を守り、育てます。</p>
自然地	<p>富士山西麓及び天子山系の森林地域などの適切な保全や管理を図るとともに、田貫湖や音止の滝などの自然資源や歴史資源をいかし、自然と住民が共存しながら地域の魅力を高められる環境形成を目指します。</p>

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、上井出出張所周辺及び井之頭小学校から井之頭中学校一帯に、地域生活の利便性や来訪者の体験、活動につなげる機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実に努め、富士山西麓及び天子山系の自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、空き地や空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と共存し、集落の活力を持続させながら多様に暮らせる地域づくりを目指します。
- ・ 上井出インターチェンジ周辺では、集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せた就業の場を創出するため、豊かな自然環境や優良農地を保全しつつ、国道 139 号などの広域的な幹線道路の利便性をいかし、周辺の自然環境や集落環境、景観と調和した職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、酪農を中心とする営農環境の確保と朝霧高原の自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 山林では、公益的諸機能の維持と向上や森林資源の育成を図るため、適切な管理と活用、安全性の確保に努めます。
- ・ 土石流危険区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め安全な地域生活の確保に努めます。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 地域内外への円滑な移動や利用者の安全性の向上を図るため、必要に応じて国道 139 号や県道の交通機能の充実に向けて整備の実現手法を検討します。
- ・ 幹線道路は観光道路としての魅力を高めるため、沿道景観の形成に努めます。また、主要な観光・レクリエーション地や施設を結ぶ路線として、住民や来訪者の観光・交流の促進も念頭に置いた利用者が安全に通行できる道路ネットワークの形成に努めます。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 朝霧自然公園は、市民の憩いの場、自然との触れ合いの場としての保全と充実に努めます。

- ・ 小田貫湿原を含む田貫湖周辺や道の駅朝霧高原周辺は、宿泊施設や自然体験施設、自然との触れ合い空間の充実を目指します。
- ・ 音止の滝周辺は、自然環境の保全に努めるとともに、周辺施設整備を進め、観光拠点としての機能の拡充を目指します。
- ・ 新たな住民などとのつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 史跡富士山を構成する人穴富士講遺跡については、世界遺産富士山の構成資産にふさわしい整備と保全に努めます。
- ・ 富士山西麓や天子山系は公益的諸機能の維持と向上を図るため、森林や樹林地、富士山の眺望などの保全と育成に努めるとともに、清らかな水を大切に自然豊かな川づくりや歴史資源を活用した住民や来訪者の交流機能の創出により、地域資源をいかした魅力ある地域環境の形成を目指します。
- ・ 豊かな自然資源をいかし、田貫湖、朝霧高原、猪之頭湧水群及び音止の滝などの交流を生む地域資源の有効活用を図るとともに、多様な自然と触れ合える観光・レクリエーションの場所による交流機能や滞在機能の充実を目指します。
- ・ 富士山の眺望や草地景観の保全と育成のため、乱開発や廃棄物の不法投棄などを防止し、牧歌的な風景を大切に地域づくりを目指します。
- ・ 地域の歴史・文化を物語る史跡などを保存するとともに、それらをいかした地域づくりを目指します。
- ・ 猪之頭集落を中心に分布する湧水は、水源の確保や水質の保全に努めるとともに、住民の憩いの場やホテルの生息地となるよう親水性を備えた水辺空間づくりを目指します。

【営農環境の保全】

- ・ 農業経営の安定化などに努めるとともに、酪農地帯については富士山の裾野の原風景として保全と育成に努め、観光・レクリエーションの場としていかし、酪農業の振興に努めます。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 幅広い世代が暮らし続けられ、若者世代や新たな住民に選ばれる地域づくりを実現するため、住民同士のつながりを大切にし、低・未利用地の有効活用などによる魅力の創出や地域課題への対応に取り組むコミュニティを形成していきます。

上井出地域の地域づくり基本方針図



10 白糸地域

白糸地域は、西富士中学校の一部の学区を地域とし、天子山系の森林地域と水田を中心とする農業地域によって構成されています。



白糸ノ滝

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

自然環境が非常に豊富な地域ですが、市街地から離れており、生活利便施設の少なさや交通環境の不便さが大きな課題となっています。

【土地利用の状況】

地域の西側が天子山系の森林となっています。地域の東側は、農地・樹林地・集落が介在する農村地域を形成しています。集落は、県道白糸富士宮線や県道富士富士宮線などの幹線道路沿いに集中し、白糸出張所周辺が地域の中心となっています。

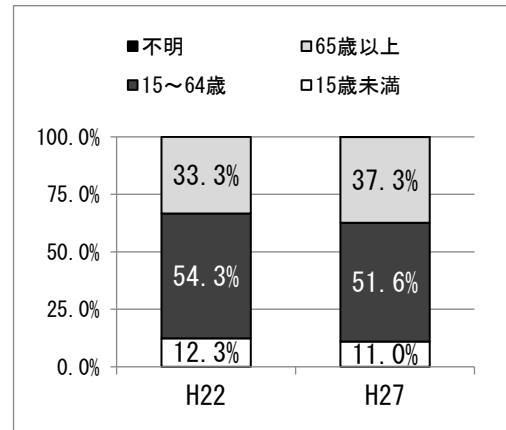
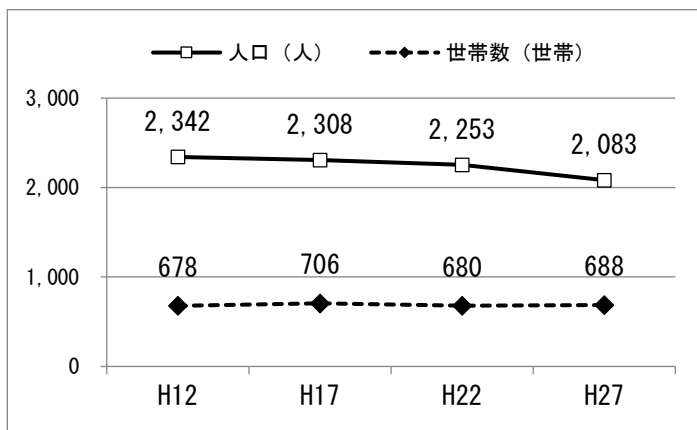
また、地域の北部には、ゴルフ場や観光施設などが分布しているほか、田貫湖及びその周辺は自然をいかしたレクリエーション地としての利用が進んでいます。

【人口・世帯数の動向】

人口は減少傾向にあり、平成27年では2,083人となっています。

世帯数は増減を繰り返しており、平成27年では688世帯となっています。

高齢化率は平成22年と比較して平成27年では増加しており、37.3%となっています。



②地域の主要施設や資源

主 要 施 設	小学校	白糸小学校
	保育園・幼稚園	白糸保育園
	大学・専門学校・各種学校	日本大学生物資源科学部富士自然教育センター
	官公庁施設	富士宮市役所白糸出張所
	医療・保健・福祉施設	フジヤマ病院
	教育・スポーツ施設	白糸・上井出地域学習センター
	その他の施設	田貫湖ふれあい自然塾、田貫湖キャンプ場、天子の森オートキャンプ場、休暇村富士
その他の地域資源		天子山を中心とした山岳地帯、白糸の滝、田貫湖、井出家高麗門及び長屋や下馬桜などの歴史資源、東海自然歩道、白糸自然公園

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に身近な日用品を買える店舗がなく、遠く離れた場所まで買い物に行く必要がある。 ・ 若者世代が暮らせるよう、子育て環境の充実や働く場所づくりが必要である。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスの本数が少なく、自家用車が必須の生活となっている。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地が目立ち始めており、農業をしながらでも生活できる環境づくりが必要である。 ・ 農業を長年続けていく難しさや鳥獣などの被害がある。 ・ 農村環境や豊かな自然環境、地域の歴史などの地域の資源をいかした魅力づくりに取り組んでいけると良い。 ・ 山の管理が十分にできていない。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少により、地域の担い手が減っている。 ・ 人の少なさや住民同士の間関係が密な点をいかしたコミュニティ形成や住み良さの創出が必要なのではないか。 ・ 新たに移り住んだ人も受け入れられる地域の雰囲気づくりが重要である。 ・ 新たな住民が住み着きやすい定住を促す仕組みが必要なのではないか。



白糸地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

天子山系を背景に、地域資源をいかした魅力ある観光・レクリエーション拠点を形成し、豊かな自然と共生した暮らしを育む地域づくり

- 本地域は主に県道白糸富士宮線沿道に集落が成り立ち、全域が市街化調整区域となっています。白糸出張所周辺において地域住民の利便性やコミュニティを生み出す集落拠点の形成が求められています。
- 地域内には世界遺産富士山の構成資産の一つとなっている白糸ノ滝や天子山系の森林地域などの自然資源、白糸自然公園や田貫湖周辺などのレクリエーション施設、井出家高麗門及び長屋や下馬桜などの歴史資源が見られます。地域の活力を維持するため、これらの地域資源をいかすとともに後世に伝え、生活に必要な機能を高めながら幅広い世代が暮らしやすく、住民以外の人々とも交流を育む地域づくりを進めていく必要があります。



■ 区域特性ごとの目指す姿

集落	<p>白糸出張所周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。</p> <p>隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。</p>
農地	<p>営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努め、水田を中心とする農業の振興を図ることによる天子山系に抱かれた農村風景づくりを目指します。</p>
自然地	<p>天子山系の森林地域、芝川や大倉川ダムなどの水辺環境などの適切な保全や管理を図るとともに、白糸の滝や田貫湖などの歴史資源や自然資源をいかし、自然と住民が共存しながら地域の魅力を高められる環境形成を目指します。</p>



白糸地域の様子

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、白糸出張所周辺に、地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実に努め、天子山系の自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、空き地や空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と共存し、集落の活力を持続させながら多様に暮らせる地域づくりを目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、稲作や酪農などの営農環境の確保と天子山系や河川などの自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 山林では、公益的諸機能の維持と向上や森林資源の育成を図るため、適切な管理と活用、安全性の確保に努めます。
- ・ 土砂災害警戒区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め安全な地域生活の確保に努めます。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 地域内外への円滑な移動や利用者の安全性の向上を図るため、必要に応じて県道の交通機能の充実に向けて整備の実現手法を検討します。
- ・ 幹線道路は観光道路としての魅力を高めるため、沿道景観の形成に努めます。また、主要な観光・レクリエーション地や施設を結ぶ路線として、利用者が安全で快適に通行できる道路ネットワークの形成に努めます。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 井出家高麗門及び長屋は、地域の歴史を物語る拠点として、保全と整備に努めるとともに、観光拠点としての有効活用を目指します。
- ・ 大倉川ダム周辺や白糸自然公園は、良好な自然環境の保全と育成に努めるとともに、自然との触れ合いや憩いの場としての活用を目指します。
- ・ 小田貫湿原を含む田貫湖周辺は、宿泊施設や自然体験施設、自然との触れ合い空間の充実に努めます。
- ・ 新しい住民や住民同士などとのつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 天子山系は公益的諸機能の維持と向上を図るため、森林や樹林地、富士山の眺望などの保全と育成に努めます。
- ・ 清らかな水を大切に自然豊かな川づくりや歴史資源を活用した住民や来訪者の交流機能の創出より、地域資源をいかした魅力あふれる地域環境の形成を目指します。
- ・ 豊かな自然資源をいかし、白糸の滝や田貫湖周辺を始めとするレクリエーション施設、井出家高麗門及び長屋や下馬桜などの歴史資源の有効活用を図るとともに、多様な自然とふれあえる観光・レクリエーションの場所による交流機能や滞在機能の充実を目指します。
- ・ 白糸ノ滝は、世界遺産富士山の構成資産にふさわしい整備と保全に努めます。
- ・ 内野大橋周辺は、芝川に残された自然や伝説などの地域資源の保全と活用を目指します。

【営農環境の保全】

- ・ 農業経営の安定化や耕作放棄地の改善などにより、田園風景の保全に努めます。
- ・ 農業振興や農地の適切な管理を図るとともに、一般の人も農業に親しむことができる場として、市民農園、オーナー農園、体験農園などの導入を目指します。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 地域固有の多様な資源の魅力を伸ばし、若者世代や新たな住民に選ばれ、幅広い世代が地域に関わりながら住み良さや交流が生まれるコミュニティ形成と、地域ならではのライフスタイルの形成につながる地域づくりを目指します。

白糸地域の地域づくり基本方針図



11 芝川地域

芝川地域は、芝川中学校と柚野中学校の学区を地域とし、天子山系などの森林地域と、河川沿いの農業地域、集落によって構成されています。



柚野地区からの富士山の眺め

(1) 地域の概況

①特性と現況

【生活環境の特性】

市内の他地域とは異なり、天子山系に囲まれた自然環境や田園環境、景観を有する地域ですが、生活利便施設の少なさや交通環境の不便さ、土砂災害の危険性が大きな課題となっています。

【土地利用の状況】

地域全域が市街化調整区域又は都市計画区域外となっており、ほとんどが天子山系などの森林によって占められています。

富士川、芝川、稲子川及び稲瀬川沿いの平坦地に農地（水田・畑）が広がっています。その中に、集落が点在して形成されており、芝川出張所及び芝川駅一帯、柚野公民館周辺が、地域の中心となっています。

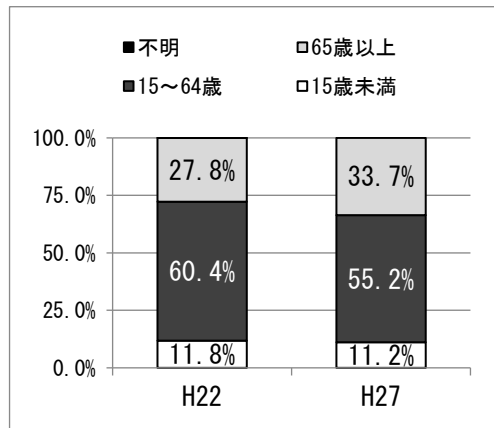
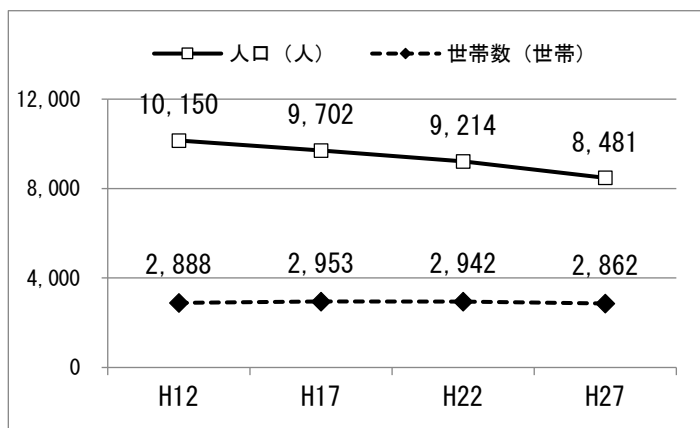
また、香葉台団地や西富士工業用地、ゴルフ場などの開発も行われてきました。

【人口・世帯数の動向】

人口は減少傾向にあり、平成 27 年では 8,481 人となっています。

世帯数は平成 17 年をピークに減少傾向にあり、平成 27 年では 2,862 世帯となっています。

高齢化率は平成 22 年と比較して平成 27 年では増加しており、33.7%となっています。



②地域の主要施設や資源

主要施設	中学校	芝川中学校、柚野中学校
	小学校	芝富小学校、柚野小学校、稲子小学校、内房小学校
	保育園・幼稚園	柚野保育園、認定こども園芝川リズム
	大学・専門学校・各種学校	管理者養成学校（本校・富士自然の村研修センター）
	官公庁施設	富士宮市役所芝川出張所、中央消防署芝川分署、上長貴農業集落排水処理施設
	医療・保健・福祉施設	特別養護老人ホーム百恵の郷、特別養護老人ホーム楓の丘
	教育・スポーツ施設	芝川図書館、埋蔵文化財センター、芝川公民館、柚野公民館、芝川公民館内房分館、芝川 B&G 海洋センター、芝川スポーツ広場
	工業団地	西富士工業用地
	鉄道駅	JR 身延線芝川駅、JR 身延線稲子駅
	その他の施設	新稲子川温泉クー・トリオ、西山拠点施設（こみゆにてい黒門）、柚野の里活性化施設（富士山縄文の里大鹿館）
その他の地域資源	大鹿窪遺跡、羽鮒山、白鳥山、西山本門寺、東海自然歩道	

③地域住民から見た課題や現況

生活利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に生活利便施設がほとんどなく、地域外の施設を利用せざるを得ない。 ・ 生活利便性を向上させるなど、工夫した地域づくりが必要である。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道やバスの本数が少なく、自家用車が必須の生活となっている。 ・ 市街地への途中経路には狭い道路もあり、日常的な移動も大変である。 ・ 狭い道路は、子どもの通学環境として危険な箇所となっている。 ・ 防犯灯を設置している箇所もあるが、暗くて危険な場所が多い。
防災・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の危険区域指定や河川氾濫の危険性がある箇所が所々で見られ、住宅などの土地利用が難しい。安全確保のため、改善を進める必要がある。
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地に降りてきた鳥獣による被害がある。 ・ 農地や山林の管理やなりわいの維持の難しさが大きな課題である。
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然資源や歴史資源、景観や交通アクセスの良さをいかした地域の魅力創出を定住や観光活性化につなげる地域づくりが必要である。 ・ 幅広い意見を取り入れ、災害時も助け合えるコミュニティづくりが重要である。 ・ 公園などといった子どもが遊ぶ場所がない。



芝川地域まちづくり協議会の意見交換の様子

(2) 地域づくりの目指す姿

天子山系の豊かな自然環境や田園風景と共存した安全で暮らしやすい生活環境を確保し、受け継がれてきた歴史・文化・地域産業をいかしながら多様な交流・活力を創出する地域づくり

- 本地域は天子山系に囲まれており、全域が市街化調整区域となっています。芝川出張所及び芝川駅一帯、柚野公民館、稲子小学校、稲子駅及び内房小学校周辺において地域住民の利便性やコミュニティを生み出す集落拠点の形成が求められています。
- 富士川や芝川が流れ、眺望の優れた天子ヶ岳や羽鮒山、白鳥山などの自然資源が豊富であり、大鹿窪遺跡や西山本門寺などの歴史資源、酒造や工業用地などの地域産業も見られます。これらの地域資源と共存、活用しながら幅広い世代の想いを取り入れ、新たに地域を訪れた人々と交流を育む地域づくりを進めていく必要があります。



芝川地域の様子

■ 区域特性ごとの目指す姿

集落	<p>芝川出張所及び芝川駅一帯、柚野公民館、稲子小学校、稲子駅及び内房小学校周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実に図ります。</p> <p>地域内の集落同士、隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。</p>
工業用地	<p>周辺の自然環境や景観と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。</p>
農地	<p>営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努め、水田を中心とする農業の振興を図ることによる天子山系に抱かれた農村風景づくりを目指します。</p>
自然地	<p>天子山系の森林地域、各河川や天子の七滝、釜口峡などの自然環境の適切な保全や管理を図るとともに、富士山への眺望を始めとする景観資源や歴史資源をいかし、自然と住民が共存して地域の魅力を高めながら活用できる環境形成を目指します。</p>

(3) 地域づくりの取組方針

①土地利用に関する事項

【地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成】

- ・ 既存集落地については、芝川出張所及び芝川駅一帯、柚野公民館、稲子小学校、稲子駅及び内房小学校周辺に、地域生活を支える機能確保に努めるとともに、生活道路、憩いやコミュニティ形成の場などの生活基盤施設の充実に努め、天子山系の自然環境や営農環境と調和した安全で快適な居住環境の形成を目指します。また、空き地や空き家の有効活用も含めた定住促進に努め、自然環境や営農環境と共存し、集落の活力を持続させながら多様に暮らせる地域づくりを目指します。
- ・ 地域産業の振興に合わせて、新東名高速道路とのアクセスをいかした地域資源を核とした交流の場の形成を推進し、新たな就業の創出などによる地域の活力向上を目指します。

【農地や自然地の保全】

- ・ 農地では、営農環境の確保と天子山系や河川などの自然環境との調和を図るとともに、遊休農地の活用方策の検討に取り組んでいきます。
- ・ 山林では、公益的諸機能の維持と向上や森林資源の育成を図るため、適切な管理と活用、安全性の確保に努めます。
- ・ 土砂災害警戒区域など自然災害の発生の危険性がある場所では、適切な整備や管理を進め安全な地域生活の確保に努めます。

【周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成】

- ・ 工場が立地する地域では、周辺の景観や自然環境と調和した工業用地の形成を目指します。

②都市基盤に関する事項

【交通環境の改善】

- ・ 都市間を連携する国道 469 号は、未改良区間を改善するための整備の実現手法を検討します。また、新東名高速道路新清水インターチェンジとの道路ネットワークを踏まえ、主要な県道の交通機能の充実に向けて整備の実現手法を検討します。
- ・ 生活道路は、防犯の向上や歩行者空間の確保、狭あい部分や危険箇所の改善などにより、利用者が安全に通行できる道路環境の形成に努めます。
- ・ 市民のニーズに合った公共交通体系を形成し、周辺地域や中心市街地への生活利便施設にアクセスしやすい移動環境を形成します。

【市民の交流・活用・憩いの場の創出】

- ・ 新稲子川温泉ユース・トリオ周辺は、恵まれた自然と温泉をいかした癒しの場として、また、上稲子八幡宮などの社寺、史跡などを巡り、歴史や文化に触れることができる観光交流の場として機能の拡充を目指します。
- ・ 多世代間のつながりを育むため、地域住民のニーズに対応した地域交流の場の創出を目指します。

【防災対策の推進】

- ・ 災害時でも安全な避難ができるよう、沿道のブロック塀の撤去や避難経路の確保に努めます。
- ・ 避難場所となる施設では、災害時に備えたライフラインや設備の確保に努めます。

③都市環境に関する事項

【自然環境や地域資源の保全・活用】

- ・ 天子ヶ岳や白鳥山、地域南部の森林は、良好な自然環境としてだけでなく、公益的諸機能の維持と向上を図るため、森林や樹林地、富士山の眺望などの保全と育成に努めるとともに、地域の特色ある風景を形成する棚田や鎮守の森などの保全とこれらの地域資源の活用により、緑豊かな美しい農村風景づくりを目指します。
- ・ 林業のなりわいの維持や自然をいかした地域内外の交流の活性化、樹木の適切な管理などにより、山林の環境保全に努めます。
- ・ 大鹿窪遺跡の史跡整備を進めるとともに、地域に分布する遺跡や社寺などの保全に努め、それらをいかした地域づくりを目指します。
- ・ 西山本門寺一帯は、地域資源としての活用を目指します。

【営農環境の保全】

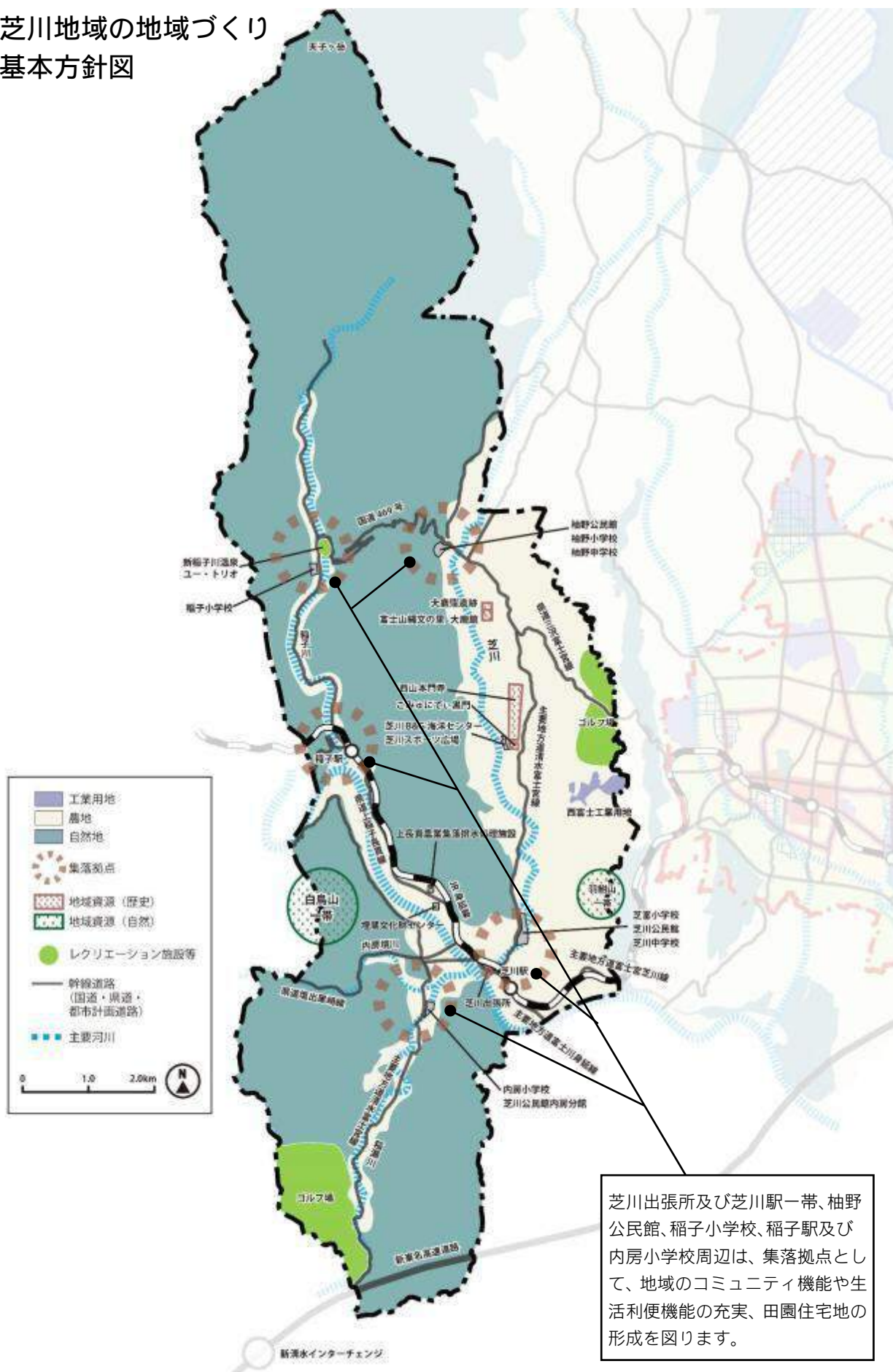
- ・ 農業経営の安定化などにより、田園風景の保全に努めます。
- ・ 農業振興や農地の適切な管理を図るとともに、一般の人も農業に親しむことができる場として、市民農園、オーナー農園、体験農園などの導入を目指します。

④コミュニティ形成などに関する事項

【これからの地域コミュニティの形成】

- ・ 住民同士で地域の田園風景の価値を認識し合い、幅広い世代の想いを反映しながら地域環境を守り、助け合いながら住み続けられ、地域の価値や希望を創出、発信、共有できるコミュニティを形成していきます。
- ・ 地域の価値創出のため、自然や歴史などの地域資源の有効活用や住民の活動の場の実現、低・未利用地の有効活用などによる魅力の創出、地域課題への対応に向けた取組の推進に努めます。

芝川地域の地域づくり
基本方針図



各地域の地域づくりの取組方針と分野別方針の項目の対応表

項 目		大宮東	大宮中	大宮西	富丘	富士根南	富士根北	上野
土地利用	商業地の活性化	○	○	○				
	利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成	○	○	○				
	利便性が高い商業地の形成				○	○		
	暮らしやすい住環境の形成				○	○		
	地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成			○	○		○	○
	周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成	○	○		○		○	
	農地や自然地の保全	○		○	○	○	○	○
都市基盤	交通環境の改善	○	○	○	○	○	○	○
	市民の交流・活用・憩いの場の創出	○	○	○	○	○	○	○
	防災対策の推進	○	○	○	○	○	○	○
都市環境	営農環境の保全	○		○	○	○	○	○
	自然環境や地域資源の保全・活用	○		○	○	○	○	○
	富士山の玄関口の風格にふさわしい景観の形成		○					
コミュニティ	これからの地域コミュニティの形成	○	○	○	○	○	○	○

	北山	上井出	白糸	芝川	分野別方針の該当箇所
					1-(2)-1：まちなか商業地の都市機能の集積
					1-(2)-2：都市型住宅地への誘導 1-(2)-3：沿道商業地の整備 1-(3)-1：良好な市街地環境の形成
					1-(2)-3：沿道商業地の整備
					1-(3)-1：良好な市街地環境の形成
	○	○	○	○	1-(1)-2：地域資源などの有効活用による魅力創出 1-(3)-2：集落の定住促進 3-(4)-1：地域資源の保全、活用、価値向上
	○			○	1-(4)-1：産業の立地誘導と周辺環境との調和 1-(4)-2：新たな産業拠点の形成 3-(4)-7：住宅地や自然地と調和した工業地景観の創出
	○	○	○	○	1-(5)-1：農地の適切な保全・活用 1-(5)-2：自然緑地や生態系の保全
	○	○	○	○	2-(1)-1：健全な都市経営を見据えた都市活動の骨格を担う幹線道路網の形成 2-(1)-2：市道・生活道路の改善・長寿命化 2-(1)-3：歩行者空間の整備 2-(1)-4：市民に寄り添い、生活を支える交通システムの形成
	○	○	○	○	2-(2)-2：身近な公園・緑地の整備 2-(4)-1：公共建築物の整備・改善 3-(2)-3：水辺と緑の保全・整備
	○	○	○	○	2-(1)-2：市道・生活道路の改善・長寿命化 2-(5)-1：地震・噴火・火災に強い都市づくり 2-(5)-3：防災拠点の整備・充実 2-(5)-4：都市・市街地の復旧・復興
	○	○	○	○	1-(5)-1：農地の適切な保全・活用 3-(4)-8：特徴ある農村風景の維持・創出
	○	○	○	○	1-(1)-2：地域資源などの有効活用による魅力創出 1-(5)-2：自然緑地や生態系の保全 3-(4)-1：地域資源の保全、活用、価値向上 3-(4)-10：富士山麓・天子山系の自然景観の維持
					3-(4)-1：地域資源の保全、活用、価値向上 3-(4)-2：門前町としての市街地の歴史景観の保護・創出 3-(4)-4：玄関口にふさわしい都市景観の創出 3-(4)-11：景観形成の誘導・啓発
	○	○	○	○	3-(5)-1：市民の都市づくりへの関心の向上 3-(5)-2：地域経営を促すコミュニティ形成 3-(5)-3：災害時の自助・共助の可能性の向上

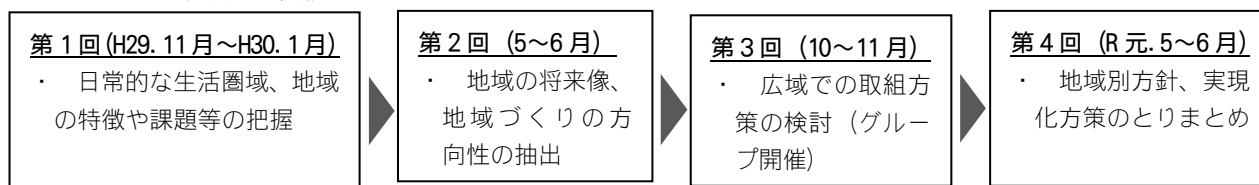
第3章 複数地域で連携して取り組む事項の整理

地域別方針の改定に当たり、平成29～令和元年度で各地域計4回ずつ地域まちづくり協議会を開催してきましたが、第1,2回で地域ごとの課題やまちづくりとして取り組むべき事項を整理する中、隣接する地域同士で課題が共通したり、補完関係にあったりする地域が見られました。

第3回地域まちづくり協議会では、人口減少における地域ごとの活力低下や行財政の縮小の状況でのまちづくりの実現性を確保し、地域間での機能補完・連携を高め、広域的な視点で効率の良い施策展開を図ることを念頭に置き、複数地域が合同となるグループごとにテーマ別の意見交換を行いました。

出された意見については次ページに掲載していますが、地域同士の共通の取組や連携によって実現が可能な内容は地域別方針における参考情報として整理し、地域に限らず、更に広い範囲もしくは全市的に取り組む事項については分野別方針などに反映しています。

地域まちづくり協議会の開催の流れ



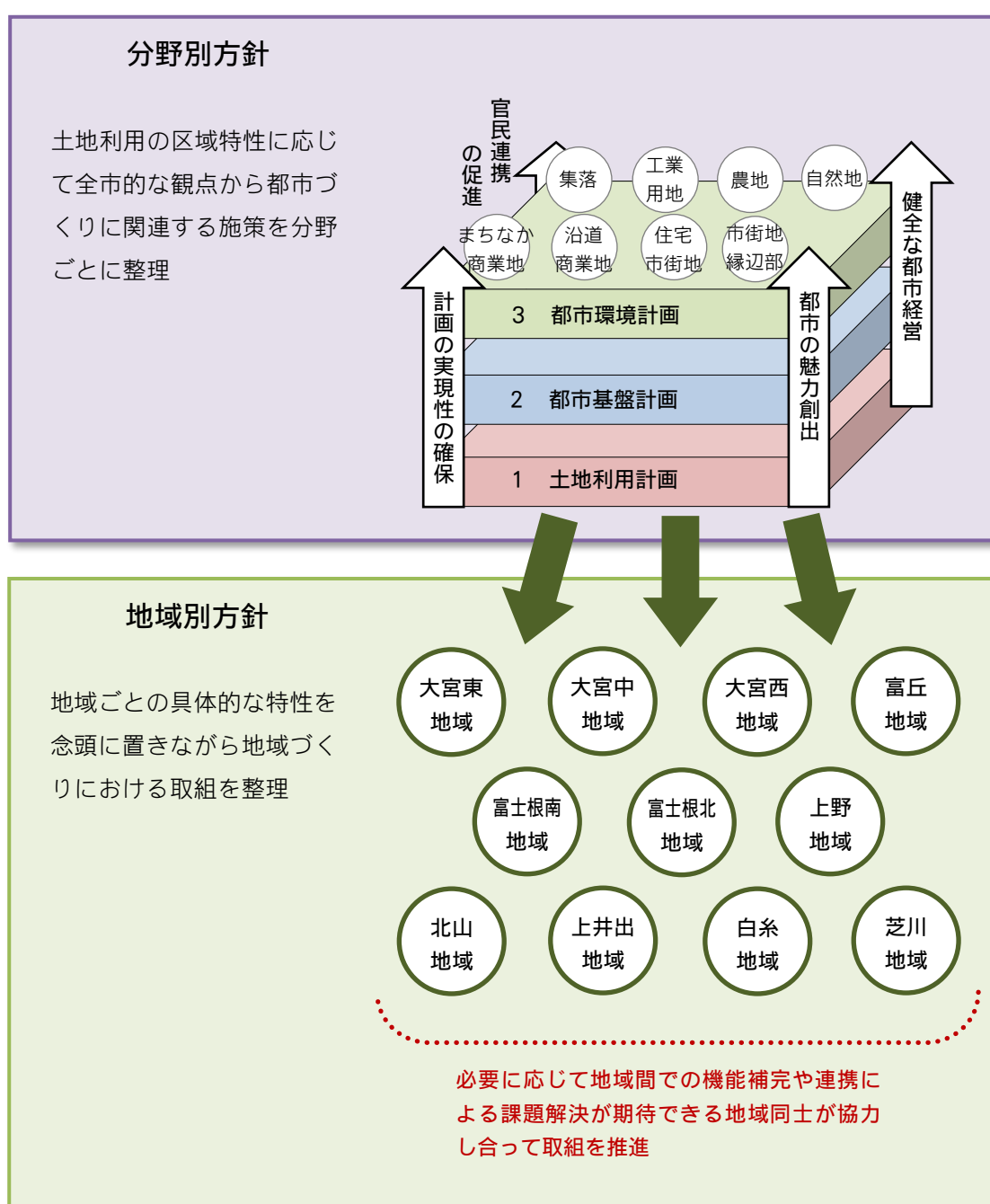
第3回地域まちづくり協議会の開催概要

グループ	地域	グループ区分の考え方の概要	テーブルごとのテーマ
大宮東、大宮中・大富士グループ	大宮東	・ 主に富士宮駅周辺の中心市街地やバイパス沿道を対象に、魅力ある多様な人々が集まる中心市街地の形成等について検討する。	・ 富士山の風格にふさわしいまちなか、市民意識づくり ・ 公共交通、交通環境 ・ 住環境 (住み良さ・防犯・防災・自然環境など)
	大宮中・大富士		
大宮西、富丘、芝富地区・内房地区・稲子地区グループ	大宮西	・ 西富士宮駅での拠点形成、市街地に市側の郊外住宅地・集落の生活環境形成及び連携方法等を検討する。	・ 西富士宮駅や集落の生活利便性 ・ 公共交通、交通環境 ・ 地域資源の活用、低・未利用地や農地・山林・環境の保全・活用
	富丘		
	芝富地区・内房地区・稲子地区 (芝川)		
富士根南、富士根北グループ	富士根南	・ バイパス沿道を拠点とし、富士山麓エリアの集落地にかけての生活環境形成及び連携方法等を検討する。	・ 住環境 (住み良さ・防犯・防災・自然環境など) ・ 公共交通、交通環境 ・ 農地・山林・環境の保全
	富士根北		
北山、上野、柚野地区グループ	北山	・ 市街地から中程度離れる地域において、集落維持や地域の魅力創出、市街地とのアクセス等を検討する。	・ 生活利便性の確保 ・ 公共交通、交通環境 ・ 農地・山林・環境の保全
	上野		
	柚野地区 (芝川)		
上井出、白糸グループ	上井出	・ 市街地から遠く離れる地域において、集落や生活環境の確保等の地域課題の解決等を検討する。	・ 生活利便性の確保 ・ 公共交通、交通環境 ・ 農地・山林・環境の保全
	白糸		

1 複数地域での連携した取組の考え方

都市計画マスタープランは、土地利用の区域特性に応じて全市的な観点から都市づくりに関連する施策を分野ごとに整理した「分野別方針」と、地域ごとの具体的な特性を念頭に置きながら地域づくりにおける取組を整理した「地域別方針」で構成されています。

計画の実現に当たっては、これまでの本市の都市づくりと同様に、全市的な取組と地域別の取組を並行して進めることを基本とします。しかし、今後各地域の人口減少が進む中で、取組内容によっては、必要に応じて地域間での機能補完や連携による課題解決が期待できる地域同士が協力し合って推進し、効果的な都市づくり・地域づくりを行っていきます。



2 地域同士の共通の取組や連携に関する意見

(第3回地域まちづくり協議会より)

上井出地域、白糸地域 グループ

- ・ 集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保
- ・ 自然の豊かさや広大な土地をいかした地域の価値の創造、基盤の改善等による定住の促進
- ・ 財産区の連携による森林等の適切な管理

北山地域、上野地域、芝川地域 (柚野地区) グループ

- ・ 集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保
- ・ 富士山の自然環境や地域資源（歴史、酒蔵、小水力発電等）をいかした地域活性化



富士根南地域、富士根北地域 グループ

- ・ 地域の人口密度の差に応じた課題の対応の工夫（教育環境、住環境、農地活用等）
- ・ 住民の憩いの場、活動・交流の場の創出

大宮西地域、富丘地域、芝川地域（芝富地区、 内房地区、稲子地区）グループ

- ・ 集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保
- ・ みどりや河川、景観等をいかした地域の活性化、来訪しやすい都市基盤・都市環境の整備
- ・ 国道469号の未改良区間の整備

大宮東地域、大宮中・大富土地域グループ

- ・ まちなかの通過交通の削減、渋滞の緩和
- ・ まちなかの市民の憩いの場、活動・交流の場の創出
- ・ 富士山の玄関口のまちとしての市民意識の醸成、資源の有効活用、景観づくり、商店街の活性化
- ・ 住民や来訪者に向けた適切な情報提供・PR

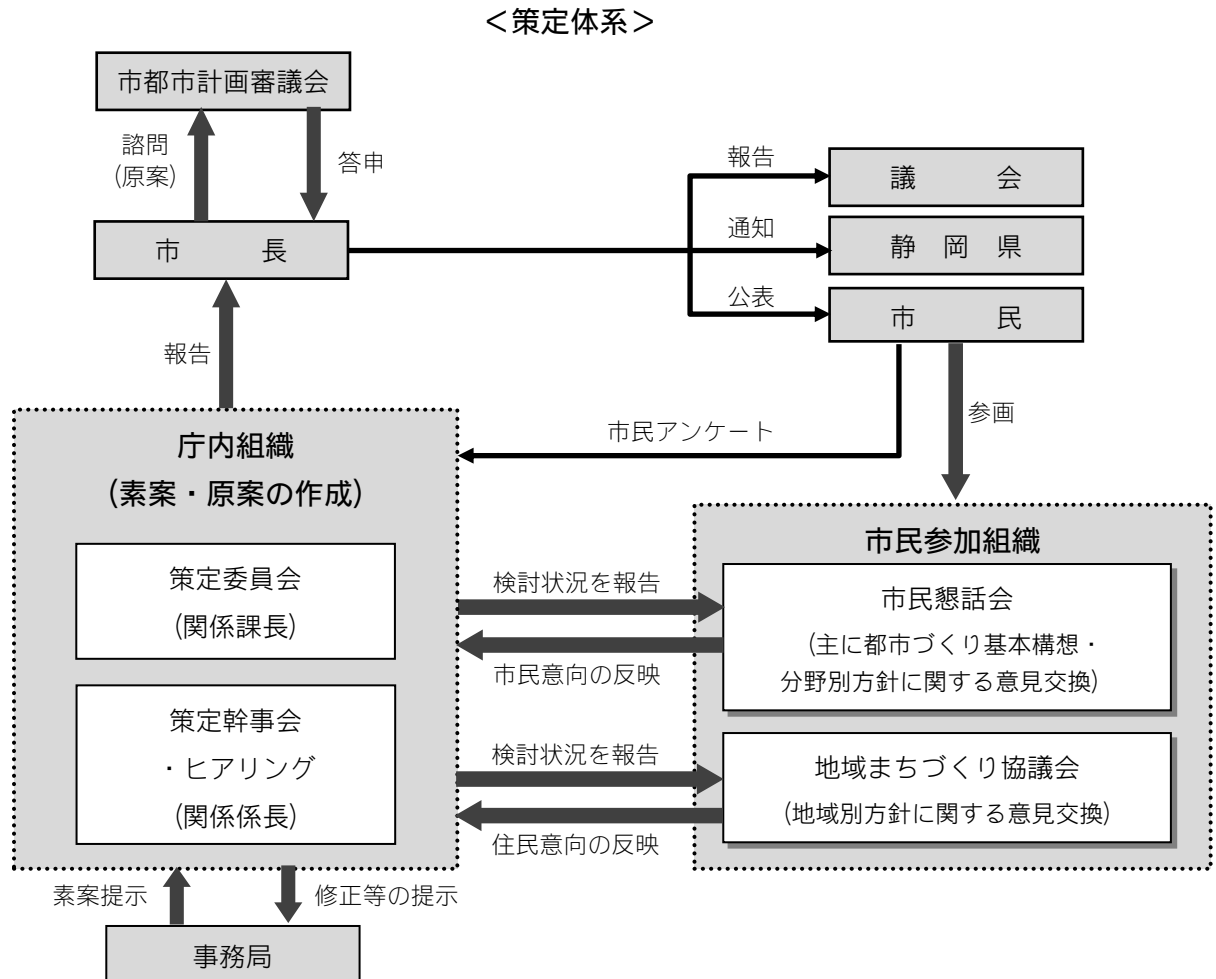
3 全市的な取組が求められる事項

項目		分野別方針の該当箇所	
土地利用	市民生活	集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保	1-(3)-2：集落の定住促進
		雇用の場の創出の必要性	1-(2)-1：まちなか商業地の都市機能の集積 1-(2)-3：沿道商業地の整備 1-(4)-2：新たな産業拠点の形成
		空き地・空き家等の管理活用の方策、仕組みづくりの必要性	1-(1)-1：区域特性に応じた土地利用の誘導
都市基盤	公共交通	宮バス・宮タクの取組の周知・PR	2-(1)-4：市民に寄り添い、生活を支える交通システムの形成
		市民に寄り添った公共交通システム実現に向けた現況把握、検討等	2-(1)-4：市民に寄り添い、生活を支える交通システムの形成
	交通環境	生活道路の安全性の向上（歩車分離、狭あい道路の解消）	2-(1)-2：市道・生活道路の改善・長寿命化 2-(1)-3：歩行者空間の整備
		交通結節点での駐車場の確保	2-(1)-6：駐車場の確保・誘導
	災害対策	避難場所の確保、避難経路の安全性の確保	2-(5)-1：地震・噴火・火災に強い都市づくり
都市環境	自然・農地	森林や農地の管理の仕組みの周知と運用、幅広い市民による活動の新たな仕組みづくり	1-(5)-1：農地の適切な保全・活用 1-(5)-2：自然緑地や生態系の保全
	景観	市内各所からの富士山の眺望保全	3-(4)-1：地域資源の保全、活用、価値向上 3-(4)-5：良好な住宅地景観の形成 3-(4)-8：特徴ある農村風景の維持・創出 3-(4)-10：富士山麓・天子山系の自然景観の維持
コミュニティ		日常の見守りや災害時に助け合える地域コミュニティの形成	3-(5)-2：地域経営を促すコミュニティ形成 3-(5)-3：災害時の自助・共助の可能性の向上
		全市的なまつりの一体性のある連携と、地域ごとのまつりの存続の取組による地域文化の継承	3-(5)-2：地域経営を促すコミュニティ形成

參考資料

1 都市計画マスタープランの策定体制と構成メンバー

以下の体制により、策定しました。



組 織 名	構成メンバー	
庁内組織	策定委員会 (関係課長)	関係課長
	策定幹事会 ・ヒアリング (関係係長)	関係係長
市民参加組織	市民懇話会	各種団体等の代表者・専門家等
	地域まちづくり協議会	各地域の代表者 (11 地域)
審議会等	市都市計画審議会	都市計画審議会委員
市民の意向の反映	市民意向アンケート	16 歳以上 (基準日:平成 29 年 9 月 1 日) の市内在住者 (3,000 人対象:平成 29 年度実施)
	地域別住民意向アンケート	16 歳以上 (基準日:平成 29 年 9 月 1 日) の各地域の在住者 (2,000 人対象:平成 29 年度実施)

2 都市計画マスタープランの策定経緯

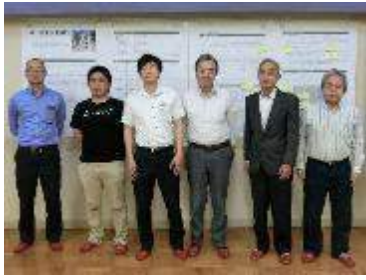





年	月 日	項 目	主な内容
平成 29 年度	10月4日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定に向けた検討の進め方と改定の要点 ・アンケート調査票について
	10月21日 ～11月6日	市民意向アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・都市づくり基本構想、分野別方針に関するアンケートの実施 ・無作為抽出 3,000 人／回収数 1,126 人（回収率 37.5%）
	11月29日 ～1月31日	第1回地域まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な生活圏域、地域の特徴や課題等の把握
	12月23日 ～1月9日	地域別住民意向アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別方針に関するアンケートの実施 ・無作為抽出 2,000 人／回収数 667 人（回収率 33.4%）
	2月5日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果 ・計画全体の方向性について ・市民懇話会の開催方法について
	3月9日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果 ・計画全体の方向性について ・市民懇話会の開催方法について
平成 30 年度	5月28日 ～6月25日	第2回地域まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の将来像、地域づくりの方向性の抽出
	7月3日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性と改定計画の将来目標の考え方 ・分野別方針の構成と改定の要点について ・現行計画関連事業現況評価調査について
	7月24日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性と改定計画の将来目標の考え方 ・分野別方針の構成と改定の要点について ・現行計画関連事業現況評価調査について
	8月8日	第1回市民懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の麓のまちにふさわしい、魅力ある市街地整備の方向性について
	8月23日	第2回市民懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や景観を活かした、集落地の再生等について
	8月27日	第3回市民懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等を見据えた強靱で安全・安心な都市づくりについて
	9月10日	第4回市民懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らし続けられる移動・交通環境の実現について
	10月4日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇話会（第1～4回）の開催結果 ・都市計画マスタープラン骨子（案） ・現行計画関連事業現況評価結果

	10月23日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランとは ・都市計画マスタープランの改定作業 ・都市計画マスタープラン骨子（案）
	10月31日 ～11月22日	第3回地域まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での取組み方策の検討（複数地域での開催）
	12月18日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（素案）
	1月25日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（素案）
令和元年度	5月10日 ～6月4日	第4回地域まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別方針のとりまとめ
	5月29日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（素案）
	6月5日	第5回市民懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による計画の実現に向けて ・市民懇話会の総括
	6月21日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市都市計画マスタープラン（案） ・市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（案）
	8月6日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市都市計画マスタープラン（案） ・市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（案）
	8月26日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市都市計画マスタープラン（案） ・市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（案）
	10月15日 ～11月14日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市都市計画マスタープラン（案） ・市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（案）
	12月19日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果 ・富士宮市都市計画マスタープラン（改定案） ・市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（改定案）
	12月26日	都市計画審議会（諮問）	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市都市計画マスタープラン（改定案）について ・市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（改定案）について
	1月27日	都市計画審議会（審議）	
1月29日	都市計画審議会（答申）		

3 計画策定における各組織のメンバー

(1) 地域まちづくり協議会

大宮東地域	<table border="0"> <tr> <td>石川 邦夫</td> <td>田中 義雄</td> <td>鍋田 政計</td> <td>山口 ひろみ</td> </tr> <tr> <td>境野 勝美</td> <td>土屋 昭洋</td> <td>日野 佳美</td> <td>山本 誠</td> </tr> <tr> <td>佐野 友祐</td> <td>土橋 文彦</td> <td>深澤 健一</td> <td>横山 政幸</td> </tr> <tr> <td>鈴木 統雄</td> <td>中野 健太郎</td> <td>福井 久美</td> <td>渡辺 真広</td> </tr> <tr> <td>高橋 利夫</td> <td>中野 信幸</td> <td>望月 春美</td> <td></td> </tr> </table>	石川 邦夫	田中 義雄	鍋田 政計	山口 ひろみ	境野 勝美	土屋 昭洋	日野 佳美	山本 誠	佐野 友祐	土橋 文彦	深澤 健一	横山 政幸	鈴木 統雄	中野 健太郎	福井 久美	渡辺 真広	高橋 利夫	中野 信幸	望月 春美														
石川 邦夫	田中 義雄	鍋田 政計	山口 ひろみ																															
境野 勝美	土屋 昭洋	日野 佳美	山本 誠																															
佐野 友祐	土橋 文彦	深澤 健一	横山 政幸																															
鈴木 統雄	中野 健太郎	福井 久美	渡辺 真広																															
高橋 利夫	中野 信幸	望月 春美																																
大宮中地域	<table border="0"> <tr> <td colspan="2"><u>大宮中支部</u></td> <td colspan="2"><u>大富士支部</u></td> </tr> <tr> <td>井口 晴道</td> <td>野村 明美</td> <td>荒川 みどり</td> <td>辻 久雄</td> </tr> <tr> <td>池野 明子</td> <td>平野 泰隆</td> <td>岩見 崇行</td> <td>野本 匡美</td> </tr> <tr> <td>石坂 将之</td> <td>増田 智宣</td> <td>佐々木 晃</td> <td>野呂 廣</td> </tr> <tr> <td>稲原 研</td> <td>松倉 光汰</td> <td>佐野 進</td> <td>森表 麗香</td> </tr> <tr> <td>川端 則貴</td> <td>望月 大和</td> <td>柴田 孝</td> <td>渡辺 喜美代</td> </tr> <tr> <td>塩川 悠哉</td> <td>湯川 美絵</td> <td>鈴木 京子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鈴木 義健</td> <td>渡辺 みつ子</td> <td>諏訪部 豊</td> <td></td> </tr> </table>	<u>大宮中支部</u>		<u>大富士支部</u>		井口 晴道	野村 明美	荒川 みどり	辻 久雄	池野 明子	平野 泰隆	岩見 崇行	野本 匡美	石坂 将之	増田 智宣	佐々木 晃	野呂 廣	稲原 研	松倉 光汰	佐野 進	森表 麗香	川端 則貴	望月 大和	柴田 孝	渡辺 喜美代	塩川 悠哉	湯川 美絵	鈴木 京子		鈴木 義健	渡辺 みつ子	諏訪部 豊		
<u>大宮中支部</u>		<u>大富士支部</u>																																
井口 晴道	野村 明美	荒川 みどり	辻 久雄																															
池野 明子	平野 泰隆	岩見 崇行	野本 匡美																															
石坂 将之	増田 智宣	佐々木 晃	野呂 廣																															
稲原 研	松倉 光汰	佐野 進	森表 麗香																															
川端 則貴	望月 大和	柴田 孝	渡辺 喜美代																															
塩川 悠哉	湯川 美絵	鈴木 京子																																
鈴木 義健	渡辺 みつ子	諏訪部 豊																																
大宮西地域	<table border="0"> <tr> <td>芦原 博</td> <td>勝亦 清人</td> <td>旗持 勝彦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石川 裕純</td> <td>菊池 佐代</td> <td>馬場 末男</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠藤 英章</td> <td>小松 道明</td> <td>深澤 弥生</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠藤 充重</td> <td>佐野 剛史</td> <td>三上 良源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大内 善久</td> <td>塩川 清一郎</td> <td>望月 忠好</td> <td></td> </tr> </table>	芦原 博	勝亦 清人	旗持 勝彦		石川 裕純	菊池 佐代	馬場 末男		遠藤 英章	小松 道明	深澤 弥生		遠藤 充重	佐野 剛史	三上 良源		大内 善久	塩川 清一郎	望月 忠好														
芦原 博	勝亦 清人	旗持 勝彦																																
石川 裕純	菊池 佐代	馬場 末男																																
遠藤 英章	小松 道明	深澤 弥生																																
遠藤 充重	佐野 剛史	三上 良源																																
大内 善久	塩川 清一郎	望月 忠好																																
富丘地域	<table border="0"> <tr> <td>五十嵐 勝</td> <td>佐野 真代</td> <td>平野 修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石川 一廣</td> <td>須江 雅恵</td> <td>平松 金三</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小野田 好美</td> <td>武井 信夫</td> <td>望月 北斗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小池 好美</td> <td>中嶋 好夫</td> <td>吉田 正敏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小林 晃</td> <td>原 盛雄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	五十嵐 勝	佐野 真代	平野 修		石川 一廣	須江 雅恵	平松 金三		小野田 好美	武井 信夫	望月 北斗		小池 好美	中嶋 好夫	吉田 正敏		小林 晃	原 盛雄															
五十嵐 勝	佐野 真代	平野 修																																
石川 一廣	須江 雅恵	平松 金三																																
小野田 好美	武井 信夫	望月 北斗																																
小池 好美	中嶋 好夫	吉田 正敏																																
小林 晃	原 盛雄																																	
富士根南地域	<table border="0"> <tr> <td>芦川 真彦</td> <td>佐野 契子</td> <td>中野 哲章</td> <td>望月 昭英</td> </tr> <tr> <td>市川 和秀</td> <td>佐野 文計</td> <td>錦織 仁美</td> <td>渡邊 京香</td> </tr> <tr> <td>小野田 貴彦</td> <td>塩川 恭子</td> <td>長谷川 正季</td> <td>渡辺 みどり</td> </tr> <tr> <td>木場 富枝</td> <td>鈴木 小百合</td> <td>水越 康太郎</td> <td>渡辺 靖</td> </tr> <tr> <td>後藤 芳弘</td> <td>仲田 育美</td> <td>宮川 保典</td> <td></td> </tr> </table>	芦川 真彦	佐野 契子	中野 哲章	望月 昭英	市川 和秀	佐野 文計	錦織 仁美	渡邊 京香	小野田 貴彦	塩川 恭子	長谷川 正季	渡辺 みどり	木場 富枝	鈴木 小百合	水越 康太郎	渡辺 靖	後藤 芳弘	仲田 育美	宮川 保典														
芦川 真彦	佐野 契子	中野 哲章	望月 昭英																															
市川 和秀	佐野 文計	錦織 仁美	渡邊 京香																															
小野田 貴彦	塩川 恭子	長谷川 正季	渡辺 みどり																															
木場 富枝	鈴木 小百合	水越 康太郎	渡辺 靖																															
後藤 芳弘	仲田 育美	宮川 保典																																

<p>富士根北地域</p>	<p>伊藤 佳輝 上原 三郎 上原 美帆 植松 重貴 遠藤 恒男</p>	<p>大河原 忠 金森 豊 菊池 秀雄 倉田 貴文 村松 久</p>	<p>若林 千尋 渡邊 光政 渡邊 良一</p>	
<p>上野地域</p>	<p>赤池 公孝 石川 明彦 石川 安理 石川 清次 長田 悠斗 柏木 広正 加茂 しのぶ</p>	<p>加茂 光也 菊地 文男 小林 里栄 佐藤 宣仁 佐野 悦雄 佐野 志農夫 佐野 隆俊</p>	<p>四條 順子 清 理祥 内藤 満理子 前林 求 村松 百恵 望月 百恵 薬師寺 勉</p>	
<p>北山地域</p>	<p>赤池 一浩 赤池 朋子 朝日 芳雄 石川 清次 伊藤 光嗣</p>	<p>内堀 忠雄 神戸 清和 小林 たつ子 小林 秀明 齊藤 泰彦</p>	<p>鈴木 一弘 中野 孝子 細小路 友一 堀内 英俊 前嶋 仁</p>	
<p>上井出地域</p>	<p>赤池 一男 赤池 康成 杵塚 健志 佐野 順一 鈴木 和美</p>	<p>鈴木 復子 鈴木 佳信 中込 文雄 中島 貴男 星野 秀昭</p>	<p>松崎 誠司 吉川 琢也 渡邊 邦浩</p>	
<p>白糸地域</p>	<p>井出 光彦 伊藤 裕香 植松 真奈美 遠藤 美穂子 小池 駿太</p>	<p>佐野 定幸 佐野 静香 志村 一彦 清 豪敏 平石 博一</p>	<p>馬飼野 公洋 馬飼野 行雄 渡邊 定賢</p>	
<p>芝川地域</p>	<p>浅倉 健児 芦澤 喜則 井上 達男 大島 毅 川上 利夫</p>	<p>後藤 幹夫 齋藤 祐幸 佐藤 隆夫 佐野 妙子 佐野 文洋</p>	<p>佐野 誠 佐野 幸弘 佐野 良文 清 美佳子 中村マゼラン太郎</p>	

(2) 市民懇話会

テーマ	区分	氏名	所属団体	役職
第1回 「富士山の麓のまちに ふさわしい、魅力ある市街地 整備の方向性について」 	専門家 (コーディネーター)	阿部 貴弘	日本大学	教授
	市民代表	篠原 寛	富士宮商工会議所	副会頭
		石田 寛二	富士宮市観光協会	副会長
		日原 誠	富士宮青年会議所	理事長
		増田 恭子	富士宮商店街連盟	会長
		渡辺 孝秀	NPO法人まちづくりトップランナーふじのみや本舗	代表理事
第2回 「自然や景観を活かした、 集落地の再生等について」 	専門家 (コーディネーター)	水口 俊典	芝浦工業大学	名誉教授
	市民代表	武井 信夫	区長会	青木平区長
		常盤 敏行	稲子地区定住推進委員会	委員
		佐野 順一	猪之頭振興協議会	会長
		鈴木 繁	富士宮農業協同組合	企画管理課長
		篠原 勲	芝川商工会	会長
		齊藤 明男	ふじのみや市民環境会議	会長
第3回 「大規模災害等を見据えた 強靱で安全・安心な 都市づくりについて」 	専門家 (コーディネーター)	田中 聡	常葉大学	教授
	市民代表	大内 善久	区長会	神賀区長
		清 功	富士宮市社会福祉協議会	会長
		高部 昌子	NPO法人母力向上委員会	委員
		笹原 和之	富士宮市防災指導員	会長
		遠藤 英章	富士宮警察署少年警察ボランティア連絡会	会長
第4回 「地域で暮らし続けられる 移動・交通環境の 実現について」 	専門家 (コーディネーター)	藤井 敬宏	日本大学	教授
	市民代表	土屋 忠男	富士急静岡バス株式会社	取締役社長
		米山 政司	静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部	支部長
		山崎 好信	ふじさんシニアクラブ 富士宮	会長
		赤池 文博	富士宮市PTA連絡協議会	会長

テーマ	区分	氏名	所属団体	役職
<p>第5回 「官民連携による 計画の実現に向けて、 市民懇話会の総括」</p>   	<p>専門家 (コーディネーター)</p>	阿部 貴弘	日本大学	教授
	市民代表	篠原 寛	富士宮商工会議所	副会頭
	石田 寛二	富士宮市観光協会	副会長	
	石坂 真由美	富士宮青年会議所	幹事	
	増田 恭子	富士宮商店街連盟	会長	
	渡辺 孝秀	NPO 法人まちづくりトップランナーふじのみや本舗	代表理事	
	武井 信夫	区長会	青木平区長	
	常盤 敏行	稲子地区定住推進委員会	委員	
	篠原 勲	芝川商工会	会長	
	齊藤 明男	ふじのみや市民環境会議	会長	
	佐野 宏幸	富士宮市社会福祉協議会	事務局長	
	高部 昌子	NPO 法人母力向上委員会	委員	
	笹原 和之	富士宮市防災指導員	会長	
	米山 淳	富士急静岡バス株式会社	業務部長	
米山 政司	静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部	支部長		
山崎 好信	ふじさんシニアクラブ 富士宮	会長		

(3) 都市計画マスタープラン策定委員会

役 職	職 名	役 職	職 名
委員長	都市整備部 部長	委 員	環 境 部 花と緑と水の課長
副委員長	都市整備部 都市計画課長	委 員	保険福祉部 福祉企画課長
委 員	企 画 部 企画戦略課長	委 員	都市整備部 道路課長
委 員	企 画 部 富士山世界遺産課長	委 員	都市整備部 河川課長
委 員	財 政 部 資産活用課長	委 員	都市整備部 都市整備課長
委 員	市 民 部 市民生活課長	委 員	都市整備部 建築住宅課長
委 員	市 民 部 市民交流課長	委 員	水 道 部 下水道課長
委 員	産業振興部 農業政策課長	委 員	危機管理局 危機管理局長
委 員	産業振興部 観光課長	委 員	消 防 本 部 警防課長
委 員	産業振興部 商工振興課長	委 員	教 育 部 教育総務課長
委 員	環 境 部 環境企画課長	委 員	教 育 部 文化課長
委 員	環 境 部 生活環境課長		

(4) 都市計画マスタープラン策定幹事会

役 職	職 名	役 職	職 名
議 長	都市整備部 都市計画課長	委 員	花と緑と水の課 公園緑地係長
委 員	企画戦略課 企画調整係長	委 員	福祉企画課 福祉企画係長
委 員	富士山世界遺産課 企画係長	委 員	道 路 課 建設係長
委 員	資産活用課 管財係長	委 員	河 川 課 計画係長
委 員	市民生活課 市民安全係長	委 員	都市整備課 市街地整備係長
委 員	市民交流課 市民交流係長	委 員	建築住宅課 住宅管理係長
委 員	農業政策課 農業係長	委 員	下 水 道 課 建設係長
委 員	観 光 課 観光企画係長	委 員	警 防 課 警防係長
委 員	商工振興課 知財戦略・商業係長	委 員	教育総務課 総務係長
委 員	環境企画課 環境衛生係長	委 員	文 化 課 学術文化財係長
委 員	生活環境課 環境保全係長	委 員	危機管理局 危機管理担当

4 都市計画審議会諮問・答申

富 都 第 232 号
令和元年12月26日

富士宮市都市計画審議会
会 長 藤 井 敬 宏 様

富士宮市長 須藤 秀忠
(都市整備部・都市計画課)

富士宮市都市計画マスタープランの改定について（諮問）

富士宮市都市計画マスタープランの改定について、富士宮市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

富 都 審 第 2 号
令和2年1月29日

富士宮市長 須藤 秀忠 様

富士宮市都市計画審議会
会 長 藤 井 敬 宏

富士宮市都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和元年12月26日付け富都第232号により諮問のあった標記の件について、当審議会では慎重審議の結果、下記のとおり回答いたします。

記

原案のとおり、都市計画上適切なものと認めます。

都市計画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職	備考
学識経験者	藤井 敬宏	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	会長
学識経験者	菅原 由美子	菅原由美子観光計画研究所 主宰	
学識経験者	阿部 貴弘	日本大学理工学部まちづくり工学科 教授	
学識経験者	渡井 政行	一般社団法人富士建築士会 副会長	
学識経験者	清 哲也	富士宮商工会議所 副会頭	
学識経験者	清 信昭	富士宮農業協同組合 専務理事	
学識経験者	佐野 宏幸	富士宮市社会福祉協議会 事務局長	
市議会議員	若林 志津子	富士宮市議会議員	
市議会議員	細沢 覚	富士宮市議会議員	
市議会議員	植松 健一	富士宮市議会議員	
市議会議員	小松 快造	富士宮市議会議員	
関係行政機関 又は県の職員	成宮 康晴	富士宮警察署長	
関係行政機関 又は県の職員	青木 直己	富士土木事務所長	
関係行政機関 又は県の職員	長谷川 剛司	富士農林事務所長	
市民	石川 一廣	富士宮市区長会 会長	
市民	高橋 朝子	ふじのみや女性の会 副会長	
市民	塩川 祐子	N P O 法人母力向上委員会 代表理事	

用語説明

ア行

アプローチ	接近の仕方・取り組み方。建物に通じる道。	51 頁
インフラ	インフラストラクチャー (infrastructure) の略で、道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」。	37 頁
NPO (民間非営利組織)	住民がまちづくりを行うための共同開発や融資、支援サービスの提供などの共同事業体で、私的な利潤を目的としない活動組織。	41 頁
オーナー農園	栽培農家等が播種から収穫までの管理を行う農園のオーナーとなり、年間を通じて農産物の栽培や農業体験、農家との交流だけでなく、圃場から取れる作物を受け取ることができる農園制度。	148, 166, 172 頁
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。	37, 67, 78 頁 他

カ行

開発許可制度	都市近郊における無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという都市計画法の目的を達成するため、都市計画区域内で開発行為をする場合や市街化調整区域内で建築行為をする場合などについて、都市の水準を確保するため、一定の基準を設けて、許可がいるようにした制度。	36, 49 頁
環境影響評価	環境に悪影響をもたらす可能性のある開発などの計画がある時に、その影響を事前に予測・評価し、計画案に反映させるプロセス。環境アセスメントとも言う。	91, 92 頁
環状道路	都市の中心地域から、市街地へ、さらに周辺都市に向かって放射状に伸びた道路をリング状に連絡する道路。	31, 62 頁
官民連携	民間事業者や地域住民などが主体となり、行政と連携したり、支援を受けたりしながら進める取組。	4, 6, 7 頁 他
キス・アンド・ライド	自動車を用いた送迎による公共交通機関への乗り継ぎシステムであり、一般的にタクシー・ハイヤーや企業の自家用車を用いた会社の運転手による送迎は含まず、家族などの親しい個人による送迎システム。	64 頁
区域区分	都市の無秩序な市街地の拡大を抑制し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。通称「線引き」	3, 20, 36 頁 他
景観計画	平成 17 年 6 月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。本市では、同法に基づく「富士宮市富士山景観条例」と合わせて平成 22 年 1 月 1 日より施行し、一定規模以上の建築物、工作物、開発行為等に関する届出等により景観形成誘導を図っている。	4, 97, 100 頁 他
景観計画重点地区	市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源をいかし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として指定されるものであり、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準（行為の制限）などを定める。	97, 100 頁
景観重要公共施設	良好な景観形成を推進するため、地域の景観まちづくりを先導する役割としてふさわしい整備を行うものとして指定されるものであり、景観形成の骨格を形成する施設や、景観上重要と考えられる地域に関連する施設が該当する。	97, 100 頁

景観重要建造物	建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるもの。	97, 100 頁
景観重要樹木	樹姿（樹高や樹形）が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるもの。	97, 100 頁
建築協定	住民全員の合意によって、建築基準法の最低限の基準に、建物の用途、高さ、壁面後退等の一定のルールを定め、お互いに守っていくことを約束する制度。	12, 37, 53 頁 他
減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。	24, 80 頁
交通結節点	複数あるいは様々な交通手段の接続、例えば、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。	61, 64, 117 頁 他
コミュニティ	地域性と共同性を基礎にする社会。共同社会。地域社会。	7, 25, 44 頁 他
コミュニティ道路	歩行者などが安全・快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽やベンチ・街路灯などを設けた道路。	63 頁
コミュニティバス	交通空白地域や交通不便地域などで地域住民の移動手段を確保するために、自治体などが運行するバス。	16 頁
サ行		
再生可能エネルギー	自然の力や廃棄物などを活用するため、枯渇する心配がなく、繰り返し使うことができるエネルギー。太陽光発電や風力発電、バイオマス発電、地熱発電などが該当し、石油や石炭などの化石燃料の使用を抑えることができる。	25, 29, 91 頁 他
市街化区域・市街化調整区域	既に市街地を形成している区域及び、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」。また、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的に都市計画で定めるもの。	12, 20, 108 頁 他
市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針	本都市計画マスタープランの別冊として策定したもので、市街化調整区域における地区計画適用の考え方や適用に当たっての要件等を示している。	32 頁
市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的として行う事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。	36, 77 頁
事前都市復興計画	発生が危惧される被害を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の方針や進め方など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から市民・事業者・行政で共有するための計画。	77, 80 頁
シビックプライド	「都市に対する市民の誇り」という概念で使われることが多い。日本の「郷土愛」といった言葉と似ているが、単に地域に対する愛情を示すだけでなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を指す。	38, 83 頁
市民農園	都市民が花卉園芸や野菜栽培などの機会を持てるように、近郊に設ける貸し農園。農家が直営する場合と自治体や農協がまとめて借り上げて市民に貸す場合などがある。	56, 136, 142 頁 他
住宅ストック	ある時点において蓄積されている住宅。	38, 84 頁

参考資料

住宅団地	1カ所にまとめて建設するために計画的に開発した住宅。	37, 108, 123 頁 他
新エネルギー	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において定められ、その利用が政策的支援対象とされているエネルギーの総称。利用し続けても枯渇することがなく、環境への負荷も少ない太陽光・風力・地熱発電・バイオマスなどを言う。	21, 85 頁
震災復興都市計画 行動計画	地震・津波等により市街地が広域に被災した場合、緊急に円滑な復興を図る必要があるため、復興事業に着手するまでに関係機関がとるべき都市計画に関する手続きの手順等を示したもの。	77 頁
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、道路や下水道などの都市施設が整備されないまま、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。	12, 30 頁
生活利便施設	食料品を調達するスーパーやコンビニ、クリーニング店、郵便局、銀行、医療機関など、生活に欠かせない施設。	26, 51, 52 頁 他
世界遺産	地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物であり、現在を生きる世界中の人びとが過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産。	2, 4, 10 頁 他
夕行		
第1次産業	農業、林業、漁業の総称。	14 頁
第2次産業	鉱業、建設業、製造業などの産業の総称。	14 頁
第3次産業	サービス業全般を含む第1次産業、第2次産業以外の産業の総称。	14 頁
体験農園	経営の主体は農業者にあり、その農業経営者が、1年間の作付けについて計画して、その計画に沿って入園者が播種・植え付けから収穫までを体験できる農園。	148, 166, 172 頁
地域地区	土地の合理的な利用を図るため、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決める地区。都市計画法では用途地域や特別用途地区のほか多くの制度がある。	3, 36 頁
地区計画	地区の特性に応じ、公園・街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態等の制限など総合的な計画を定め、良好な居住環境の維持・形成を目指す制度。地区の合意のもと、市町村が都市計画の一つとして決定する。	3, 12, 32 頁 他
地産地消	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。	24 頁
眺望点	景観資源を眺めることのできる優れた眺望場所。	95, 98 頁
デマンド型乗合タクシー	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。	16 頁
都市型観光地	都市に滞在し、歴史遺産や町並、古典芸能やコンサート、美術鑑賞などの芸術、テーマパークなどのアミューズメント、ショッピングや飲食、夜景などを楽しむ観光のこと。	117 頁
都市型住宅地	住宅地と商業・業務施設などが共存した利便性の高い住宅地。	50, 51, 117 頁

都市計画区域	市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域を、「都市計画区域」として都道府県が指定する。	20, 36, 56 頁 他
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都道府県が定める都市計画区域のマスタープランであり、都市計画区域ごとに、都市計画の目標、区域区分(線引き)の決定の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針など、整備、開発及び保全の方針を定めることとされている。都市計画区域について定める都市計画は、この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。	2, 4, 5 頁
都市施設	道路、公園、下水道などの都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設で、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するため必要不可欠な都市の骨格を構成するもの。	3, 5, 36 頁 他
特別用途地区	用途地域の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。	36 頁
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。	138 頁
ナ行		
南海トラフ巨大地震	駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する「南海トラフ」において、科学的に想定される最大クラスの地震。	103 頁
二次災害	ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。豪雨のため地盤が緩んで起こる土砂崩れ、地震でガス管が損壊したことによる爆発事故、救助隊の遭難や被災などの例がある。	76 頁
農業集落排水	農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する污水处理。	71, 72, 169 頁
農地中間管理事業	農地中間管理事業は、分散し錯綜している農地を担い手ごとに集約し、地域農業の強化を図る事業。各都道府県に一つずつ、知事が指定した「農地中間管理機構」を設置し、農地所有者などの「出し手」から農地を公社(機構)が借り、農地の集約や経営規模を拡大する農業者や法人、新規参入者などの「受け手」を対象に、公社(機構)が借受希望者を公募し、集約的に農地を貸し出す制度。	56 頁
農振農用地	農業振興地域における農用地の略。農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業の近代化、公共投資の計画的推進など、総合的に農業の振興を図る必要がある地域について、都道府県が指定する地域。農用地区域は、農業振興地域における農業上の利用を確保する必要がある土地について、農業振興地域整備計画において定める区域。	56 頁
ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。	64 頁

八行		
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。	78, 81 頁
パブリック・コメント	市民意見公募とも言い、行政機関が政策や法律の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く市民等から意見や情報を提出していただく機会を設けるもの。	41 頁
バリアフリー法	高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを旨とした法律。	60, 63, 67 頁 他
BOD	「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略。最も一般的な水質指標の1つであり、水中の有機物が微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量を表したものの。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。	72 頁
ビオトープ	本来は生物が生息する最小空間単位を意味するが、もっと幅広く、都市やその他の地域の植物・小動物・昆虫・鳥・魚などが共生できる生物生息空間を保全、造成又は復元した場所として捉えるようになった。	86, 88 頁
風致地区	都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観を形成している地域）を維持するため都市計画に定める地域地区。本市では、白尾山地区、明星山地区など8か所が指定されており、条例に基づき建築行為や樹木の伐採など一定の制限がある。	36, 89 頁
富士山世界遺産構成資産（世界遺産富士山の構成資産）	富士山が「信仰の対象」「芸術の源泉」となった価値を具体的に証明できる文化資産のことであり、山体だけでなく、古より富士山と関わりを持つ周囲の神社や登山道、風穴、溶岩樹型、湖沼などの25箇所が指定されている。	24, 58, 94 他
富士山等景観保全地域及び富士山等眺望保全地域	富士宮市富士山景観条例に定められている地域で、富士山等の美しさ、雄大な景観を保全するため、富士山等景観保全地域にあつては1,000㎡以上、富士山等眺望保全地域にあつては3,000㎡以上の土地利用について、事前に市に届け出て協議を行う必要がある。	100 頁
防火・準防火地域	建築密度の高い市街地において、火災の危険を防除することを目的として定める地域で、不燃化を促進するために、建築基準法により建築物の規模に応じて構造制限が定められている。	36 頁
防災都市づくり計画	防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、様々な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的施策として定める計画であり、主に短期的な施策を位置付けた「地域防災計画」と主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の間を双方向につなぐものとして位置付けられる。	77, 80 頁
ポケットパーク	ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間。	67, 68 頁
マ行		
マネジメント計画	各種事業の進捗確認を行うための目標設定、将来的なコストやスケジュールの流れなどを整理した計画。	39, 58, 59 頁
モビリティ・マネジメント	当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するものであり、「環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模、かつ、個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、一人一人の住民や、一つ一つの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が、その大きな特徴である。	61, 64 頁

ヤ行		
ユニバーサルデザインタクシー	健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい「みんなにやさしい新しいタクシー車両」であり、街中で呼び止めてもよし予約してもよしの誰もが普通に使える一般のタクシー。	64 頁
用途地域	都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系・商業系・工業系など 12 種類に区分して定める。	36, 44, 47 頁 他
ラ行		
リサイクル	生活環境の汚染防止、省資源、ゴミ処理量の減少を狙った廃棄物の再生。	21, 71, 72 頁 他
6次産業	農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。	24 頁
ワ行		
ワークショップ	まちづくりにおけるワークショップとは、地域に係わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、更に快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。	41 頁

富士宮市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

発行 富士宮市都市整備部都市計画課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

TEL : 0544-22-1166

FAX : 0544-22-1208

E-mail : toshi@city.fujinomiya.lg.jp

この冊子は環境保護のため、地球にやさしいベジタブルオイルインキで印刷しています。